

平成 2 6 年 9 月 5 日（金）

（第 1 日 目）

平成26年第29回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

平成26年第29回苓北町議会定例会は、平成26年9月5日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	野田 謙二	2 番	浜口 雅英
4 番	大仁田藤男	5 番	田嶋 豊昭
6 番	野崎 幸洋	7 番	錦戸 俊春
8 番	山下 時義	9 番	松野 重幸
10 番	錦戸 久幸	11 番	神崎 公顕（副議長）
12 番	倉田 明（議長）		

3. 不応招議員

3 番 山本 政人

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 山口 仁 人 書 記 野 田 寛 子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田 嶋 章 二	副 町 長	松 野 茂
教 育 長	芦 塚 博 昭	総 務 課 長	岡 田 晴 喜
税務住民課長	荒 木 広 之	土木管理課長	益 田 大 介
農林水産課長兼 農委事務局長	野 田 尚 之	企画政策課長	福 田 忠 輝
福祉保健課長	田 尻 伸 治	健康増進室長	山 崎 敬 一
水道環境課長	小 林 和 文	会計管理者兼 会 計 課 長	大 田 勝 彦
教 育 課 長	山 崎 秀 典	商工観光課長	立 山 清 剛

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。本日は山本議員から欠席届が出ております。只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、只今から平成26年第29回苓北町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉田 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、錦戸俊春君、8番、山下時義君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（倉田 明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元の日程（案）を配付しておりますとおり、本日から9月12日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月12日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉田 明君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

6月15日、大阪市で開催された「第23回関西ふるさと苓北会総会」に議会から、議長・山本議員・錦戸久幸議員が出席しました。

総会には、会員の皆様並びに招待者の皆様、約170名が出席されておりました。出席者の皆さん方に、故郷の情報を発信するとともに、懇親を深めてまいりました。

6月26日、熊本ホテルキャッスルで開催されたTTP協定交渉経過の説明会に出席しました。JAれいほくからも組合長が出席されておりました。進展がある内容ではなく、これまでの経過の繰り返しの内容でございました。

6月27日、天草警察署において、天草防犯協会評議員会が開催され、出席しました。

7月29日、熊本市テルサで開催されました地域福祉トップセミナーに出席しました。又、同日、天草ジオパーク構想認定に向けた日本ジオパーク認定現地調査講評報告会に出席しました。

8月1日、熊本市自治会館で開催された県町村議会議長会理事会に出席しました。正

副議長研修会、常任委員長・議会運営委員長研修会等の議案が審議されました。

8月5日、熊本市自治会館で開催されました県町村議会議長会主催の正副議長研修会に議長と神崎副議長が出席しました。コリヤリポート編集長の辺 真一（ピョン・ジンイル）氏による講演がありました。

次に、8月8日、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

8月20日、天草広域連合議会定例会に出席しました。平成26年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）等の議案が審議されました。

8月21日、鹿児島県長島町で開催されました天草・出水県際交流促進協議会総会に出席しました。平成25年度事業経過報告、25年度収支決算報告及び平成26年度事業計画案、26年度収支予算案が審議されました。

次に、8月25日、上天草市で開催された天草地域国県道路整備促進期成会総会に議長と田嶋建設経済常任委員長が出席しました。

平成25年度事業経過報告及び収支決算報告、26年度事業計画案、収支予算案等が審議されました。

又、同日、グランメッセ熊本で開催されました県町村長会主催の常任委員長・議会運営委員長研修に、議長以下5名が出席しました。

国際医療福祉大学院教授・高橋紘士氏による「地域包括ケアの時代の医療福祉介護」という演題での講演がありました。

8月27日、第3回苓北町子ども・子育て会議に出席しました。苓北町子ども・子育て支援事業計画に関する事項の説明等がありました。

9月2日、熊本市自治会館で開催された県町村議会議長会理事会に出席しました。内容は、平成27年度県町村議長会予算に係る町村負担金の額等に関する協議が行われました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉田 明君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告を申し上げます。

まず、8月24日に唐津市の西の浜海水浴場で開催されました第10回唐津ペーロン・レガッタ大会に、苓北町から1チーム参加し、姉妹都市唐津市の皆様方と交流を深めて帰ってきております。

次に、9月20日、21日に山鹿市におきまして、第69回熊本県民体育祭山鹿大会

が開催されます。苓北町からは、天草郡代表選手として、１１競技、１５種目に総勢１４９名の選手役員が出場いたします。

次に、町民体育祭ございますが、９月２８日、日曜日、坂瀬川地区が坂瀬川中学校グラウンドで、都呂々地区が都呂々小中学校グラウンドで開催されます。又、１０月５日、日曜日、志岐地区が志岐小学校グラウンド、富岡地区が富岡小学校グラウンドでそれぞれ開催されます。

次に、１０月９日から１３日までは、苓北町の５窯元、天草町の４窯元が参加をいたしまして、天草西海岸陶芸まつり秋の窯元めぐりとして開催されます。なお、開会式は、１０月９日、午前１１時から内田皿山製陶所で開催されます。

次に、敬老会の日程でございます。まず、１０月１４日、火曜日には、坂瀬川地区が坂瀬川公民館で、都呂々地区が都呂々公民館で開催されます。又、１０月１５日、水曜日には、志岐地区が志岐小学校体育館で、富岡地区が富岡公民館で開催されます。それぞれ午前１０時からの開催予定でございます。

次に、第２０回吟詠「天草洋に泊す」全国大会についてのお知らせでございます。１０月２６日、日曜日、午前９時から、志岐集会所で開催いたします。本年度は、約１３２名の方々から参加申し込みがっております。

次に、第２回苓北夕やけマラソン大会の開催についてでございます。１１月１日、土曜日、午後２時３０分から農村運動広場をスタート・ゴールとして開催いたします。

次に、苓北町防災訓練についてのお知らせでございます。１１月９日、日曜日、坂瀬川海岸地先を震源とした震度５強の地震発生を想定した津波発生の情報伝達訓練並びに避難訓練を実施いたします。又、坂瀬川小学校の建物火災を想定いたしました消火活動・避難誘導・人命救助等を通して、相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、産業文化祭開催のお知らせでございます。４年に１度開催しております苓北町産業文化祭を１１月１５日、１６日の２日間、総合センターを主会場として開催いたします。

次に、１１月２３日、日曜日、東京都の霞ヶ関ビルの東海大学校友会館において、関東ふるさと苓北会が開催されます。

それぞれの行事につきましては、議員皆様方には大変ご多忙の中とは存じ上げますが、ご出席いただきますようよろしくお願いをいたします。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉田 明君） これで行政報告を終わります。

—————○—————

○議長（倉田 明君） 本日は、録音機器の調子が悪いということでございますので、

ＩＣレコーダーでの録音となります。したがいまして、議員皆様はそれぞれの議席のマイク使用は可能でございますので、そういった事情でご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

—————○—————

日程第５ 一般質問

○議長（倉田 明君） 日程第５、一般質問を行います。通告１番、野田謙二君。

○１番（野田謙二君） 通告１番、１番議員の野田謙二でございます。今回は、苓北町の経済政策について、町長にお尋ねいたします。

ここで私が言うところの経済政策とは、市町村の地方自治体でもっとも大きな経済的財源である公共工事費用のことです。政治的関心のない一般の町民の皆さんは、余りこのことをわかっておりません。又、今回は、公共工事以外でも経済政策となり得るような２次的な政策についてもお伺いいたします。

まず、経済政策として典型的な例は、今年の予算でも取り上げられました拠点避難地建設、これは災害用仮設住宅地の敷地の建設で、町民にはサッカー場の建設としてとらえられていると思います。私も複数の町民から何でサッカー場をと数人から質問をされました。そのときは国家予算での災害用仮設住宅地、その整備の公共事業です。町の負担は１５パーセントですと答えておりました。そうしますと、サッカー場が要るのかと疑問に思っていた人も返答に窮しました。実際は苓北町サッカー協会から陳情が上がったことからのサッカー場建設なのではございますが、サッカーに関心のない町民には、このような説明の方が説得力があったようです。実際に、東京都以外の地方公共団体は、自前の税収だけではやって行かれないのが実情です。今年のサッカー場建設予算は、国家予算から総額の８５パーセントが出る災害用仮設住宅地整備の予算であり、他の市町村に簡単にできない苓北町の経済政策であると自負しております。あとは、実際に運営する教育委員会に精一杯の営業をしていただき、サッカー場建設予算としても意味があったのだと、全ての町民に納得のいくように頑張っていただきたいものです。

このように地方公共団体においては、公共工事は地域経済の維持のための経済政策の意味を持っております。民主党政権時代に、無駄なものは一切造るなどの主旨のもと、大きく公共工事費が削られたことは記憶に新しいことだと思っています。その結果、多くの事業体が閉鎖し、そして、東日本大震災での復興事業に人材不足に陥り、又、その他の気候の急激な変化にも、自然災害に対処できなかった自治体があるのも事実です。そこで、町長には、今後の経済対策として、どのように予算を使っていく計画があるのかをお尋ねいたします。

実際には、来年１月までの任期です。年内に補正予算を組んで、急いで公共工事を乱発しても町役場自体が耐えられなくなるのは目に見えるように明らかです。そこで、来

年の選挙の計画も含めて、今後の苓北町の経済対策としてどのように考えているのかを具体的にお聞かせ願えればと思っております。

実際に、箱物公共工事では限界があると思っています。国家予算は自由に何にでも使えるわけではありません。苓北町の財源では、苓北町に必要なものを限られた予算の中で選別しながらしか使えないのです。数例を申し上げます。例えば、先ごろ、長野県上田市へ議員視察に行っていました。そこでの内容は、住民が健康に暮らせるようにと、基本的な運動機器や、運動助成システムを低料金で使えるように自治体を用意しているというものでした。これ自体は公共工事ではありません。しかし、機器の購入だけで町民が健康になり、町民の医療機関への出費が抑えられたなら、町の助成額も削減となる一石二鳥の経済対策となり得ると思っています。実際には、場所の選定、機器の選択など細かな決定をしなければなりません。そういうことはございますが、苓北町にも必要な経済対策ではないかと考えています。又、公共工事として河川の改修も遅れていると考えられます。先ごろの大雨で、これは台風の雨ではなく、台風直前の雨です。大きな土砂崩れが数件起きました。実際には、目に付く国道沿いの土砂崩れが目立っておりますが、普段は水量も少なく、河川底が浅い上流地域でも、大雨でものすごい河川の流量となり、河川から田畑に流れ込むという被害が起きております。河川から単に必要な水を取り込む堰を破壊され、個々人の負担ではどうしようもなくなってしまうのです。河川は、町の所有物です。流量の多い、又、多くの人の目に付く河口周辺だけでは、実際の経済効果は予算の大きさだけになってしまいます。この数年では、上下水道も完備され、又、道路整備が進み、川への町民の意識が以前に比べて小さくなっています。しかし、実際被害のあった場所は、田畑などの2次的な財産被害にも遭っています。これらの災害がなければ、少なくとも経済的に悩むことは少なくなります。このような視点で一度調査をされてみて、普段は小さい河川の上流地域でも、河川の改修は実際にかかる費用以上の経済効果が上がるということを期待できるはずです。

又、同じように町道に覆いかぶさる樹木にも目を向けてほしいものです。特に、都呂々の木場地区、萱の木地区、狸河内地区などでは、樹木の茂った町道の先に民家がございます。住民自身は火事など災害を起こす想定はせずに暮らしております。ところが、実際に火事は起こります。起こす気がなくても火事は起こるのです。その火事の際に、消防車の到着に結果として時間がかかるということがあり得るのです。普段、乗用車や軽自動車のサイズでは通れるような樹木のかかり方であっても、大型サイズの消防車になりますと、これで枝が引っかかるということで、結果徐行をしなければならないという事態が起こり得るのです。その結果、工事費以上に大きな被害になることが考えられるということです。このことも、工事費以上の2次的な経済対策になると私は考えています。町道に対しましても、苓北町5ヶ年計画にとらわれ過ぎず、早急にかつ柔軟に

対応してもらいたいと考えています。

このようなことは、まだ1期生に過ぎない私の考える経済対策です。町長には次回の選挙、出馬すると私は信じておりますが、その予定や計画、一連の政治活動などを通して、今後の苓北町の経済対策について語っていただきたいと願う次第です。

以上です。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、公共事業が一時的な公共事業に終わらないように、その後の経済効果も考えてやれというようなご質問だったと思います。これにつきましては、先ほど質問の中にございましたように、国の予算をいただかないと苓北町だけではなかなかできない公共工事が大半でございます。そのことを考えるときに、我々も取捨選択をしながら公共事業に取り組んでいくと、又、公共事業という言葉が、今質問のとき悪者みたいな五感で聞こえてきたんですが、これは私の受け取り方かもしれません。公共事業でも、やりようによっては、本当に地域の方々の大きな活力源になる場合もございます。

それはとらえ方の問題もいろいろあるかと思いますが、例えば、財源とその必要性、いわゆる社会資本の整備、これが地域にとって必要かどうか、どうしてもやりたいんだけれども、しかし、それをやるに当たっての財源が整えられるかどうか、これにかかってまいるわけでございます。財源がなかなか見つからないで、今までこれは早くやらないと地域の方々がお困りになるなと思っていた案件もございます。

例を言いますと、24年の経済対策でやらせていただきました都呂々の港湾の改修です。これは防災という意味で、前からやりたかったんですが、5億円という大きなお金が必要だと、これを通常でやりますと、町が半分以上出していかなければなりません。経済対策の折には、そこに補正予算債という非常に有利な起債、体制が整っております。それに合わせて、24年度はこの予算を取ったならば、それにプラス、その地域の元気が出るようにと、元気交付金もたくさんいただいております。総額8億円以上いただいたわけでございますので、そういったことについて、やはり機会をとらえて、国の経済対策等に、苓北町の必要な社会資本の整備を併せてやっていくという、そういう準備が必要だと考えているところでもございます。

一番の良い例は、笹尾の水道でございます。笹尾の水道は、当初4億円かかると言われておりましたが、その財源は通常でありますと、国が4分の1ぐらいしか出していただけません。そのあとは、借金をするか町が出すかということだったんですが、今回の経済対策において、町は10パーセントしか出さなくていいと、しかもその10パーセントは借金していいと、それも補正予算債で、補正予算債は借金した分の半分は元利とも国が見てくれると、言い切れば5パーセントでできるということで、こういうチャン

スは逃がすわけにはいかないということで、やらせていただいたわけでございます。それが又、町民の日常の生活に一番必要な上質な水道整備につながったわけでございます。そういうことで、必要な社会整備、資本整備は今後も有利な財源をしっかりと見つけながら、継続して行っていくというのが基本的な考え方でございます。

又、河川の管理についてご質問がございました。確かにご指摘のとおり小さな溪流が大きな被害をもたらしたわけでございます。これは我々も、まさか、こんなところがこんな大きな崩れになるのかと思えなかったのを責められても、これは責められるしかない、対応が取れなかったわけですから。大変な被害が起きました。今回の議会でもいち早く、完全復旧して地域の方々のご迷惑を解消するためにもということで今回、補正予算を大量に上げさせていただいておりますので、後々のご議論の中で、なるべく速やかに補正予算が通るように、ご協力をいただければと思っているところでございます。

河川の管理についてでございますが、現在、災害により河川が被災を受けた場合は、災害復旧費関連予算によって、これを行っているところでございます。又、家屋に影響を及ぼすおそれのある場合や、危険な場所及び緊急に補修が必要な箇所につきましては、行政通信等で要望を上げていただき、町の単独費で修繕等を行っております。普通河川の改修につきましては、補助金や起債などの財源の手当がございませんので、これまで同様、河川の補修又は修繕として、予算の範囲内で緊急度に応じて実施をしております。

次に、町道に樹木が差しかかり支障となった箇所につきましては、適正な管理がなされているかということでございます。この点につきましては、苓北町広報れいほく7月号でお知らせをいたしております。道路や歩道への枝の張り出しは、歩行者や自動車などの通行に支障となる場合がありますので、歩行者及び自動車等の通行や強風や大雨時の安全確保のため、樹木の管理に協力をお願いいたしているところでございます。しかし、一定の範囲内で通行に障害となる場合、緊急の場合は、道路管理者が道路通行の支障となる竹や木や枝などを伐採、撤去することもいたしております。今後とも町道の維持管理につきましては、行政通信を通じての要望、道路パトロールによる調査、地域住民の方々によりご報告をいただく中で、引き続き適正な対応を図ってまいります。

次に、次回の選挙に出るか出ないかということの中で、これは質問の中の一番大事な点、経済対策をどう展開していくかというを含めての質問だったと思っております。ご覧のとおりまだまだ私も元気で、そして、政策に対する課題も逐一重ねてまいりましたが、まだまだその課題が解決されていない部分、又、新たに出てきた部分等々がございますので、次回も、皆様方のより良きご理解をいただきまして、出馬をさせていただきたいと考えております。

その大きな柱でございますが、5月の初めに出了ました日本創成会議、消滅都市という

ショッキングな言葉を使って表現されました。代表者の増田寛也さんという方は東京都生まれであります、岩手県知事、もともと本籍は岩手県でございますので、岩手県知事もお務めになられて、総務大臣も歴任された方でございます。この消滅都市というのは、余りにもショッキングな言葉なんです、私は、町長就任以来、少子社会は国を減ぼす、地域を減ぼす、このことを常々町民の方にも申し上げてまいりました。そのために、少子化の歯止め策を続けてまいったわけでございます。この20数年、まず、私が就任したときは、0歳児医療が無料で行っていました。これを年々、年齢を上げてまいりまして、今は小学校を卒業するまでは無料、中学生になりますと、相当元気になってきますので、本来なら無料という言葉もありますが、少しは出していただいた方が良いのではないかという判断をしまして、医療費の助成に努めております。又、子育てには親御さん方の相当な負担が要ると、例にとって見れば、我々が中学校に通ったころの昭和35年代の中ごろでございますが、そのころは進学する人が少なくて、例えば英語を選択するか、職業課程を選択するかというような、そういう授業体制でもございました。いわゆる高校受験というのは、念頭には置かれてはおりましたが、全員が念頭に置くような教育体制ではございませんでした。しかし、高度成長を続けている中で、高校進学は当たり前、できれば大学まで通わせてやりたいという親御さん方のお心の中で、やはり子どもが、我々のときは5、6人というのは通常、普通で行っていましたが、そんなにたくさんいると大変だということで、2人、3人と減っていった、昭和50年代の半ばには、1.57ショックという言葉で、これも大変なショッキングな言葉だったんですね、いわゆる女性が一生のうちにお産みになられるお子さんの数が、合計特殊出生率と申しますが、これが1.57人だと、2.08人以上じゃないと人口は増えません。ということで一時は1.1幾つになったような状況もありました。これはいろんな状況があります。女性への負担、そして、経済的負担、いろいろございますので、一概に言えませんが、私は保育料の軽減、第3子施策の中での無料化とか、いろいろ続けてまいりました。しかし、この5、6年非常に悩みました。今の施策は続けるべきではあるけれども、これは国全体でやらないと効果が薄い、うちの町もやってお陰で子どもさんは、よそに比べれば増え方が少し多いと、そして、仕事が安定をしておられる方々は3人、4人、5人とお産みになられているということで、一番大きな原因は、やはり安定した仕事が全国津々浦々に広がっていないと、以前は農業、漁業の中で、金がないときは学校にやらんでもいいじゃないか、早く就職しろとか、農業の後継ぎをしろとか、漁業の後継ぎをしろとか、そういうことで済まされておりましたが、今はそうはいきません。そういう中でございますので、それをどう解決していくかというのは、少子対策を全国的に広めていく、そして、働く場所を全国的に広げていくということが、これは国を挙げてやっていただかないと非常に難しいことだと思っております。

私は、就任以来、そのこともありまして、国、県にも、この少子化の歯止め策を相当申し上げてきました。文書でもお願いをしております。又、報道機関にも熊本日日新聞に数回投書して、新聞記事に取り上げられたことがございます。その心配の証拠が今、年金とか、医療費に跳ね返ってきているんですよ。年金の心配が出てきている。そして、医療費も、要するに両方とも働き盛りの人から保険料を取るわけですから、結局、高齢者がこれだけ増えてきた中で、今まで頑張ってこられた方をちゃんと見守りするのが我々の義務であります。今度、その方たちを支える人間たちが減ってきた。これはやっぱり少子化の大きなマイナス点ですね。そういうことがございますので、この少子化の歯止め策を全国でやっていただく、そして、働き場所を国と連携しながら地方が持ってくるということが大事ではないかと思えます。

こういう抽象的な話をいたしました。私は今、具体的な話を持っております。1つには、働き場所がないと、地方には働き場所がなかなか若い人が仕事に定職につけないような状況があります。そして、都会には何でしょう、ないもの。高齢者の介護施設なんです。待機者が首都圏だけでも5万人ぐらいおります。何年も待たなければならない、待っているうちに命がなくなると、そういうことがあります。これをどう料理していくかというのは、我々だけではできない話なんです。1つには、働き場所がない地方に高齢者の介護施設を持ってくると、簡単に言いましても、行きたくない人を無理やりに連れてきてもこれはどうしようもない。一応、話が長くなってもよろしゅうございますか（「答弁はいろいろあると思いますが」と呼ぶ者あり）答弁じゃなくて、私は出馬表明です。（「それも含め、かいつまんで」と呼ぶ者あり）かいつまんでということでございますので、そういうことで、いろいろ課題が多いですね。高齢者を、都会に住んでおられる方を、出身地とか本籍地とか、ゆかりのあるところに戻していただくと、もちろん希望なさればの話なんですけれども、やはり都会で仕事をやめた中で、なかなか職場の友達とも会う機会がなくなられた方、田舎に帰ってくれば親戚もいれば友達もまだいらっしゃいます。そういう仕組みをどうつくるか、これは大きな法律の壁があったり、中央省庁の縄張りの問題があったり、いろいろありますので、簡単にはいきませんが、そういう方に、今、地方でやっている地域密着型の施設、空いてればすぐ入れますよと、なかなか4、5人ぐらい、いつも待機者がおられるので、なかなか入れませんが、そういう施設を広げて、ぜひ首都圏、大都市圏、あるいは熊本市内、こういうところに住んでおられて、自分の出身地に帰りたいという方がおられたら優先的に帰れるような仕組み、又、あるいは今、空いてなくても10人ばかり集まったら造ってもいいよという法律でもつくっていただいて、すぐ建て始めれば1年とかかりません。しかし、そこに農地法の壁が立ちます。これも相当緩いものにしていただいて、そういった形で、地方に高齢者の介護施設を造ると、そして、その面倒を見るのが地域の若い

方々であると、一例から言うともうそういうことも、国で挙げてやっていただかねばならないと思います。

私も、その提案者の増田寛也さんにも会いまして、どうして今ごろ、こういう言葉を使ったんですかと、何かあんな、田舎いじめをするんですかというような話をしたところ、いやそうじゃないと、自分は従来であれば1.57ショックの昭和50年代、60年代に、本格的な少子化対策を国が全体的に取るべきだったと、それがみんな危機感を持ちながら曖昧にして、ここまで来たんだと、今でも遅いかもしれないけれども、やらなかったらもっと大変なことになるという意味で、あえて消滅都市と言葉を使ったんだと。そのことについては、地方から都会に人口が流失する。流失した若い人たちの都会での生活というのは、地方より給料は高いかもしれませんが、ぎすぎすしてなかなか結婚をしない。又、結婚なさっても、子どもを産むような雰囲気にならないと、そういう状況があるわけですよ。結局、今度は、今は地方が消滅都市の危機にさらされていますが、20年後、今度は東京を初め、大都市圏が消滅都市になる可能性が高くなってきているんですね、そこで、国は、2060年までに1億人の人口を死守しようということで、地方創生の本部を開かれました。一昨日は、その担当大臣に自民党の幹事長をやっておられた石破さんが就任なさったわけでございます。強力にこのことを進めていこうという考えの現れであると期待をしております。この進展も見ながら、今申し上げたように地方になくて、都会にもないものをどうしようと、天草は土地がありません。大量の水もございません。そうすると何が向いているかと、海に囲まれた天草では養殖が非常に大事になってくるのではないかなと、これは今、報道でご承知でしょうけれども、特に黒マグロとかサバとか、これは今、相当漁獲制限が行われております。早晚、全部禁止されるんじゃないかという記事も載っているわけでございますので、その代替をどうするかということは、大きな問題だと思います。これも私どもも、しっかりした企業に来ていただけるように、今、その誘致の対策を続けているところでもございます。

そういった意味で、公共事業もいろんな意味では、その事業をするに当たって、全て無駄というわけじゃないのです。全て私は効果的であると。今度、上津深江の防災、港湾をやりましても、ここは、西海岸の中で、一番優秀な避難港でございます。この避難港をもっとしっかりした港にすることによって、漁師さん、あるいは近くの遊漁船の方々がいざというときに、安心してあそこに係留できるというようなことにもなります。それと、あとは定住人口を増やすのが一番主流です。そういうことをやりながら、定住人口を増やす、しかし、やはり交流人口の拡大も大事です。そういった意味で苓北町は、歴史ゆかしいところでもございます。そういうことで、その歴史をたどりながら、それを具現化しながら、そういう復元も含めた中で、歴史遺産を生かし、そして、

今、間近になっております世界遺産の日本登録、崎津教会がその候補に挙がっております。そういうことが、一つ一つ実現する中で、交流人口が増えてきます。それに対応できる受け皿の地域でありたいと、そういうことも考えながら、今回、立候補をやらせていただきたいと。

そして、一番大事なのは、1次産業の活性化です。農業はこの3、4年非常に活性化してきております。これも、いま一つ後押しが必要ではないかと。今までは圃場の排水対策等々、力を入れてやってきておりますが、今後はもっともっと、いろいろ身近にある資源を使ってやるべきことがたくさんあると思っております。我々は、電気のふるさとの町でございます。石炭火力発電が、しばらくは原子力のお陰で、ずっと隅に追いやられておりましたが、今は重要なベースロード電源ということで、国もこれを大きく見直しているところでもございます。ただ、この石炭火力の一番欠点は、CO₂がほかの発電よりもたくさん出るというのが1つの欠点と言えば欠点ですね。そこをCO₂の再利用を考えていきたいと、このCO₂の再利用というのは、ハウスに利用いたしますと、光合成を非常に進めやすい、そして又、ちょっと暖まるということで、今、オランダが花の輸出よりも農産物の輸出、これも水耕栽培ですから、完全無農薬です。しかもボタン1つで大概できます。そういうことを、CO₂を有効に活用できる、今、発電所から出る大気の中で、CO₂の完全分離というのは、技術的には出来上がっているようなんですが、これを実用に向けては、まだまだ緒についておりません。ですから、これを早く進めていただきたいということで、先だっては、資源エネルギー庁をお願いしてきたところでございますし、もちろん九州電力にも、新たな産業分野であるから、是非協力をしてほしいというお願いをしておるところでございます。これを何とか実証段階まで、次回の時期に、もし当選させていただければ進めていきたいと。今、レタスをたくさんとる人で2回か3回だと聞いておりますが、年間10数回とれるそうです。これにトマトとかキュウリとか、いろいろ向いている作物もあるようでございます。農協とも生産者の方々ともしっかりと話し合いをしながら、これがまず実用、実証実験ができるようになればいいなと、これにも大きな力を入れていきたいと思ひますし、漁業が停滞しておりますので、まずは先ほど申しましたように、国民が必要とする、国際的に必要とする魚類を、魚肉をどう確保していくかと、天然資源はなかなか獲れなくなりますから、養殖資源をしっかりとって、その養殖をやって、漁家の方々の数軒に1人は、そこに勤められるというようなことをまず始めたいと。これは最初は少ないかもしれませんが、できれば段階的に増えていけるように努力を、企業も我々も努力をして、広げていきたいということで、そういうことをやっております。

諸々ありますが、今までやってきて、やり残したこともたくさんございますので、そのことも併せて、しっかり解決をしていきたいと、そういう決意の中で、来年の1月の

選挙には出馬をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくご理解、ご協力、ご指導のほどお願いを申し上げまして、私の答弁に代えさせていただきます。

○議長（倉田 明君） はい、野田君。

○1番（野田謙二君） 今回は熱いご意見をありがとうございました。次回の選挙以降の計画につきましては、本当はすごく細かいこともいろいろ聞きたいのですが、本会議では時間もありませんので、簡単に1つ、2つだけ質問をさせていただきます。

例えば、町長の得意分野であろうと私は思っておるんですが、福祉政策において、都会ではできない、建設ができない養護施設等を田舎に持ってくるという意見、実際に今、苓北町でそれを突然造ったからといって、多分働ける人というのは町内では足りないであろうと僕は思っているのです。実際に、本当にそういう建設という段階になりましたら、町民だけではなくて、町に関係する人に入ってもらっても、それでも足りないだろうと思っております。実際にIターンと言われる地元じゃない人たちでも受け入れると、そういう体制が同時に必要なのではないかと、これは個人的に思っていることです。

実際に苓北町に住んでいまして、自分たちにはわからないのですが、周りの人から言われると、苓北の人間はプライドが高いと言われているんですね、現実には。町民自体はそんな意識は全然ないだろうと思いますが、結局、そう周りから見られちゃうというところを自分たちで自覚して少しでも直す、そういう姿勢がないと縁もゆかりもない人たちが苓北町に来て、この人たちプライドが高いなと思ったら、なじめないですね、なかなか。そういうところなくなるように、行政だけではなくて、町民全てがそういう意識を持って行えるようなことを広報していただくという姿勢も必要ではないかなと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まずもって、前段の質問だったか、ご意見だったかわかりませんが、私は苓北1町だけが都会から高齢者を介護施設に入れる、呼び寄せる、そういうことは考えておりません。これは国の施策によって出身地やら本籍地やらに限定をしまして、全国津々浦々から、そういう方々に帰っていただくと、そこで若い人たちに働いていただくと、そのためにいろいろあるんですよ。例えば、介護施設に働く方々の給料をもうちょっと良くせんばいかん。これはこの証拠に苓北町の方がつくった熊本のメディカル専門学校、ここはリハビリテーション学科とか作業療法士学科とかあります。そういうところを出た子は、出たばかりに給料がものすごく高い。だから、そういう意味で、この法律をつくったり、いろいろするのに本腰に国がなられても2年や3年かかるわけですから、そういう方針を打ち出していいただければ、そういう学校に通う人が多くなる。今、大学を出ても、ちゃんと就職ができない人がいっぱいいるわけですから、

むしろ就職ができて、身になる資格を取った方がいいというような考えでありますので、この苓北だけで良くなればいいというものじゃないと、全部、全国どこにでも。そして、入りたい方の意向を聞いたらどうかと言いますけど、それは、ここに留まるかあるいは本籍地か出身地に帰るか、そういうことの意向調査なので、自分が行きたいところを選べば、それこそ又、一極集中で、どこかが満杯になるということになりますので、そこは法律の網をかけていただきたいと。だから、ここは何段階にもなるんですが、今度の地方創生担当大臣は、省庁横断的なことができる人ということで、石破さんがなられたわけでございますので、その力量に期待をしながら、私も、私の考え方の真意をわかっていただけるようお願いをしまいたいと考えております。

そのプライドが高いか高くないかというのは、それぞれがありますので、なかなか難しいのじゃないかと思います。例えば、合併のときの話で、ゴミの収集、苓北町と一緒にできますかと私は問いかけました。焼却場に行ってみてください。苓北から来るゴミはみんなきれいだって、分別もきれいになっていると、これは一朝一夕にできたわけじゃないのですよ、皆さんが何年もかけて、本当に苦勞して、こがんとばせんなら住みたくなかばいとか思いながらも、みんなで協力し合ってやっていただいた成果ですよ。その成果の大きなものが、生ゴミを完全に分別してあそこの堆肥センターに持っていつているわけです。それが苓北町の立派なレタスを育てる大きなもとになっているわけですね。だから、努力をする町民であると。私は、ほかのところは合併のとき聞いたら、何でそこまでせんばいかんとかやという話が代表の方から会議以外のときの話ですが、出るわけですから、これは、この人たちとするのはなかなか難しかないとしました。それがプライドとおっしゃるのであれば、私はもっとプライドがあってもいいと思いますし、妙なプライドがあるのであれば、それはどういうことかよく伺いしながら、それは又、通常の生活の中で町民の方々と一緒に直していけばいいのではないかなと思っております。

○1番（野田謙二君） ありがとうございます。プライドというのは、僕もいい面の方が多いただろうと思っているんですけども、でも批判的に結果として、僕自身も意識はしてないのですけれども、周囲から言われるんですよ、どこなんだろうと、悪いと評価をされるプライドとは何なんだろうと、自分なりにも考えてみましたけれども、なかなか具体的にはわからないというのが実情なんです。ただ、そういう自覚を持っていたくしかないなと思っているだけでございます。

加えて、これも未来的な話にもなるんですけども、苓北町がなかなか、町長の意思とは関係なく、関係ないといったら申しわけないんですけど、そのお陰でこれだけもっているんだろうと僕は思っているんですけども、結果として、人口が、それでも減少してしまっているということを考えますと、現実には学校が小さくなり、結果20代の在

住者が極端に減っている。この現実なんですよ。20代でも働ける職場が今、現在はない。20代のころというのは、親がまだ農業、漁業で頑張っているから、その間外に出ていくということの結果、都市部で生活が定着してしまったら、そのまま住んでしまっているというのが現実だろうと私は思っております。実際に、早く安心して給料がもらえる職場ができるということが一番なんだろうと思います。現在、そういう大きな職場というのは、苓北町にはありません。苓北町民からすると、大きな企業に見えるところも、全国規模で見たら小企業、零細企業という範囲でしか扱われない企業ばかりです。実際にあるのは、あとは苓北町役場だけなんです。役場で100人規模で雇ってただけというのが、苓北町のエリートと結果として言われちゃう人たちは、役場で働いていますよということになってしまっているんです。実際に自立できるだけの能力が、若いときからある人というのは、自営業をやっているんですけども、結果、それで時間をとられちゃって、仕事以外のことをやる余裕がないというのが現実なんです。この事態を何とか打破できるのは、結局、エリートと言われている役場の職員たちではないかなと個人的には思っております。役場の職員一人一人にそういう自覚をしてもらって、私たちが頑張らなければ苓北町の未来はないんだと思えるように、そういうことをやっていただきたいんです、結果として。そのためにどうするか、細かいことまでは、私はまだわかりません。実際に、それが20年近くトップでやっておられる町長には、僕らよりはよっぽどわかりやすいのじゃないかと思っております。そういうことを、どうぞ役場の職員にも伝えていただき、頑張ってもらいたいと願っております。

以上です。

○議長（倉田 明君） 今、野田議員の質問といいたししょうか、要望といいたししょうか、まぎっておりますが、執行部の方から何か答弁ありますか。町長。

○町長（田嶋章二君） 役場職員は、特に毎年こういう経済対策も出てきます。そして、接客等々について、非常にちょっとと言われるような人たちもおります。これを副町長中心に、いろいろ改善もいたしておりますし、それぞれがそれぞれの担当課で、せっかく町民に必要なことをやるんだったら、なるだけ町の持ち出しが少ないような形で、どうやったらいいのかというのは考えてやっております。なかなか実を結ばないものもありますが、今後とも、そういう視点において、そして、今おっしゃったように役場職員が死に物狂いで頑張って、そして、この町が活性化するようになれば、なおいし、一般町民の方も、それと一緒に行動を起こしていただければ、もっといいと思っていますところでもございます。なお、その20代の人の働き口を、とりあえず法的にいろんなことを解決できれば、この高齢者の面倒を見る職業というのはあと30年、40年は続くわけでございますので、これを何とか早く展開をしたいなと、今ある状況でも施設は増やせるわけでございますので、今度26年度内につくる介護福祉プランを、より

充実したものをつくっていきたいと考えているところでございます。

○議長（倉田 明君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

通告２番、浜口雅英君。

○２番（浜口雅英君） 質問者、通告２番、２番議員、浜口雅英。質問の相手、町長、質問方式は一問一答です。質問事項は、まず１、高齢化社会への対応。質問要旨は（一）交通手段の確保。（二）医療費の現状と今後の取り組み。

それから、質問事項２として、災害対策。質問要旨（一）急傾斜地等危険区域への対応。（二）道路沿線の整備。（三）既設ため池の適正保全による災害防止と水源の確保。

質問事項３、農業振興のための有害鳥獣による被害対策。質問要旨は、（一）イノシシ等有害鳥獣の被害対策。

それから、質問事項４で、一般質問の回答について。質問要旨として、（一）一般質問の回答は文書化して、事前配付すべき。

ということでございます。

それでは質問事項、その要旨について説明いたします。

まず、質問事項１、高齢化社会への対応。

平成２５年９月の第２０回定例会で町民、企業、団体、行政の協働によるまちづくり関係として、クリーン作戦のあり方について触れましたが、このときは、平成２５年７月３１日現在の高齢化率３４．３パーセントという状況の中での取り組みについて、町の考え方を尋ねました。ところで、１年経過しました２６年７月末の高齢化率は３５．１２パーセントに達し、残念なことです。が、苓北町の高齢化率は確実に高くなってきており、少子高齢化に対して、今後何らかの具体的な、積極的な施策が求められると思います。このような状況の中で、まず、（一）交通手段の確保。（二）医療費の現状と今後の取り組みについて、町長の見解をお尋ねします。

質問の要旨（一）交通手段の確保。

２６年７月３１日の６５歳以上の人口は、総人口７，９２１人中、２，７８２人で、高齢化率は先ほど申し上げました３５．１パーセントです。そのうち７５歳以上の人口は、１，６８６人で、この年齢層の人口構成率は２１．３パーセントにも達します。一般的に普段の日常生活の中では、買い物や諸手続き、通院などが考えられますが、これらの店舗施設は主として、町の中心部に立地しております。しかし、中には小規模ながら精一杯頑張っておられ、近隣住民、特に高齢者の皆さんの交流の場としての機能を果たしておられる店もあります。又、役場や郵便局も各小学校校区ごとに設置されておりますが、そこまで自家用自動車等を持ち合わせていない、あるいは免許証を当局へ返還された高齢者の皆さんも多数おられます。そして、手押し車などにより、用事を済ませて

おられる状況があります。加えて高齢者の場合は、足腰の体調に課題を抱えておられる方も大勢おられます。このような状況を踏まえ、町に対して、議会の中で、これまでも一般質問等々で道路の舗装、補修等も含めて交通弱者への対応を提起してきました。このような中で、先の議会で中学校統合に伴うスクールバスの活用計画が示され、その巡回コースの案が報告されました。温泉センター麟泉の湯をメインにしたものでした。これに対して議会からは、住民の生活の扇の要である役場への立ち寄りが考慮されていない。町が積極的に取り組んでいる富岡・茂木航路の発着港である富岡港への立ち寄りもないという意見が出されました。このことから、温泉センター中心よりも、住民の生活を重視したコースの設定をすべきという指摘をし、これに対して、再検討をするということでしたが、その結果はどうになりましたか。

又、平成26年3月の第25回定例会の折、高齢者などの交通の便の確保についてとして、在宅老人移送サービスの規定見直しについてお尋ねしました。これについて、町は26年度に検討委員会を開いて制度の改善をすべく検討していきたいと考えているということでしたが、その経過を教えてください。

質問の要旨（二）医療費の現状と今後の取り組み。

今後ますます高齢化が進む中で、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計の医療費の高騰を見過ごすことはできないと考えます。収支の適切な処理は当然ですが、併せて、支出の中身を精査検証し、その傾向を探り、医療費の軽減のため、これへの具体的な対策を検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。例えば、先の定例会でも提起しましたが、老人会、高齢者大学、女性の会など私設の団体が幾つもあります。あるいは新たな団体をつくり、これに行政が積極的にかかわり、高齢者の健康増進、健康保持に努めるべきではないでしょうか。

質問事項2、災害対策。

8月20日、広島市北部で発生した土砂災害では、9月5日の朝現在、死者72人、行方不明者2人、そのほかにも多数の負傷者、そして家屋の倒壊が出ました。被災された方々に心からのご冥福とお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。

このことについて、新聞、テレビ等のマスコミでは、行政の避難勧告の時期が適切であったかなどが論じられておりますが、私は行政の対応を言うなら、避難勧告も大事ですが、結果論かもしれませんが、避難勧告の時期よりも、山地や高台を安易に宅地造成として認めた点に問題があったのではないかと考えています。

さて、当芥北町についても7月のゲリラ豪雨により、崖崩れ、河川の堤防崩壊が何ヶ所も発生しました。住宅へ裏山の土砂、樹木が流れ込み、住んでおられる家族の生命をも脅かされる状況がありました。山間部の道路では、現在も全面交通止めの規制がかけられています。このような中で、1、急傾斜地等危険区域への対応、2、道路沿線の整

備、３、既設ため池の適正保全について町長の見解を尋ねます。

まず、質問の要旨１、急傾斜地等危険区域への対応。

昨今の気象状況は、予測不可能な現状が日本各地で発生し、各自治体もこれに対して厳しい対応が課せられています。いわゆるゲリラ豪雨とやらによる土石流、崖崩れにより、家が流失し、尊い生命が奪われるという目を覆うばかりの痛ましい現状が新聞、テレビで事あるごとに報道されています。本町においても、７月の集中豪雨は住宅や道路、河川、農地に多大な被害を及ぼしました。ところで、２６年６月修正の町地域防災計画に急傾斜地等の危険区域が示されております。この計画では、町道危険箇所１７路線、尾越線、松ノ窪線については、それぞれ６０ｍに３ヶ所あると記載されています。又、重要水防計画として、志岐川、都呂々川、江津深江川、松原川が堤防断面不足として記載されています。地滑り危険箇所、国指定９ヶ所を含めて１５ヶ所、土石流危険箇所、本流２５ヶ所、支流１６ヶ所、保全対象は本流、支流合わせて４５９戸です。崩壊土砂流失危険箇所は３０ヶ所で、６８５戸、急傾斜地崩壊（崖崩れ危険箇所）４５ヶ所で人家戸数５１４戸、山腹崩壊危険箇所１９ヶ所、人家戸数２２１戸となっております。これら全てに山腹土留め工、あるいは砂防ダムを建設するハード事業の早急な取り組みは、これの事業主体が国、県、町を問わず財政的にも非常に厳しいと思われます。とすれば、これらについては、国、県など、関係機関とも協議を重ね、順次確実、そしてできるだけ早い時期の対応に努力されることを期待します。又、併せて、当該地域の住民の皆さんに対しては、危険箇所であることをより一層、これの啓発に努め、崩壊の前兆、避難の順路や方法、避難箇所の周知などにより、地域住民の安全を確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、２６年８月２１日付で、県から土砂災害防止法に基づく現地調査の回覧文書が出されております。この調査に当たっては、周辺の状況に詳しい住民の皆さんの意見を聞きながら調査を進められるよう県に提示すべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問の要旨（二）道路沿線の整備。

国道、県道、町道、農道、林道、一部里道、その他の道路は、住民生活の密着した、なくてはならないライフラインであることは言うまでもありません。住民の通行はもちろん、道路沿いに電柱が立ち並び電線が張られ、電力の供給、電話等の通信ケーブル、情報の伝達など住民生活に欠くことのできない公共施設です。人体に例えれば、まさに体内に血液を循環させる血管と目されるものでしょう。このように重要な設備であるにもかかわらず、現状を見た場合、道路の維持管理には、さらに最大限の努力をすべきです。このことについては、先の第２６回定例会でも、特に管理が不十分な山間部の県道、町道の対応について問題提起をしてきました。道路の沿線の立ち木が差しかかり、これにより路面へ枝葉が落ちて、道路か山の中かわからないところもあります。通行す

る車両がスリップし、事故につながる可能性もあります。さらに道路に差しかった立ち木により道路沿いの電線は木々に埋もれた状況にあります。このことも、平成23年第2回定例会の中で問題提起してきました。このことについて広報れいほく7月号17ページに、道路上に張り出している樹木、竹林伐採のお願いとして、県と町からの告知文が掲載されておりました。やっと現状認識されたのかという思いと、これで良くなるという2つの思いがしました。これが良くなれば、日常生活の利便性の高まり、交通の安全性確保はもちろん、電線等切断箇所の減少、そして、災害時の連絡や避難、素早い復旧の可能性が高くなると確信します。このようなことから、今後の取り組みとして、管理の行き届かない所有者には、個別に協力を依頼し、その次は強制的に伐採するという手順を考えておられることと推測します。是非頑張ってください。又、山間部の道路維持管理の方法、手段については、検討したいという町の見解を示されましたが、その後の取り組みとこれの進捗はいかがでしょうか。

質問要旨の3、既設ため池の適正保全による災害防止と水源の確保。

農業用水に広く活用できるため池の台帳に掲載されている箇所数は何ヶ所あります。平成23年4月末の都呂々ダムの貯水率は47.7パーセント、さらに志岐ダムの貯水率は21.7パーセントまで下がりました。本町の水系の特徴は、河川の延長が短いこと、大きな山がないことが上げられると思います。よって、生活用水、農業用水は、主として降雨に頼っている状況です。したがって、雨の降らない時期には、小さなため池はもとより、大きなダムまで貯水率は大きく減少し、町民の生活に不安を与え、特に農業用水としての活用は、その影響が大きいと思われます。これまでも議会の中で、新たな水がめ設置の提案もしてまいりましたが、水は必要だが新たなダムの建設には、巨額の財源を必要とするため、なかなか厳しい状況にあるということでしょう。とすれば、1次産業、農業を基幹産業ととらえている本町にとって、既設の小規模なため池を有効に活用するため、これの保全に努めてはどうでしょうか。そのため、既設の民間所有のため池の公有化に着手すべきではないかと考えます。人的、財政的にも又、管理技術的にも、個人よりも公共の能力は上回っていると思いますし、適切な維持管理が可能になれば農業用水だけでなく、ため池の決壊、氾濫による民家、農地の災害防止にもつながり、一石二鳥の水管理施策につながるとは思います。いかがでしょうか。

質問事項3、農業振興のための有害鳥獣による被害対策。質問要旨（1）イノシシ等有害鳥獣の被害対策。

本町の農業にイノシシが与える被害は非常に深刻な問題です。町でも電柵設置補助、捕獲に取り組んでおられます。この問題については、議会の中でも、複数の議員からたびたびその適切な対応を求める意見が課題として提起されておりましたが、有効な対策、成果は見えておりません。イノシシの被害により、苓北町の農業は全滅するとまで発言

される農家の方もおられます。ところで、イノシシの被害が発生したのはいつ頃からですか。被害額はつかんでおられますか。この問題はこれまでの発言の繰り返しになりますが、苓北町単独でなく、天草全町の取り組みが必要です。苓北町でその音頭が取りにくいようであれば、音頭取りを熊本県に委ね、農家の方が希望を持って作業に取り組める環境づくりのため、再度、イノシシの被害対策に重点を置くべきと考えますが、いかがでしょうか。又、最近、民家の近所で頻繁にタヌキを見かけますが、これの生育状況と被害状況はつかんでおられますか。

質問事項４、一般質問の回答について。質問要旨１、一般質問の回答は文書化して事前配付すべき。

条例に基づく定例会においては、議会運営基準等に基づき、事前に質問内容を原稿化して提出しております。これに対して、町は当日、口答で回答がなされております。討論の中身を充実させるため、そして、議会と町の対等な立場から、町の回答も文書化し、事前に配付すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員の質問にお答えをいたします。まず、高齢化社会への対応。特に交通手段の確保についてでございました。無料バス運行計画のご質問であったわけですが、先般の議会臨時会終了後の全員協議会で説明をいたしました無料バス運行計画につきましては、それぞれ、ご意見等をいただきましたので、現在、役場を発着として運行計画を練り直しているところでございます。

次に、在宅老人移送サービスにつきましては、無料バス運行路線とならない地域の実態を踏まえて、要項等の改正も視野に、来年度から、さらに利便性の高いような利用計画を検討していくことにいたしております。

次に、医療費についてのご質問でございます。まず、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計の医療費等の現状についてでございますが、国民健康保険につきましては、被保険者の減少に伴い、入院、外来ともに、過去の３年間の医療費は年々減少傾向にございます。後期高齢者医療につきましては、過去３年間は被保険者の増減はほとんどございませんが、医療費については、わずかな増加がございます。介護保険につきましては、介護認定者数の増加や地域密着型施設の増加に伴い、介護費用は増加傾向にあります。

苓北町の医療費等の現状につきましては、平成２５年３月に作成いたしました健康れいほく２１計画及び第２期特定健康診査等実施計画の中で、各保険ごとに分析を行い、健康増進に向けた取り組みについて、計画を作成し、実施をしているところでございます。

苓北町の特徴といたしましては、他市町村と比べまして、入院の医療費が高くなっており、医療費削減のためには、病気の重症化を予防して、入院患者を減らすことが重要となります。そのために、後期高齢者医療では、平成25年度から管理栄養士を非常勤職員として雇い入れ、健診受診者の中で、血圧、血糖、脂質に異常のある方を個別に巡回して指導の当たり、重症化予防に努めているところでございます。

国保におきましては、今年度から管理栄養士を雇い入れ、特定健診受診者で通称メタボの方を対象に、町の保健師、栄養士とともに個別に巡回指導を実施しているところでございます。

又、健康教育や介護予防の一環として、老人会や女性の会、高齢者大学等の方々を対象に、昨年度は54回の出前講座を実施いたしまして、保健師等による健康講話や健康体操などを指導し、高齢者等の健康増進、介護予防に努めているところでございます。

次に、急傾斜地等危険区域への対応についての質問でございます。現在、苓北町では危険箇所につきましては、急傾斜崩壊危険場所、土石流危険箇所、地滑り危険箇所等、さまざまな危険区域が定められております。これらの区域では、関係法律により、ハード面の整備が行われています。事業の進捗につきましては、熊本県が事業主体でありますので、関係機関への整備、要望を引き続き行ってまいります。

次に、住民皆様への危険予知についてでございます。これまで土砂災害により多数の方が犠牲となられており、住民の生命を守るために、土砂災害防止法が、平成13年4月から施行されました。この法律は、土石流や地滑りなどのおそれがあり、住民や家屋に被害が生じかねない地区を都道府県が土砂災害警戒区域、イエローゾーンと言うそうでございます。に指定し、市町村が警戒避難体制の整備を図り、より危険性が高い区域を特別警戒区域、レッドゾーンとして指定し、建築物の構造規制等ソフト対策を充実させていこうというものでございます。

町におきましては、平成21年度に洪水、高潮、土砂災害対応版として、危険区域や避難所、土砂災害の前兆等を記載した苓北町防災マップを作成し、平成22年6月に全戸配付を行い周知しているところでございます。又、毎年広報れいほく6月号にて、土砂災害の前兆や避難場所及び避難所を掲載し、予防、啓発に努めているところでございます。

本年9月から熊本県におきましては、土砂災害警戒区域等の範囲を定めるための調査が始まり、今後、調査結果に基づいた住民説明会が開催されることになっております。調査の際、周辺の状況に詳しい住民の皆様方の意見も参考にということでございますが、この点につきましては、県に対して、可能であるかの検討について、ご相談をしてみたいと考えております。

次に、道路沿線の整備でございますが、山間部の道路の維持管理の方法、手段につい

てどのように行うのかという質問でございます。この点につきましては、これまで町道点検パトロールによるほか、地域関係住民等からの報告、行政通信による依頼を受けまして、修繕等を進めているところでございます。本年6月議会で、町道の維持管理を年間を通して一括で委託したらという意見でございました。熊本県では1年間を通じて、苓北町の1社の事業者と業務委託契約を結ばれておられます。作業内容も落石崩土の除去、側溝、道路構造物補修、ガードレール補修、道路パトロール、舗装補修、大雨、台風時の夜間パトロール、主要構造物等の点検、夜間、休日歩道パトロール等を一括して業務委託契約を結んでおられます。当町におきましては、どのような方法が良いのか、県のやり方も参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、ため池の適正保全による災害防止と水源の確保の件でございます。台帳に記載されているため池の数は62ヶ所でございます。1次産業の農業に既設の小規模ため池を利用してはどうかというご質問でございます。黒染ため池や西川内第2ため池のような比較的大きなため池を除けば、その大部分がさらに小規模な民間所有のため池で、現在利用されておらず、土砂の堆積も進み、から池の状況もございます。

利用されていない理由としましては、圃場整備などで新たに水路や水源を整備したため、大部分のため池は、受益地のための役目を終えたものと言えます。小規模の老朽化したため池は、余水吐や利水設備の改修、堤体の耐震化構造への検討などが必要になってきております。又、利用されなくなってしまった理由としましては、小規模なため池が多く存在するため、水源確保が困難な山間部の水田が耕作されなくなった。ため池の維持管理には大変な労力がかかるということで、耕作されなかったため池の維持をどうやっていくかということで、ほとんど使われていないということでございます。したがって、農業用水確保のための、ため池の公有化は、現在のところ考えておりません。しかし、防災上から見れば、老朽化や管理不足による決壊等による災害が懸念されます。ため池が民間所有の財産とは言え、防災上の観点から、現在、国が進めておりますため池の防災減災調査事業などで精査、研究をして、あとの処置を待ちたいと考えているところでございます。

次に、農業振興のための有害鳥獣による被害対策でございます。イノシシ等の有害鳥獣の被害対策につきましてのご質問でございます。イノシシによる被害が発生し始めたのは、平成9年ごろからでございます。捕獲を開始したのが、平成10年からでございます。イノシシ等による被害額は、天草農業共済組合の被害調査面積により算定しております。平成23年度で23万3,000円、平成25年度は64万円となっております。今後の被害対策につきましては、苓北町単独ではなく、天草全体での取り組みが必要ではないかというご質問でございました。駆除対策につきましては、各市町にそれぞれ設置されている有害鳥獣駆除対策協議会を中心に取り組まれております。各種の駆

除対策協議会の取組状況を確認の上、現在よりもさらに効果的な取り組みができないか、熊本県と各市の協議会に問い合わせをしてみたいと考えております。

タヌキにつきましては、正確な生息状況は把握しておりません。被害状況につきましては、平成23年度で13万3,000円、平成25年度は被害額が上がって来ていない状況でございます。

続いて、4番目の質問の一般質問への回答についてでございます。

一般質問の回答を文書にして事前に配付すべきという質問でございますが、今まで十分、討論は充実し、順調に深まっていると感じております。このことについては、議会で不都合だと感じておられるということでありましたならば、議員の皆様方でご検討、議論をしていただいて、又、我々にその辺のご指摘をいただければ、ありがたいと考えているところでございます。このことは、議会の総意で方向性を打ち出していきたいということでございます。

以上で、浜口議員のご質問にお答えをさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、スクールバスの活用についてですが、もう来年の4月1日からは運用がされることだろうというふうに思います。1回、運用してみて、又、都合が悪いと、子どもさんは別にして、スクールバス以外の役目をする町民の足としての活用の場合に、都合が悪いなという部分があれば、いろんな法律があらうかと思いますので、それに抵触しない範囲で、順次、町民の声を聞きながら改正といいますか、修正をしてもらいたいと思います。

それから併せて、老人移送サービスは、今年も25年度の決算書が後で来ましたので、探しましたがけれども、どこで支出されているのかわかりませんでした。確かこの前の議会のときには、30万円か40万円ぐらいというふうに聞いておりました。これはもうちょっと予算の枠を、当然、そのためには基準を見直すと、先ほど町長の答弁の中では、改善に向けて見直すということがありましたので、そういうふうに良くなるんだろうというふうに思います。いろんな町の事業で、津波の災害とは違います。違う部分がありますが、もうちょっとお年寄りの方も増えておられます。それで、是非、店とか医療機関にその部分をお任せするのではなくて、別個の公共としての対応に力を入れてください。

それから、医療費の件ですが、これは22、23、24の決算額で国保、介護保険、後期高齢者について、歳入の部分は保険税と繰入金、それから、歳出については保険給付金と支援金ですか、これが国保ですね。介護保険については、保険料と繰入金、歳出は保険給付。後期高齢者については、歳入は保険料と繰入金、歳出については、医療広域連合納付金を決算書に基づいて比較をさせていただきました。先ほどの話にもありまし

たように、いろんな対策はされていますが、医療費の額は、順次、毎年増えているというふうに思います。この決算書から見るとですね。今の町の取り組みの状況が、巡回指導をやっている、あるいは個別に指導をやっているということです。私が、当初質問したのは、もうちょっと医療費の支出の中身がどういったものなのか、要するに弱者の方の健康をずっと維持する、そのことによって、病院にかかることがなければ、その具体的な数値として上がってきにくい部分があるかと思います。もうちょっとそこら辺を、なかなか難しい発言ですが、足腰が、認知症があるとか、それから足腰はいいけれども、いろいろあるかと思います。そこら辺、もうちょっと詳しくつかんでおられれば説明してもらえないでしょうか。つかんどらん。

○議長（倉田 明君） はい、浜口君。

○2番（浜口雅英君） そういう気持ちですので、資料がなければ結構ですが、具体的に調査をしてもらえれば、今後の国保のあり方、そういうものについて取り組みをしてもらいたいと思います。1つには、行政の立場として高齢化が進んでいるわけですので、今後、高齢者の健康増進がこれからのまちづくり、行政執行にいかに関重要であるかについてを、今以上に周知をしてもらいたいと思います。町民の理解を求めていくということです。

それから、もう1つは、町の方で専門職の方がいろいろ57回ですか、1年間に回っておられるということです。私は、健康保持の立場から、体の仕組み、特徴、それからそういう結果に至ったその経緯については、苓北町は福祉のまちづくりとして施策を進めておられる。そういう関係もありまして、病院の数はほかの自治体よりも非常に多いのではないかと思います。したがって、病院の数が多いいことは、お医者さんも多いと思いますし、介護施設もよその自治体よりも単位基準からすると多いと思いますので、そういう施設の作業療法士さんですか、そういう専門家の専門の知識を持った先生方がおられますので、そういう方にもお願いをして、行政と一緒に、行政の専門職員の皆さん方と一緒に住民の皆さんにお伝えをしていくということで、官民共同で真の健康福祉のまちづくりを推し進めていただきたいというふうに思います。

それから、急傾斜地の件についてですが、防災マップとかでいろいろお知らせをされているということです。1つ極端な例を申しますと、町は津波対策に対して避難所を、1次避難所は12mですか、避難所を造っておられます。不思議に思うのは、民間と公共の考え方、民間で住宅を建てられますので、なかなか公共で、公共の立場でどこまで注意といいますか、注意喚起といいますか、そういうことができるのか、わかりにくい部分がありますが、不思議に思ったのは、町は12mの高台を造っていると、避難地を、ところが海岸べたに新築の準備をされている。家が建ってしまう。そこら辺のところで何かそういう前に、ここは海拔3mですよというようなことを、その建築をしてお

られる方に伝えたことがあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、浜口議員の方から、家を建てる場合に海拔としてはお伝えしたかというご質問でございます。家屋を建てる場合に、苓北町におきましては、届けが必要な部分に限られているところでございますけれども、この届出につきましては、苓北町ではなくて、家屋の確認申請等につきましては、天草広域本部の方で届出をしていただくことになっております。町におきましては、問い合わせ等がございましたら、海拔がここは何mですとか、そういうことはお答えすることはできると思いますが、現在、把握しておりますところでは、その辺につきましては、まだないように思われます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） そういうことは、やったことがないということで理解していいですか。

○土木管理課長（益田大介君） 私の方に問い合わせがあったということにつきましては、私が今、申し上げたように、直接お聞きしたことはございません。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 再質問の冒頭に、不思議でたまらんということは、まさにそういうことですね。民間で避難所を造っておられるということであれば、そうでもありませんけれども、町が避難所を造っているわけですので、町の姿勢ではなくて、役場の職員あるいは区長さんあたりにもそういう話をして、そこに建てるなということではないのですよ、そういう計画があったら、実はここは海拔幾らです。町では1次避難所として12mの避難所を造っておりますということは、伝えるべきじゃないかと思います。そうして、これも極端な話になろうかと思いますが、そうすれば、高さ12mで町が想定しておられる1次避難所の皆さんの避難場所は、住民みずから自分たちの安心できる高台といいますか、そういうところに建築されるわけですね。そうすると、公共で全然相手をしないということじゃありませんけれども、そういう部分があるかと思うので、そういうことで検討してください。

それから、急傾斜地地域のことについてですが、先ほどの当初の質問の中では、ハード事業での取り組みについては、財政等々の問題で厳しいと、ソフト面で安全の取り組みをすべきという質問をしました。先ほどの質問者の中から、町長、次も積極的に、精力的にまちづくりに努めていくんだという決意表明もされましたけれども、町長からはハードは厳しいけれども、厳しい中でも積極的に取り組んでいくと、そして、これらの急傾斜等危険地域を〇〇年度までには解消する、完了するという具体的な決意を示していただけるのではないかと期待をしましたが、その発言はありませんでした。ソフト面

での取り組みは、町で確実に取り組んでもらい、ハード面の事業としても、これも繰り返しになりますけれども、国、県などの関係機関とも協議を重ねられ、順次に、確実に、そして、できるだけ早い時期に、これらの危険区域解消に向けた対応に努力されることをさらに期待いたします。

それから、県の調査についてですが、これは結果的にソフト的な対応をされるということになるのですかね。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 本来、9月から実施されます調査でございますが、これは先ほど申し上げましたように、イエローゾーンとレッドゾーンという、この区域を特定をするための調査でございます。具体的な内容につきましては、先ほど申しましたようなことでございますけれども、イエローゾーンにつきましては、住民の方が急いで危険を予知して、被害に対する対応を取っていただく、又、レッドゾーンにつきましては、家を建てられる場合に、又、増改築される場合には、その急傾斜、土砂崩れがあったときに、対応できるような構造を造ってもらうような、そういうことがまいってくるようでございます。これにつきましては、来年説明会がありますので、その中で、県の方から詳しく説明があるかと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 県の方で危ない箇所を探していただけるということは非常にありがたいことなのかもしれません。今回、広島では危険箇所に指定されてなかったという検証もされております。ただ思うのは、県がここは、お宅の後ろは危ないですよとか、苓北町さん、あそこの沢はちょっとやばいですよとなったときには、ああそうですかじゃなくて、その後にも、県にも積極的に、先ほどちょっと触れましたが、山腹工、山腹土留め工とか、あるいは砂防ダムとか、そういうものにも着手してもらうということは、今の状況ではできないんですか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先ほど申し上げました今回の土砂災害防止法の大きな目的につきましては、行政が住民の皆様には知らせる義務、それから、住民の皆様はその知らせたことによりまして、危険を回避するように努める努力ということが大きな目的になっているようでございます。ただ、今回の土砂災害防止法はソフト面でございますが、ハード面につきましては、先ほど申しましたように、可能な限り要望してまいりたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 現実的に、家の前が、石垣が崩れかかっているという状況もあります。そういう部分については、もしそういう情報が役場に入ったときには、速やか

に現地確認をしていただいて、県の方につないでもらいたいと思います。

それから、道路沿線の整備について、道路に差しかかっている立木の処理についてですが、町が広報に載せて、そういうことで町民の皆さんに協力をお願いしたチラシが載りました。私はそのことについては、前からそう思っておりましたので、非常にいい取り組みだというふうに思うわけですが、現実問題として、町道に立木が差しかかっている部分については、どう町は、ちょうど敷地の内、この前のチラシでは民地からはみ出ている分について、もし何かあったときは、あなたたちは、土地の所有者の人は賠償せないかんですよというふうな民法も一緒に資料として付いていました。ならば、現実問題として、今の町道の中で、そういう立木が道路に差しかかっていますが、それはどうされるんですか。現在行われているように、現在の道路沿線の整備は、ほぼ目の高さといえますか、草刈り機が届きやすいような高さのところで除草されて、それから上は、全然変わっていないという状況がありますけれども、そういう取り組みを今後もされていくのかどうか、教えてください。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 現在、支障木となるものの取り扱いにつきましてでございますが、現在、区長さんの皆様による行政通信と、それから又、業者の方からこういう状況であるというような役場の方に連絡を受けまして、それにつきましては対応をいたしているところでございます。この支障木の範囲というのは、通常、車道部であれば、熊本県の場合ですが、高さ4.5m以内、それから、歩道部であれば高さ2.5m以内に差しかかる部分を支障木ということで、これにつきましては、緊急に必要であるというようなことであれば、熊本県、町の方につきましても、この伐採を、処分をしておるところでございます。この方向につきましては、今後とも継続してまいりたいと思いますが、又、先ほど申しましたように、住民の皆様にも今後、広報等を通じまして、お知らせをしてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 私の質問は、現状はどうされるのですかと聞きよとですよ。そのことに答えてもらえば良かとですよ。

○議長（倉田 明君） 続行してください。

○土木管理課長（益田大介君） 現状につきましては、先ほど申し上げましたように、支障木については、行政通信等で利用者の方からお知らせした分につきましては、伐採をしていくということで考えております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 私が現状というは、現状の作業の形態を言ったわけですね。行

政通信で来ようが何でしょうが、それは私はお尋ねしとらんとです。今、道路沿線を刈りよらすとが、ほぼ目の高さ、高くて。ずっと切りよらす、その上に、その上を超えて茂っている部分があるやっかと。町は民間の皆さんにはそういう要請をしながら、みずからの足元はせんでおってそれでいいんですかというお尋ねをしとっとですよ。

○議長（倉田 明君） 理解に双方が苦しむ部分がありますので、柔らかくというか平たく単純に言ってください。はい、浜口君。

○2番（浜口雅英君） ずっと平たく、もう何もなかとですが、現在の町道沿線の茂ったもの、草木の整理は草刈り機でほぼ目の高さ、計ったことはありませんが、自分の場合は、目の高さが大体150cmぐらいですか、いや、120、30ぐらいなんです。それから超えた部分の立ち木は、手は入れてないということです。ということはそのまま残っておるのです、道路に。平たく言うよりも、課長、町長さんと一緒に山の中を回ってみてください。そうしたら、これが浜口が言いよったこういうことなのかということが、ご理解いただけたと思います。議長、今のが平たく質問した分です。

○議長（倉田 明君） 続行してください。

○2番（浜口雅英君） それでは、次に行きます。イノシシの被害対策なんですけれども、私は一昨日、坂瀬川の岳という集落に行きました。そこは5、6年前までは住宅が5、6戸ですかね、住まいがあったと、そのさらに前は10軒近くあったということも聞きましたが、今、住んでおられるの1軒だけです。もう1軒の方がたまに帰って来らすか何かと言われ、もう1軒はもう家だけ、あと2軒ぐらいは。住んでおらっさんわけなので、通路がなくてもいいという見方もありますが、悲惨です。自分で通路幅1m50ぐらいの通路を造っておられますが、そこはイノシシが掘り返して、ここに人がおらっとかいと、人が住んどらしたとかなというふうな状況です。先ほど消滅都市とか何とかという、国も心配しているということですが、町もそういう集落については、心配すべきだろうと思います。イノシシの被害の質問から、地域の安全につながるような質問もしていいのかがわかりませんが、ああいうところは独り住まいで女性の方がおられるところはやはり、役場、行政だけでなく、警察あたりも定期的なパトロールが求められるというふうに思いますけれども、そこら辺の状況はつかんでおられますか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 山間部の被害状況をつかんでおられるかという質問でございますが、農地被害の方は農業共済組合を通じて把握しておりますが、山間部のそれぞれ個別の被害状況については、正確な把握はしておりません。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） イノシシの電柵についてですが、これも私は農業をしております

せんので、私が直接感じたわけじゃなくて、農業従事者の方から聞いたことですが、イノシシは田んぼの水口というのですかね、そこから子どもが圃場の中に入ってしまうと、子どもが入れば親イノシシは電柵であろうが何であろうが関係なかとぞという話もされておりました。これは今後の参考にしてもらえればと思います。

それから、タヌキの件ですが、実は私も近所にタヌキが出て、靴をくわえていくもので、役場から檻を借りて捕まえました。4匹捕まえました、その処理の仕方について家庭騒動が起きて、私は命をもらうという話をしましたが、家族から反対を受けて、これは秘密にせんばんとかもしれませんが、町外の場合に持っていきました。ここら辺は県とも相談されて、いろんなところで聞くですよ、タヌキさんも靴をくわえていくだけならよっぽどですが、ミカンが好きか何かという話です。県は、保健所あたりも犬、猫と違って対応してくれんと思います。県の農林水産課ですか、そういう部署も対応せんと思いますので、そこら辺は大きな被害が出る前に、何らかの対処法を考えておくべきではないかと、積極的に捕まえていかんと、防護柵だけでは、イノシシが減らないのは防護柵だから減らないという農業の方もおられます。捕まえて殺せと、そうせんば防護柵をしとただけじゃ減らすことはできんという極端な考えて方を持って、極端というよりも当たり前の考えを持っておられる方もおられますので、そこは真剣に、今以上に真剣に検討してもらいたいと思います。

それから、もう1件ですが、これはある新聞に、長野県茅野市の取り組みが書いてあります。ジビエ、フランス語で狩猟した鳥獣肉のことをジビエと言うそうですが、これは苓北町だけでの取り組みは不可能と思いますが、熊本県全体、あるいは天草地域の中で、このジビエ、狩猟した肉、さらに具体的に言うとイノシシの肉、イノシシの肉をお金になす、料理に使う、そういう問題点のとらえ方をしていかにと、1匹捕まえてくれば1万円だもんな補助金がとか、何とかというよりも、そういう地域名産品、天草大王、天草イノシシ、それから岩ガキ、そういうもので、地域名産に取り組んでいくという形にして、そうなってくれば、イノシシは必要なものになるわけですね。

○議長（倉田 明君） 質問の途中ですが、時間が来ておりますので、簡潔にそれぞれお願いいたします。

○2番（浜口雅英君） そういうことですので、迷惑なイノシシから必要なイノシシに視点を変えていけば、イノシシの数も減ってくるというふうに思いますので、そういう部分も今後検討してもらえればと思います。当然そうなってくると材料が、量の確保が必要になってきますので、そこら辺は先ほど言いましたように、県に音頭取りをしてもらうということで、町の方からも強く提案してもらって。農家の人は困っとらず、イノシシで困っておられます。役場の人は知っとらずですか。ご存じだと思いますので、どうぞよろしくお願いします。質問終わります。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。簡潔に。

○農林水産課長（野田尚之君） タヌキの駆除対策でございますが、今年度駆除対策協議会で罾の購入をいたします。それで罾の免許をお持ちの方に活動してもらい、駆除を進めてしてまいりたいと思います。肉の活用についてですけれども、他町を参考に今後、考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（倉田 明君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 33 分

再開 午前 11 時 50 分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。通告 3 番、錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 通告 3 番、10 番議員錦戸久幸です。石炭灰行政の展望と課題について一般質問を行います。

町の政策が後年度にかけても、町民が評価できるものであるときには、町長の優れた行政手腕の賜物、反対に評価されないものであるとするならば、議決機関である議会の責任、このことを理念としてお尋ねします。

町長は、この石炭灰活用の件について、早い時期から熱心に取り組んでこられました。町がこの事業に取り組んで早 10 年、この間、一般質問だけでも述べ約 70 人がいろいろな角度からお尋ねし、又、予算特別委員会、決算特別委員会等でもそれぞれお尋ねがあり、答弁がなされております。

その中で、昨年の予算審査特別委員会の折、町長から産廃処理費は t 当たり 4,600 円と初めて明言がありました。石炭灰の取り組みについては、まず、平成 15 年 5 月に第 1 回地域資源活用調査検討委員会を立ち上げられ、まだ、結論が出ない時期の平成 16 年 8 月には、第 1 回安全性周知公告委員会を設定されました。

この間の説明によりますと、「九州電力苓北発電所から出る石炭灰は福岡方面のセメント会社に t 当たり約 5,000 円の産廃処理費と運送費をかけて処分している。この処理が発電所の地元でできれば、その分、九電も運送費をかけなくていいし、地元で取り組む企業に t 当たり約 5,000 円の産廃処理費と雇用が生まれ、進出企業も九電もいいし、町も税収面で良かとですよ」と説明があり、いろいろあった中で、現在に至っております。

平成 16 年 5 月 31 日付で苓北町を甲とし、株式会社エコアッシュを乙とする事業進出に関する協定書が、全 11 条にわたって結ばれております。その第 1 条で、「本協定

は、甲と乙が互いに協力することにより、町民及び周辺環境と調和した事業進出によって、苓北町の振興と発展を達成するために締結するものである」と協定の目的がうたっています。又、第4条3項で「甲は苓北町地域資源活用ビジョンに定める町の役割を担い、長期継続的に石炭灰リサイクル製品の活用を行うよう努めるものとする」とあります。町は、これまでにどのようなことに努めてこられたのかお尋ねをいたします。

次に、第8条で権利義務関係の継承という条文の見出しで、「乙において合併譲渡、その他の理由により、この協定による権利義務をほかに継承する必要が生じたときは、甲と協議の上、当該権利義務は継承を必要とするものとする」とあります。会社側によりますと、平成21年に福岡市の方で、株式会社エコアッシュホールディングスを設立してあります。このことで、協議はされてきたのでしょうか。この点について町長にお尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の錦戸久幸議員のご質問にお答えをいたします。まず、進出企業であるエコアッシュとの協定の問題でございます。

その前に、今までの経緯をるる申し上げられたわけですが、私は、セメントの材料になるフライアッシュだから、あるいは我々の幼いことから石炭ストーブを燃やした後の灰は道路上の窪みにも置いておられると、素人考えではこれは大丈夫だろうと、この石炭灰の再利用がしっかりできれば、今、錦戸久幸議員のご指摘になられたとおりになると思ったわけですが、まずは、これは何ととっても安全上、熊本県、国がこれを認めてくれるかということが一番大事であるということで、そのことに留意をしましてまいりました。それと並行しながら、只今ご指摘の委員会等を立ち上げたわけですが、結果は、非常に厳しい審査基準の中で、熊本県はこれを認めていただいて、今、現在に至っているところでございます。

そういう中で、錦戸議員のお尋ねの件につきましては、平成25年12月の議会定例会でのお尋ねにもお答えをしたとおり、必要性があるときには、ACⅡを使用してまいりましたし、今後必要な場所に必要な製品を使っていくということにしております。

次に、平成21年に福岡市で株式会社エコアッシュホールディングスを設立しておられるということでございますが、このことでの協議についてでございますが、事業進出に関する協定書第8条、「乙において合併、譲渡その他の理由によりこの協定による権利義務を他に継承する必要が生じたときは、甲と協議の上、甲と乙というのは町と会社ですね、当該権利義務は継承を必要とすると」確かに定めてございますが、株式会社エコアッシュから株式会社エコアッシュホールディングスへの権利義務を継承したのではなく、現在も株式会社エコアッシュが石炭灰の製品を製造販売しておりますので、これは協議の必要ないと判断をしておるところでございます。

以上、錦戸議員のご質問にお答えさせていただきます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今、町長から答弁をいただきました。この件については、これまでにいろんな形で、私だけじゃなくて、いろんな人からお尋ねもあっております。今回は、私は、それらを踏まえて協定書のことについて、又、改めて認識をしたいというようなこともありまして、今回、これを取り上げさせていただきました。この協定書は随分前のことですので、私は、議会の議決要件ではなかったのかなと思っておりますけれども、その点の確認の意味で、教えていただければと思います。

○議長（倉田 明君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 前のことになりますので、ちょっとはっきりしたことは記憶にございませんが、多分議決事項ではなかったような気がいたしております。全員協議会の中で、協議していただいたというふうに記憶をいたしております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今、副町長の方から答えがありましたが、私も何せ10年前のことですので、そういったことで議決事項までではなかった協定書かなというふうなことで再確認ができました。

それから、最初、町長からお答えいただきました1番目の、どのようなことに町が努めてこられたのかということへの答弁の中で、町が必要なものとする工事には、今後も使っていきたいというようなことで、これは私も理解をいたしますが、この事業をいろいろな委員会を立ち上げて安全を確認されてきました。そして、いざ実行をするときに、いざこの事業に取り組んでするようなことになったときに、県の方から、これは新しい製品なので安全性を確認するために、どこかで積んで、その安全性を確認しなさいというふうなことが、県から示されたと思います。それで、町はこの件について、実証工事をしなければならなくなりました。これは当然、含有成分の件もそうですけれども、高く積み上げていった場合に、それが果たして耐える強度を持っているのか、強度的に安全なのかということを確認しなさいというふうなことが、県から示されて、町は実証工事をしなければならないような状況になってきましたよね。そのときに、私もそれはよくわかるわけですが、この実証工事を町は、町有地のどこかでしなければならないというふうなことで、いろいろ当時、町長も心配されたと思います。それで、その実証工事をするのは、町の町有地でするならば、町が公費を使って実証工事をしなければならないような状況になるので、できれば九州電力の灰捨場の中で、そういった実証工事をできないかというふうなことで、町長にもお願いもしてきました。しかし、そのときの答弁では、灰捨場もいろいろ土地の利用計画が九電もあるようなので、そこでは厳しいというふうなことで、町長の答弁がありました。そこで、いろいろその場所

も選定をされたわけですが、なかなかその実証工事をするまでに至らずに、最終的には、今の工業団地の中で、企業の負担でやっていただきました。そういったことを眺めておりますと、私は、最終的には企業はその負担をされましたけれども、苓北町の公費からその実証工事をしなくていいようになった。これはやっぱりそのときの議会の考え方と、そして又、いろいろ候補地に挙がりましたその地域の方々の、皆さん方の気持ちが一つになって、それは今の現在地で実証工事がされたと私は思っております。それで、この事業に町も進出企業を誘致するためには、いろんなことで力になりたい、便宜を図りたいと言われることはわかりますが、この実証工事のこの場所についてだけは、これは今の形で収まってよかったなと思っております。このことについて町長はどうお考えでしょう。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今のご指摘でございますが、全く違った筋道じゃないかと思っております。最初、県はいろいろ調査をして、その進出企業にプラントを造る許可を与えました。そこでどこにその工場用地を求めるかということになりまして、工業用水が九電1社じゃだめだと、当時の通産省から指摘を受けて、いろんな工業用水の補助金の返還も求めておられましたので、内田に団地を造っておりました。入り手がございませんでしたので、そこならどうかということで、そこにプラントを造ってもらうということになりまして、あくまでも熊本県は、実証工事というのは企業に求めてきたわけです。中に入っているものについては、湧出しないということを確認した上でプラントを造るのを許可したわけですから、あとはそれを重ねて、10m程度ぐらい重ねて問題ないからということで実証工事を企業に求めたわけですね。それでその実証工事をやると、その実証工事の跡が工場の中に残っておりますが、その安全性を確認して、正式に外で事業をやっているということになったわけでございますので、そのところが、ちょっと順番が違ってきていると思います。町に求められたわけでもございません。ただ町が監督上そういうことを県から聞いたと、県も直接企業にも実証工事をやるように指導をしたと聞いているところでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） そうやったですかね、私は確かにプラントを造るのはあそこの工業団地ですよ。そこで今、町長が言われたように都呂々ダムの工業用水の利活用を九電1社でしとるから、1社じゃだめだと県から指摘を受けて、どうしてもしなければいけないという町の事情もありました。そしてさらに、町は工業団地を造って企業誘致をしたけれども、なかなかそこに入ってくる企業がいなかったということで、この2つの町の懸案事項を進出企業は解決をしていただきました。これは私も全く認識はそのように思っております。私が言うのは、実証工事をする場所は、あそこは一番目じゃなか

ったとですよ、最終的にはあそこになったけど、その前にはイゲ林とか黒染とか、いろいろ具体的な行動も町はされたのですよ。そして、それができなかったから最終的にあそこに、県の工業団地の上が県の所有地と聞いておりましたので、町長は県に折衝をされて、ならここにしようというふうなことで、あそこに積み上げるようになったと私はそう思っております。今もきずなの当時の記事を読んで見ますと、いきさつがそういったことで記述があります。いずれにしても、あの部分は町が公費を使わんでも企業で実証工事をしていただいた。このことはやっぱり非常に良かったなと、そのことは思っております。これは進出企業も町民の方を雇用していただいて、そして又、先ほど申し上げましたように、町の懸案事項も２点については、同時に解決をしていただきました。それで進出企業のいいところはいいところ、私はこの件について、石炭灰行政と私が言いますのは、私は企業のことを主として取り上げて言うつもりは全くありません。私は、石炭灰行政と私は表現しておりますので、町の姿勢を私は伺うわけですよ。この件は議会もその当時は、それで、この実証工事の費用は町が出すものじゃない、これは企業がする分だというふうなことでなったから、その点は非常に良かったなと思っております。

それから、その次の件ですけれども、第８条の件ですけれども、これは、協定書上は協議の必要がなかったからしてないというふうな答弁でしたけれども、私は、これは本当に必要なかったのかなと素人判断ではそう思います。途中までの議論の中で、この企業は町の税収に貢献がありますかというふうなことで、何度かお尋ねをしましたが、その都度、初期投資の額が大きかったので、まだそこまでは至っていないというのが途中の答弁でありましたが、先ほども申しましたが、実証工事も町がしようとして計画をされていた部分があって、今度、進出企業の事業がスムーズになってきたなと思う時点でも、町の税収に貢献があっているのしょうもんな、答弁がなかなか聞けないので、その辺がどうなっているのかなと、そして、幸い、先ほども言いましたように平成２１年に福岡市の方で関連会社が立ち上げてあるというふうなことを見ましたので、この関連についてはどうなのかなというふうな思いがありましたので、お尋ねをしているわけです。お断りしておきますが、私も個人情報とか法人関係においても、やはりプライバシーは尊重されなければならない、このことは私もよくわかっているつもりです。ですが、この事業を始めるときに、この石炭灰を活用すれば、いろんなメリットが、進出企業もあるし、九州電力もあるし、苓北町も税収面で期待できるというふうな町長の当初の説明がありましたので、それが１０年経過した現在でも、それが報告じゃないですけど、そういったことが知らしめられていないというふうなことに私は不満があります。ですから、今回、この第８条に定めてあるこの件について協議がされたのかどうかというふうなことをお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 只今の質問ですけれども、エコアッシュホールディングスの会社につきましては、コンサルタント会社で技術の指導という面の会社でございますので、エコアッシュそのものにつきましては、製品製造、加工をやっておりますので、その部分についての協議はやっておりませんということでございます。

町への貢献でございますけれども、只今、エコアッシュの方でも従業員を雇っていただいておりますし、10名ですかね、又、関連会社の方でも従業員を雇っているということでございますので、その面につきましては、地元還元をいただいているということだと思っております。又、会社にしましても、法人町民税につきましても幾らかは納税をいただいておりますので、その辺につきましても町の方に貢献をいただいているというように思っております。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 税金の納税のことについては、情報を余り漏らしてはいけないので、大体のことを申し上げますが、エコアッシュ本体も均等割は当然納めていますし、町の中ではほとんど均等割しか納めていない企業が多いのですが、相当額、法人税も納めておられます。そして、エコアッシュホールディングスもこちらに事業所を置いておられて、これも均等割の税額を納めておられるという報告を受けております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それは初めて私たちもお聞きをいたしました。それは非常にいいことです。私が心配しますのは、町内にもいろいろ自力で従業員も抱えて、それなりの会社の規模に合った企業努力をされていると、そして、経営内容を良くして、町に法人町民税を納められている企業がいっぱいあると思います。ですから、そういったことで町に特権階級をつくるような、そういったことにならないように、是非そういうことでお願いをしたいと思います。それから、町長から相当額の法人税を納入していただいているというような答弁がありました。恐らく、これはごく最近のことではなかったのかな、それまでには、そういった答弁はありませんでしたので、そういったように考えられます。余り個人の税金の件、納税の件、企業にしてもそうです。それでそれについては突っ込んではお尋ねいたしません、そういったことで町民からも議会からも、それなりの納税がされているということであれば、それは今までよりも大分進歩だなと思うわけですね。石炭灰の行政の課題と展望として私は上げておりますけれども、課題がいい方向に行って展望になっている。1つでも多くの面で課題が展望の方に移り変わるというふうな配慮を是非していただきたいなと思います。

私がこうして述べてもなかなか実感が湧きませんので、ただ1つ例題を挙げさせていただきたいと思います。それは、平成19年に債務負担行為を町が起こして宅地開発を

行いました。それが1億200万円でございました。それで工事が進みまして、議会からも現地の視察に行きました。そうしますと、私たちは26区画でACⅡを約4万㎡使う工事だという当初からの説明を聞いておりましたので、私たちはそのつもりで現地に視察に行きました。そうしたら、現地に行きましたら、ここは25になったんですよというふうな現地での説明でした。それで私もこれは町が取り組む事業としてはちょっとおかしいのじゃないかなというふうなことでおりましたが、皆さんもそういったことで、それは最初の説明と違うじゃないかというふうなことで百条委員会を立ち上げられました。それで議会も百条委員会を立ち上げたお陰で、この件についてはいろいろなことで学習をさせていただきました。ですから、そのとき、課題があるとすれば、少しでも展望の方に向くように、大きな課題は小さくなるように、そのようなことを願いながら、この10年、これを見つめてきました。このことは今後も進出企業にも頑張っているただかなければなりませんし、引き続いて、従業員の皆さん方の雇用もなっていくように、今後ともいい形でなっていくようにお願いをしながら、質問を閉じたいと思います。

○議長（倉田 明君） 錦戸議員の質問はこれで一応いいですか、答弁、感想は特に求めないということということでいいですかね。

これをもちまして、錦戸久幸君の一般質問を終わります。

質議、答弁が終わりましたので、午後は13時30分から再開いたしますが、通告4番の野崎議員から始めたいと思います。

それでは、これで暫時休憩いたします。13時30分から再開です。

—————○—————

休憩 午後0時22分

再開 午後1時30分

—————○—————

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。一般質問通告4番、野崎幸洋君。

○6番（野崎幸洋君） 通告4番、6番議員、野崎です。通告しておりました平成26年度苓北町の重点施策に上げてあります防災減災対策など、危機管理の強化につながる施策についてお尋ねをいたします。

町はこれまで東日本大震災の教訓として、町民の生命と財産を守するという意思のもと、拠点避難地、避難路の整備、津波避難タワー建設、仮設住宅用の用地整備などを取り組んでこられました。又、今年度も引き続き、志岐の拠点避難地など防災減災対策、危機管理の強化に努めとなっておりますが、拠点避難地以外の防災について、町の現状とその対策についてお尋ねをいたします。

今年の夏は異常とも言える豪雨により、全国各地で土砂災害が発生し、多くの方々が犠牲になっておられます。特に、先月の８月２０日には、広島県広島市の住宅街を中心に大規模な土砂崩れが数ヶ所発生し、９月１日現在、死者、行方不明者合わせて７４人、重軽傷者４４人という甚大な土砂災害が発生いたしました。犠牲になられた方々には心よりご冥福をお祈りし、又、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

荅北町においても７月から８月の豪雨により、土砂崩れなどの災害が数ヶ所発生をしております。幸い人的被害は報告されていませんが、この前の８月４日に降った大雨により、坂瀬川で町道脇の斜面が崩れ、あわや民家に土砂が流れ込むおそれのある土砂崩れが発生しました。この場所は崩れやすい岩石であったため、近隣の住民の方より、以前から早急に改修工事をできないかという要望が上がっておりました。そのため、町も今年度に予算を付けていただき、１週間後には工事入札を行う予定でしたが、結果的にその前に土砂崩れが発生してしまいました。幸い民家の窓ぎりぎりまで土砂が止まったため、被害が及びませんでした。もう少し土砂の量が多く、場所がずれていれば、人や建物にも被害が及び町の責任も問われかねないような事例でありました。町にはまだまだ多くの急傾斜地や地滑り対策がされてない箇所もあるように思われます。９月から来年の３月まで県の委託業者により、町内の危険箇所の調査に入るとは聞いてはいますが、町単独でできる危険箇所については、早急に対処すべきと考えます。現在、町が把握している危険箇所は何ヶ所あるのか。又、その対策はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

次に、国道３２４号海岸沿線の高潮対策についてお尋ねをいたします。この国道３２４号線の上津深江から坂瀬川地区の海岸線は、台風と大潮が重なった際、高波により波しぶきや砂利等が打ち上がる場所が数ヶ所あり、通行に危険を伴うことがあります。２年前の平成２４年９月１７日に接近した台風の時も、高波によって坂瀬川小路川付近の国道に大量の砂利が打ち上げられ、車の通行に支障を来したため、坂瀬川中央線へ迂回しなければならないような事案も発生しました。それから２年経ちますが、いまだ対策がなされておられません。今後も台風と高潮が重なれば、同じようなことが発生する危険性は多いにあると考えられます。国道に関しては県の管轄ではありますが、町として国、県に対し、何らかの対策を要望されているのかお尋ねをいたします。

又、現在、この沿線の高波対策は、消波ブロックによる対策となっているようですが、今後、富岡東海岸や志岐の釜地区の海岸に起用されている階段式護岸への改修は考えられないのかお尋ねをいたします。

次に、坂瀬川新松原橋右岸側のすぐ横に病院があり、近くには高齢者も住んでおられるところがあります。ここは海拔約２ｍから３ｍと低く、堤防もない箇所があります。

以前、台風が接近した際に、波と砂利が病院そばの県道まで打ち上げ、近隣の方は非常に怖い思いをされたことがあります。又、ここの護岸は、何度となく波によって海岸の砂利が堆積し、河口をせき止めるため、何度か採掘し搬出はしてもらっていますが、しかし、川の流れが弱く、波が強いとすぐに堆積してしまいます。そのため、もし津波が発生した場合、真っ先に波が堆積した砂利を駆け上がり、町内でも一番危険な場所ではないかと考えます。仮設住宅用地を確保する前に、こういった場所から早急に対処する必要があると考えますが、町の見解をお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問にお答えさせていただきます。苓北町におきましても、急傾斜地危険箇所、地滑り危険箇所の整備について早急に対策すべきではないかというご意見、ごもっともだと思っております。現在、苓北町には土石流危険箇所46ヶ所、急傾斜地崩壊危険箇所175ヶ所、地滑り危険箇所が11ヶ所でございます。そのうち土石流危険箇所につきましては、人家5戸以上、22ヶ所、急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、人家5戸以上、60ヶ所、地滑り危険箇所につきましては、11ヶ所が熊本県の整備対象危険箇所とされております。

整備につきましては、町単独で行う事業はございませんが、県が事業主体であり、県で緊急度を検討し、全県的に事業を進めておられます。よって、整備の要望、緊急度の要望につきましては、引き続き、県に対して強く行ってまいります。

次に、海岸線の高潮対策についてでございます。上津深江から坂瀬川の海岸線につきましては、国道324号線の機能保全ということからも、事業主体であります熊本県へ要望を行ってまいります。

又、階段式護岸への改修につきましても、可能であるのかというのは、これは県の対応とそして埋め立てが伴いますので、漁協、漁業関係者のご理解もいただかなければならないということです。そういうことも含めまして、まず県に検討をしていただき、そういう条件が整えるようであれば、しっかりと要望してまいりたいと考えております。

次に、松原川の堆積土についてのご質問でございました。新松原橋右岸側の防災対策についてのご質問でございますが、松原橋河口の右岸側は、県河川松原川の護岸であり、県道坂瀬川御領線の道路施設でもございます。国道新松原橋が建設された後も、坂瀬川漁港の漁港区域内という現状でもございます。防災対策といたしましては、平成22年度に県が施工した新松原橋の架け替え工事に伴う仮設道路の復旧の際に、仮設に使用した護岸の部分は、以前の高さより高くして復旧をしていただいた経緯がございます。又、町の漁港区域内でもありますので、高潮対策として、この付近の河川内の堆積土の除去をたびたび実施してきております。最近では、平成25年度に2回実施しておりますが、波浪により再び堆積するといった状況でございます。今後は、効果的な対策

のため、これらの経緯や管理形態を含め、県の河川管理、県道管理の部署と協議の上、防災への対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 先ほどのご答弁の中で、危険箇所数、それぞれご報告をいただきましたけれども、相当数あるなという気がしました。その中で、先ほども言いましたように、9月から県の委託業者により危険区域の調査が行われるわけですが、この前、回覧板等でその危険箇所の調査区域というのは回ってきたわけですが、あの地図を見ますと余りにもわかりにくいといえますか、どこどこ地区のどの場所を調査するのか非常にわかりにくいような地図になっておりましたので、その辺、当然、町としては把握されているとは思いますが、例えば、自分がマークしてあるところに住んでいるけれども、実際にどこの区域を調査に来るのかというのは、非常に住民の方はわかりにくいと思いますけれども、その辺、当然、町としてはわかっておられると思いますけれども、把握されておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、野崎議員がおっしゃるように、非常に地図はわかりにくい面があります。私は熊本県のホームページに土石流対策の箇所が記載されておりますので、それを1ヶ所、1ヶ所拡大いたしましたところで、パソコンの中で、ホームページの中で確認をしているところでございます。県の方に、これを拡大した資料がないかということでお尋ねしてはいたんですけれども、なかなかないということですので、町の方で、私どもの方で、箇所を拡大したところで、今、見やすいような図面といえますか、それを用意していこうということで、少しずつ印刷をしているところで

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 現在、確認作業をされている段階のようですけれども、本当はもっと町の方では、どこどこ地区のどこをやりますよと、町民の方から聞かれた場合には即答できるような体制を事前に整えておくべきではないかという気がします。この調査でレッドゾーン、イエローゾーンというのが、今回の新しい部分で指定といえますか、危険区域としてされるんでしょうけれども、もし、このレッドゾーン、イエローゾーンになった場合の対策といえますか、町はどのような対策をお考えなのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先ほどもございましたが、イエローゾーン、レッドゾーンになれば、例えば、イエローゾーンにつきましては、その区域を示されて、ハザードマップとか、それから、そういう図面をつくりまして、あと県の方で、各行政区単位

に見やすいように、区の地区のイエローゾーンとかレッドゾーンの調査をした後の区域につきましては、区民の方々が集まられたときに、すぐ自分の家はイエローゾーンかレッドゾーンかわかるような、そういうような図面、写真のようなものを各行政区に用意されるというようなこととお聞きしております。また、その中のレッドゾーンにつきましては、先ほど申しましたが、建物等の規制がございますが、これにつきましては、町の方では対応できるということじゃございませんで、それは今後、天草広域本部の方に建築確認の申請書のそういう部署がありますので、そちらに家を改築とか増築される場合は、その都度ご相談に行ってくださいことになりますので、その辺につきましては、今後、今から広報等で住民の方々にお知らせをして、イエローゾーンになった場合はどうなる、レッドゾーンになった場合はどうなる、そういう詳細につきましては、今後、お知らせをしていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） もちろん指定された場合はお知らせをして、例えば大雨等のときにはどういうふうな行動を取らなければいけないかというのは、当然これは町民の方に知らしめていただきたいと思います。一番問題なのは、そういった危険ゾーンに自分のところが入った。それなのに、例えば、何にも対策が何年もとってないと、これからも危険にさらされながら住んでいくのかという心配というのは町民の方にあると思うんですよね。その辺を、だから、いついつまでにどういった対策をするというのも併せてご答弁といいますか、その地区の方に説明をされるのが一番いいんじゃないかという気がします。

その中で、これも坂瀬川の猪口病院裏の急傾斜、ここは平成19年に着工されて完成はされているですけども、その横になるところから奥ですね、ここはまだ、いまだ崩れやすい岩石と十数年前に積まれた石積みの擁壁のままになっております。この前の台風の時も、この前に住んでおられるお年寄りの方は、危険を感じられたため、坂瀬川の方で唯一自主避難をされております。問題なのはこういった方のところが、先ほどもわかりにくいと言いましたけれども、そういったレッドゾーン、イエローゾーンになっているのかわかりませんが、こういった方々にまず知らせる必要もあるし、どういった行動をとらなければいけないか。又、対策をされてないのだったら、安全なのかというのを、こういうふうに心配されておりますので、それは真っ先にさせていただきたいと思います。その辺、県へのあそこの地区の要望というのはどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の説明会は9月、今月から行われまして、具体的に県の方に動いていただくということになってきたところでございます。今、おっしゃ

られた箇所につきましては、県の方に至急連絡をいたしまして、現地確認をしてもらうように連絡をしたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 是非、早急にこの確認はしていただきたいと思います。ただ、私が1つ気になるのが、この地区のすぐ横には、県の土石流危険区域に指定されている立て看板があるのですね、これがあるにもかかわらず、前の擁壁の部分は何にも手も加えられてないですね、何十年も。だから、こういうふうに危険区域に指定されているにもかかわらず何にも手を打ってないというのは、なぜなのかなという疑問点があるわけですが、これは当然、県の指定でありますし、今、町がどれだけ把握されているのかというのはわかりませんが、前から何回か私も、この近隣の方からお話があったので、ここはどうもできないかというお話を町の方にさせてもらったのですが、以前に、どうしても地権者との交渉がうまくいかなかったという話も聞いております。そういった意味で、うまく工事の進展もなかったのかなという気もするのですが、それから、十数年前とかになると随分前の話になるので、現状としての町民の方、住民の方のそういった心配、訴えというのは、当然、そのたびにとは言いませんけれども、早急に県に、なぜ大丈夫なのか、なぜ工事が進まないのか、その辺の理由付けは、是非やっていただきたいと思います。

これも事例として、1つ上げさせてもらいますけれども、これは苓北町ではありませんけれども、今年の8月17日に大雨に見舞われました石川県の羽咋市で土砂崩れが発生しました。この近くに住む74歳の女性が生き埋めになり死亡されました。羽咋市によりますと、昨年の夏ごろ町内会長が女性宅の裏山の土砂崩れ対策を市に求めていたんだそうですけれども、場所が私有地だとして求めに市は応じていなかったということです。しかし、私も、熊本県はこういう事例があった場合はどうなのかというのを聞いてみました。元職員の、県職員の方ですが、**「危険箇所は町からの要望により、県がレッドゾーンかイエローゾーンかを判定し、優先順位はあるものの随時、危険区域であれば、私有地に関係なく工事を行うのが妥当だというか、本当のことじゃないか」**というお答えをいただきました。そういった認識で私は聞いたのですが、その辺は町としてはどうなのでしょう。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 町の方では、毎年1回、単県要望を行っております。その単県要望という形で、地滑り区域でありますとか、それから急傾斜とか、そういう箇所を毎年要望を上げております。その中で、この要望は地区の住民の方から是非願いますというようなことで、その都度、毎年上げて、少しずつですが、予算の関係もあると思いますけれども、工事の方に入らせていただいているということで、町として

は、要望があればその都度1ヶ所、2ヶ所ということで要望があった分については、その都度上げております。ただ、どうしても採択につきましては、予算の関係でお願いしますというようなことがあっても、その辺は思うようにいかない部分があるわけですが、これについては、又、引き続き、こういうような話があったということで、今お話があった区域につきましても、又、要望等をしていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 是非、県との打ち合わせを十分された中で住民の方への説明と今後の対策を行っていただきたいと思います。

次に、階段式護岸のことについて、先ほど町長の方からご答弁をいただきましたけれども、県の方に前向きにといいますか、検討をしていただくというご答弁をいただきましたので、私が常日頃思っていたのは、防災機能を兼ねた道路として、志岐漁港海岸から富岡を結ぶ臨港道路整備事業の工事が行われております。又、志岐漁港海岸保全施設整備工事も防災を目的として行われてきておりますので、是非、国道沿線、これも防災を目的とした中で、県や国へ強く要望、再度お願いしたいと思います。

それから、最後の質問の中で、猪口病院側の松原川護岸についてですけれども、先ほど私は海拔約2、3mと言いましたが、正式には、ここは海拔何mになっているんでしょう。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 申しわけございませんが、正確な数値を現在のところ把握しておりません。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 私は先ほど、ここは町の中でも一番、津波、高波等が発生した場合に危険だなと感じておるところなので、ここがまず正式な海拔がわかっていないというのはすごく残念ですね。ですから、ここは、まず当然、早く対策をしていただかないといけないのですけれども、この区域に限っては町が対策を採るべきところなんでしょうか、それとも県が率先して行うべき場所になっているのですか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、松原川の護岸であり、県道の施設であり、そして、漁港区域内ということでございます。この件については、国道の松原橋が建設された時点で、漁港区域は通常、第1橋の海側だけということになるのですけれども、そのままということになっておりますので、この件については、早速、広域本部土木部の方と協議して、どこが実際管理すべきものか、あるいは防災対策をどこがすべきものか、早急に確認して、それで住民の方々に、区長さんを通じて周知してまいりたいと考えております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） これから検討、どっちがすべきかという検討されるというのは、この場所は全然、危険区域として認識をされてなかったのかなという気がするわけですが、先ほど浜口議員の一般質問のときに、町のあれでは、危険箇所としては松原川堤防断面不足区域として指定されているというのを先ほど言われたんですけども、私もこの部分は調べていませんけれども、そういった指定もされているのに、まずあそこの部分が、どこがやるべきかもわかってないというのは、非常に何でだろうという疑問しか残らないのですけれども、これは先ほど言いましたように、津波が発生すれば真っ先にあの近隣の方は被害を受ける場所だと思います。ですから、先ほど最初の質問でも言いましたけれども、2次避難所を造る予算を付ける前には、当然ここを真っ先にしないといけないんじゃないかと思えますけれども、再度その辺の認識をもう一度お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 松原川のご指摘の護岸の部分は県有地でもございます。その上に貸借契約で住宅を建て、借りていらっしゃるという経緯もございますので、県が県有地をどういった契約の内容でしているか、そこら辺を確認しましてから、進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） それじゃ、ここも県との十分な打ち合わせということですが、どちらがどういうふうな対処をされるのかというのを是非、早急にしていきたいと思えます。以上で、私の質問を終わります。

○議長（倉田 明君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、これで一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

なお、明日、明後日は週休のため休会とします。次の本会議は9月8日、月曜日、午前9時30分から本会議を開きます。本日は、どなた様も大変お疲れ様でございました。

—————○—————

散会 午後1時57分

平成 2 6 年 9 月 8 日 (月)

(第 2 日 目)

平成26年第29回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成26年第29回苓北町議会定例会は、平成26年9月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	野田 謙二	2 番	浜口 雅英
3 番	山本 政人	4 番	大仁田藤男
5 番	田嶋 豊昭	6 番	野崎 幸洋
7 番	錦戸 俊春	8 番	山下 時義
9 番	松野 重幸	10 番	錦戸 久幸
11 番	神崎 公顕（副議長）	12 番	倉田 明（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	山口 仁人	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教 育 課 長	山崎 秀典	商工観光課長	立山 清剛
代表監査委員	登本 玄一	監査委員	山本 政人

8. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 報告第 45号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成25年度5月分・平成26年度5月分・6月分・7月分） |
| 日程第 2 | 報告第 46号 | 所管事務の調査結果報告について |
| 日程第 3 | 議案第305号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第306号 | 荅北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第307号 | 荅北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第308号 | 荅北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第309号 | 荅北町保育の必要性の認定に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第310号 | あらたに生じた土地の確認について |
| 日程第 9 | 議案第311号 | 字の区域の変更について |
| 日程第10 | 議案第312号 | 平成26年度荅北町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第313号 | 平成26年度荅北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第314号 | 平成26年度荅北町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第315号 | 平成26年度荅北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第316号 | 平成26年度荅北町水道特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第317号 | 平成26年度荅北町下水道特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第318号 | 平成26年度荅北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第319号 | 平成26年度荅北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第320号 | 平成26年度荅北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第321号 | 請負契約〔荅北町役場庁舎空調設備改修工事〕の締結について |

日程第 2 0	議案第 3 2 2 号	請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2 工区）〕 の締結について
日程第 2 1	議案第 3 2 3 号	財産の取得について
日程第 2 2	認定第 3 3 号	平成 2 5 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて
日程第 2 3	認定第 3 4 号	平成 2 5 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第 2 4	認定第 3 5 号	平成 2 5 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第 2 5	認定第 3 6 号	平成 2 5 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第 2 6	認定第 3 7 号	平成 2 5 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定について
日程第 2 7	認定第 3 8 号	平成 2 5 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 3 9 号	平成 2 5 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認 定について
日程第 2 9	認定第 4 0 号	平成 2 5 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の 認定について
日程第 3 0	認定第 4 1 号	平成 2 5 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第 3 1	認定第 4 2 号	平成 2 5 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別 会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	認定第 4 3 号	平成 2 5 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出 決算の認定について
日程第 3 3	報告第 4 7 号	平成 2 5 年度決算における健全化判断比率等につい て
日程第 3 4	報告第 4 8 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価報告について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第45号 例月現金出納検査の結果報告について（平成25年度5月分・平成26年度5月分・6月分・7月分）

○議長（倉田 明君） 日程第1、報告第45号、例月現金出納検査の結果報告書（平成25年度の5月分・平成26年度5月分・6月分・7月分）が提出されましたので、お手元に写しを配付しております。朗読は省略します。質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 前にお尋ねして報告を受けたような気がしますけれども、会計管理者保管現金調書で、保管金の金融機関が町内幾つか金融機関がありますけれども、抜けている、肥後銀行がこれに入っていないのですけれども、何か理由があるのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 会計管理者。

○会計管理者（大田勝彦君） 肥後銀行につきましては、基金関係の定期預金をそれぞれの額を入れておりますので、そういうふうな形の中で来ていると思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで報告第45号を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第46号 所管事務の調査結果報告について

○議長（倉田 明君） 日程第2、報告第46号、所管事務の調査結果報告についてを議題とします。

この件につきましては、苓北町議会3常任委員会の合同で、長野県の川上村、同じく長野県上田市の視察研修を行い、その調査報告書が提出されましたので、お手元に写しを配付しております。

お諮りします。この件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員長報告を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。これで報告第46号を終わります。

-----○-----

日程第3 議案第305号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉田 明君） 日程第3、議案第305号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第305号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について提案いたします。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年荅北町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

（3）死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

次のページに新旧対照表がありますので、お願いいたします。第4条は、災害弔慰金を支給する遺族の範囲と支給の順位となっておりますけれども、第1号としましては、死亡者の死亡当時において、死亡者によりその生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にするというふうに規定があります。第2号としましては、前号の場合においての遺族の順位が掲げられておりまして、アとしましては、配偶者、イに子、それからウ父母、エとしまして孫、オとしまして祖父母となっております。今回3号を規定いたしまして、支給の幅を持たせるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第305号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第305号、災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第4 議案第306号 荅北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（倉田 明君） 日程第4、議案第306号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第306号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定することとする。平成26年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16の規定に基づき、条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）でございますが、本条例は、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、最低基準を定めるものでございます。

本条例につきましては、待機児童解消を主な目的として策定を市町村に義務付けているものですが、本町の作成に関しましては、国基準をもとに、町による事業者の評価、従事する職員の専門性の確保、事業所の虐待通告義務、保険の加入、関係機関との連携、保育時間を標準時間に合わせるなどの補充を行い、国基準を上回る規定といたしました。

18ページに附則としまして、第1条、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとなっております。また、他にも複数の経過措置を規定しております。

以上で、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） これは先の全員協議会の中で説明がありました。省令の中から苓北町の実態にあった条例を策定するという事だったと思います。省令を一部削除しておる部分があるとすれば、その運用に慎重を期すために、県に確認あたりは取るべきではないかということを経済会の中で提案しましたが、そのことはどうなったのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 全員協議会のご意見を受けまして、県の方にもその内容について点検をお願いしたところ、別段問題ないということでございました。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はあ

りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第306号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第306号、苓北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第307号 苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（倉田 明君） 日程第5、議案第307号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第307号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定することとする。平成26年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）でございますが、本条例は、子ども・子育て支援法に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

本条例案につきましては、虐待等の通告、保険加入を義務付けなど、国基準をもとに若干の追加規定を行いました。

20ページに附則としまして、第1条、この条例は、法の施行の日から施行するとなっております。また、他にも特例や複数の経過措置を規定しております。

以上、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） これも先ほどの306号と同じ目的で運用に慎重を期すために、条文の県への確認は済ませましたか。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） お答えします。先ほどお答えしましたように全ての条文案の内容の補足といいますか、その点については県の方には照会をしております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第 307 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 307 号、苓北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第 6 議案第 308 号 苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（倉田 明君） 日程第 6、議案第 308 号、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第 308 号、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、別紙のとおり制定することとする。平成 26 年 9 月 5 日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）でございますが、本条例は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業等の設備及び運営に関する基準、最低基準を定めるものでございます。

本条例案につきましては、職員の専門性確保、虐待等の通告、傷病者対応、保険加入の義務付けなど、現行の学童保育の水準を維持する規定にしております。

6 ページに附則としまして、第 1 条、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するとなっております。

す。又、第2条としまして、職員の経過措置を規定しております。

以上、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(倉田 明君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○2番(浜口雅英君) 議案第306、307と同様に条文については、県の照会は済みましたか。

○議長(倉田 明君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(田尻伸治君) これも先ほどと同じように、県の方には照会をしております。

○議長(倉田 明君) 浜口君。

○2番(浜口雅英君) まだ提案されていませんが、次の309号ですかね、そのときにも県への照会は済んでいると、補足して説明してもらえればと思います。

○議長(倉田 明君) 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田 明君) 他に質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田 明君) 討論なしと認めます。議案第308号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(倉田 明君) 異議なしと認めます。したがって、議案第308号、苓北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第309号 苓北町保育の必要性の認定に関する条例の制定について

○議長(倉田 明君) 日程第7、議案第309号、苓北町保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長(田尻伸治君) 議案第309号、苓北町保育の必要性の認定に関する条例の制定について。

苓北町保育の必要性の認定に関する条例を、別紙のとおり制定することとする。平成26年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条の規定に基づき、条例を制定する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。苓北町保育の必要性の認定に関する条例（案）

（趣旨）

第1条、この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条の規定による認定（以下「保育の必要性の認定」という。）に関し、必要な基準を定めるものとする。

（定義）

第2条、この条例における用語の意義は、法の例による。

（保育の必要性の事由）

第3条、小学校の就学前子どものうち、その保護者のいずれもが次に掲げる事由のいずれかに該当するものを法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「保育を必要とする子ども」という。）とする。

（1）1月当たりの就労時間の常態が48時間以上であること。

（2）子ども・子育て支援法施行規則第1条第2号から第10号までに掲げる事由に該当すること。

この2号につきましては、保育に欠ける状態が9項目ほど記述があります。

（委任）

第4条、この条例に定めるもののほか、保育の必要性の認定に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1、この条例は、法の施行の日から施行する。

（苓北町保育の実施に関する条例の廃止）

2、苓北町保育の実施に関する条例（平成9年条例第25号）は、廃止する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それから又、この件につきましては、県への説明は済んでおります。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第309号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第309号、苓北町保

育の必要性の認定に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第310号 あらたに生じた土地の確認について

○議長（倉田 明君） 日程第8、議案第310号、あらたに生じた土地の確認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第310号、あらたに生じた土地の確認について。

苓北町の区域内に公有水面の埋立てにより新たに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により確認するものとする。平成26年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

新たに生じた土地は、天草郡苓北町志岐字町辻70、71の2、72の2、73の2、字上津渕701の5、701の2、702の1、702の3、702の6、702の4、704の19、704の4、704の5、704の6、704の7及び704の8に隣接介在する道路、水路に隣接する無番地（堤）地先、字上津渕704の9、704の11、704の12、704の13、704の14、704の15、704の16及び704の17に隣接する無番地（堤）地先、字上津渕704の18及び字塩屋の上705の4に介在する道路及び705の4に隣接する無番地（堤）地先、字塩屋の上705の4に隣接する無番地（堤）及び706に隣接する無番地（堤）に介在する水路地先、字塩屋の上706、706の3及び706の2に隣接する無番地（堤）地先、字塩屋の上706の2に隣接する無番地（堤）及び708の2に隣接する水路に隣接する無番地（堤）に介在する水路地先並びに字塩屋の上708の2、字八ツ尾原1001の6、1001の5、1001の4及び1002の1に隣接介在する無番地（道路、水路）に隣接する無番地（堤）地先公有水面埋立地でございます。面積は1万7,369.23㎡でございます。

提案理由でございます。町の区域内に新たに生じた土地の確認をするには、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

今回の提案は、志岐漁港海岸保全施設整備事業の実施に伴い、平成14年12月に公有水面埋立出願に係る地元の意見についての議会の議決を得まして、熊本県知事に埋立申請を出願し、免許を得ました。

志岐漁港海岸の484m区間について、平成15年3月から工事に着工し、海岸保全施設を建設いたしまして、平成25年度までに工事を終えまして、平成26年4月11日付で熊本県知事から公有水面埋立竣工認可をいただいたものでございます。

竣工認可を受けた区間の図面を添付しておりますので、次のページの字図をお開きく

ださい。図に示す赤い部分が今回、竣工認可を受けた埋立区域1万7,369.23㎡です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 字図の確認ですが、できればもうちょっと広い管内図のようなもので示していただければ場所がわかりやすいと思います。この38の11というのが志岐漁港になりますかね。それと水路、特に釜川の場合は、これも新たに生じた土地として表記することになりますか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 38の11が志岐漁港の施設でございます。釜川についてですけれども、今後、字区域の変更について、次の議案でございますが、これを議決した後に法務局に登録をいたします。そのときには、河川の部分はそのまま、その先の部分は施設ですので、新たに生じた土地になるかと思います。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今の説明ではこの川の部分は除いて登記するということですかね。とすれば、新たに生じた土地の、赤で色を付けてありますけれども、この中でも河川に関する部分は省くべきではないかと思うのですけれども、法的にはどうなっているのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 河川を登記するか、表記するかということでございますが、この埋立区域の中に含まれております。この保全施設として河川の機能も備えたものとして考えますので、法務局に登録することになろうかと思います。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 関連したような質問ですけれども、この川は町の管理になるわけですかね、釜川は。そうすると、ここで仮に災害が出た場合は、町の川として登記がなければ、災害が出たときには町の、補助金なしの単独事業の将来的な工事というような形になってくるんですか。川としての登記はないわけですから、その辺はどうなるんですか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 災害が起きた場合は、釜川の下流部分の施設については、海岸保全施設の災害の方で対応したいと考えます。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 河川敷は取っておく必要があるんじゃないかなと、川がここで止まってしまうですよ、海まで川というか、水路域はやはり取っておくべきじゃないかなという気がするんですけれども、そこら辺はいいんですかね。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 河川敷の確保についてということですが、これは法務局に確認いたしまして、河川の方と協議いたしまして、後ほど回答いたしたいと思います。

○議長（倉田 明君） この件については、後ほど回答するということで、錦戸俊春君いいですか。法務局と協議してということですが、今わからないですから。

〔私語する者あり〕

それでは暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前10時00分

再開 午前10時04分

—————○—————

○議長（倉田 明君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 先ほどの河川敷を海岸の地先に表記するかという問題でございますが、海岸保全施設が、河川の機能を維持しているということでございますので、新たに生じた土地としては、河川敷を取らないという方向で進めてまいります。機能があるということです。河川敷は、海岸保全施設の中に含むというようなとらえ方をしております。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 他に今の件で、錦戸俊春君、何かありますか。今のは何だったのかという意見がありますので、再度、課長、答えてください。今の、再読してください。

○農林水産課長（野田尚之君） 新たに生じた土地、公有水面埋立地でございます。その中の河川の地先ということは、新たに生じた土地として、海岸保全施設ということで登記をすることになります。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） わかるようでわからんような感じだったんですけど、その河川敷として、その面積の確保は別にしておかんでもよかですか。登記は、多分、公有水面埋立申請をすればできると思うんですよ。これだけが土地になりました。新しくなりましたよということで、ただ、そこで川が、河川が切れてしまうわけですね、それから先の河川敷がなくなるわけですので、そこら辺の面積の確保を、河川敷として取っておかんでよかですかね。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 先ほども申し上げましたとおり、海岸保全施設が河川の機能を兼ねたような状態、それで新たに暗渠にしておりますので、新たに土地が生じ

たという判断といたしまして、全体を海岸保全施設ということで進めております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 確認ですが、新たに生じた土地の場合は、この赤で着色した部分で、新たに生じた土地なんだということで、その後、例えば、釜川の川下、海にかけては地目変更なり、そういうことで河川に変更していくということで理解していいんですかね。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 新たに生じた土地については、あくまでも、新たに埋立てでできた土地でございますので、変更していくというよりは、新たにそれぞれの地目の登記を法務局とやっていくということでございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 今、海岸保全区域とかそういう説明がありますがけれども、それはその後の問題として、今日、この提案された議案は、あくまでも釜海岸の高潮対策工事で取り組んでおられると、その埋立申請に伴って、この赤で着色した部分が新たに生じた土地ですと、その新たに生じた土地の陸側に釜川があるんだと、当然、川はここでせき止めるわけにはいきませんので、新たに生じた土地の中に、ここで議決をされて、その後、地目変更なり、そういうもので河川とか、そういうことに変更していくということで理解していいんでしょう。現況は水路が入っておるけんが、そこで止めるわけにはいかんですもんね、釜川を。そういうことじゃないんですかね。海岸保全区域とか何とかは、別の問題としてとらえるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 先ほども申し上げましたとおりに、できた土地が海岸保全区域の埋立てによりできた土地でございます。その後につきましては、あくまでも保全施設として埋立てでできたものでございますので、河川敷そのものも登記において、河川敷は機能を備えているということで、保全施設として登記を進めたいと考えております。河川としての登記はしないということでございます。

○議長（倉田 明君） いいですか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。只今の問題に関連したところでお尋ねしたいと思います。この埋立区域の区間内に、釜川だけでなく水路が4ヶ所ですかね、ありますよね、この範囲で。そうしますと先ほどからいろいろお尋ねがあつておりますように、せめて水路の流末ですたいね、その方向性、例えば、こことこの水路は直接海まで行ってますよと、小さい水路が2つほどありますけれども、この小さい水路については、現在の側溝の方に、横方向に流れていって、そして、海の方に連結するようになっておりますというふうな説明がされるように、この図面の中で、海まで行っている

水路には点線でもいいですから、そういった図示があれば一目してわかりやすいんじゃないかと思いますけれども、そういったことは指示できないんですかね。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 陸側から流れてきております各水路でございますが、これはもちろん緩傾斜護岸でございますので、それに海側まで抜けている水路、それとそこで左右に分けて又、まとめてある水路、そういった水路としての機能は確保してございますので、今回、ここで図示しているのは、あくまでも埋立てにより新たにできた土地ということですので、法的な土地ということですので、ここは申しわけございませんが、図示してはおりませんでした。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 課長が言われることもよくわかります。これはこの図面で新たに生じた土地の確認をするために、議会に提出する図面としてはこれでいいと思いますけれども、ただ1つ、今、水路の件でいろいろお尋ねもあっておりますので、お宅たちは毎日の仕事で、こういったことで作り上げて、こういった書類を作られるわけですよ。ところが私たち議会には、その審議をされる数日前に議案配付がありましてね、こうして、なかなかお宅たちみたいに精通したところがないから、できればこの水路がこれは川まで行ってますよと、これは左右に行きますというふうなことがわかるような図面の仕方であれば、より議会に対して親切心があるのではないかと思います。それで、それならば改めて聞きますけれども、海まで行っている水路というのは、これは釜川河川1ヶ所ですか、直通で行っているのは。その左側の水路の、これは行っていないんですか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 釜川の他に2ヶ所の水路が海岸まで直接抜けていると。・・・・失礼しました。釜川を含めて2ヶ所でございます。

○議長（倉田 明君） 先ほど、錦戸久幸君からご提案といいましょうか、ありましたが、これはあくまでも執行部の提案図でいいんですけれども、新たに生じた土地だからいいんですけれども、今後、より理解を深めるためにも、そういう図示を、点線でもしていただければありがたいと思いますが、よろしく願いしておきます。

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第310号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第310号、あらたに生じた土地の確認については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第311号 字の区域の変更について

○議長（倉田 明君） 日程第9、議案第311号、字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第311号、字の区域の変更について。

公有水面埋立てによりあらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により苓北町の字の区域を次のとおり変更するものとする。平成26年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

新たに生じました土地は、議案第310号で確認をいただきました公有水面埋立地の1万7,369.23㎡でございます。編入する字は、苓北町志岐字町辻、苓北町志岐字上津渕、苓北町志岐字塩屋ノ上、苓北町志岐字ハツ尾原の4字でございます。

提案理由、町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

新たに生じた土地の確認をいただいた土地につきまして、それぞれ先ほど申し上げました4つの字に編入の上、字の区域を変更する手続きをするための提案でございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第311号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第311号、字の区域の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第10 議案第312号 平成26年度苓北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（倉田 明君） 日程第10、議案第312号、平成26年度苓北町一般会計補

正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第３１２号、平成２６年度苓北町一般会計補正予算（第３号）（案）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に３億２,４１０万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５億２５７万６,０００円とするものでございます。

今回の補正予算は、国等からの交付金、負担金・補助金等の交付決定通知に基づくもの、及び先の豪雨により発生した災害復旧費が主なものでございます。

なお、内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） それでは、議案第３１２号、平成２６年度苓北町一般会計補正予算（第３号）（案）の内容についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億２,４１０万２,０００円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ５５億２５７万６,０００円とするものでございます。

５ページをお願いいたします。第２表、地方債の補正でございます。

１、追加で、公共事業等債、港整備交付金事業で限度額２７０万円、災害復旧事業債、農地等災害復旧事業で限度額２９０万円、林道施設災害復旧事業で限度額１,０８０万円、公共土木施設災害復旧事業で限度額９,４８０万円をそれぞれ追加するものです。

２、変更で、公共事業等債、漁港海岸保全事業で３１０万円減額し、限度額を３６０万円に、漁村再生交付金事業で２,７００万円減額し、限度額を５,４００万円に、臨時財政対策債は、発行額の確定により１,６３８万７,０００円減額し、限度額を３億２,３６１万３,０００円に変更するものです。公共事業等債、国県道整備事業負担金は、がんばる地域交付金を充当するため、４９０万円減額するものです。

８ページをお願いいたします。歳入です。款８、地方特例交付金、項１、地方特例交付金、目１、地方特例交付金は、減収補てん特例交付金で交付額確定に伴い２６万６,０００円の増額です。

９ページをお願いいたします。款９、地方交付税、項１、地方交付税、目１、地方交付税は、普通交付税の交付確定に伴い、５,１８９万８,０００円の増額です。

１０ページをお願いいたします。款１１、分担金及び負担金、項２、分担金、目２、農林水産業費分担金は、農地等災害復旧費申請者分担金９５万円、単県治山事業分担金１５万円を新たに計上しました。

１１ページをお願いいたします。款１３、国庫支出金、項１、国庫負担金、目１、民生費国庫負担金は、身体障害者補装具交付事業国庫負担金５０万円の増額です。目３、

災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費国庫負担金１億８,９９６万１,０００円を新たに計上しました。

１２ページをお願いいたします。項２、国庫補助金、目１、総務費国庫補助金、節３、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、補助金配布通知により３２７万１,０００円の減額、節４、地域活性化・効果実感臨時交付金、がんばる交付金ですが、２次交付限度額通知により１,２９８万３,０００円の増額です。目２、民生費国庫補助金は、保育緊急確保事業費補助金等で７４０万６,０００円の増額です。目３、農林水産業費国庫補助金は、漁港海岸保全施設整備事業３５０万円の減額です。

１３ページをお願いいたします。款１４、県支出金、項１、県負担金、目１、民生費県負担金は、身体障害者補装具交付事業県負担金２５万円の増額です。目２、衛生費県負担金は、健康増進事業県負担金１２万６,０００円の減額です。

１４ページをお願いいたします。項２、県補助金、目２、民生費県補助金は、節１、社会福祉費補助金２万５,０００円の増額、節３、児童福祉費補助金２７万２,０００円の増額です。目３、農林水産業費県補助金は、節２、農業費補助金１０万４,０００円の増額、節３、林業費補助金で単県治山事業補助金１００万円の増額、節４、水産業費補助金で漁村再生交付金事業３,０００万円の減額、港整備交付金３００万円の増額、合わせて２,７００万円の減額となります。目６、消防費県補助金は、熊本県自主防災組織設立促進・活動活性化事業補助金で、５つの自主防災会の設立により２５万円を新たに計上しました。目７、災害復旧費県補助金は、林道施設災害復旧費補助金、農地等災害復旧費補助金、合わせて２,２５５万円を新たに計上いたしました。

１５ページをお願いいたします。款１５、財産収入、項１、財産運用収入、目２、利子及び配当金は、苓北町地域の元気基金預金利子６万６,０００円の減額です。

１６ページをお願いいたします。款１７、繰入金、項２、基金繰入金、目５、苓北町地域の元気基金繰入金は、平成２５年度の基金積立金の確定に伴い、１６９万４,０００円増額し、取り崩しをするものです。

１７ページをお願いいたします。款１８、繰越金、項１、繰越金、目１、繰越金は、平成２５年度繰越金確定に伴い２５０万円の増額です。

１８ページをお願いいたします。款１９、諸収入、項３、貸付金元利収入、目１、貸付金元利収入は、奨学金償還金２０万８,０００円の減額です。

１９ページをお願いいたします。項４、受託事業収入、目１、農林水産業費受託事業収入は、農地中間管理機構事業受託収入６１万円の増額です。

２０ページをお願いいたします。項５、雑入、目１、雑入は、町有物件災害共済金１７７万円の増額が主なもので、合計で１８４万９,０００円の増額です。目２、過年度収入は、奨学金償還金過年度収入２５６万６,０００円の増額が主なもので、合計で３

24万2,000円の増額です。

21ページをお願いいたします。款20、町債、項1、町債、目1、農林水産事業債は、漁港海岸保全事業で310万円の減額、漁村再生交付金事業で2,700万円の減額、港整備交付金事業で270万円の増額、合計2,740万円の減額です。目2、土木債は、国県道整備事業負担金について、がんばる地域交付金を充当するため、490万円の減額です。目5、臨時財政対策債は、発行額の確定により、1,638万7,000円減額です。目7、災害復旧事業債は、農林水産施設災害復旧事業債1,370万円、公共土木施設災害復旧事業債9,480万円、合計で1億850万円を新たに計上しました。

22ページをお願いいたします。歳出です。款1、議会費、項1、議会費、目1、議会費は、4月の職員の人事異動に伴う人件費分でございまして、今回、増減につきまして補正を行いました。以後、人件費部分については、説明を省略させていただきます。

23ページをお願いいたします。款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節1、報酬は、坂瀬川出張所の職員を嘱託職員へ変更したため、嘱託職員報酬98万6,000円の増額、節2、給料から節4、共済費は人件費部分、節9、旅費は、出張所嘱託職員費用弁償等で2万1,000円の増額、節11、需用費は、消耗品費が不足しますので、30万円の増額、節14、使用料及び賃借料は、5万円の増額、節25、積立金は、苓北町地域の元気基金利子積立6万6,000円の減額、富岡城整備のための寄附をいただきましたので、富岡城整備基金に1万円積み立てるものです。

24ページをお願いいたします。目4、会計管理費は、職員の人件費部分です。目5、財産管理費は、志岐小体育館、2分団第3班の消防倉庫の下水道事業等受益者分担金20万7,000円の増額です。目6、企画費、節3、職員手当は、人件費部分、節8、報償費は、本年度ロアッソ熊本の火の国もりあげタイに苓北町がなっておりますので、賞品代として1万円の増額、節9、旅費は、結婚支援事業で長崎との交流事業のため3万5,000円の増額、節11、需用費から節13、委託料は、11月に行います産業文化祭開催に伴う予算の組み替え等を行ったものでございます。

25ページをお願いいたします。節14、使用料及び賃借料は、結婚相談事業で、長崎市との交流事業のための高速船料9万円の増額です。目8、諸費は、消耗品費と燃料費の組み替えです。目11、地域間交流費、節9、旅費は、普通旅費25万3,000円の増額、節14、使用料及び賃借料は、唐津市との姉妹都市記念式典事業の精算により、22万円の減額、節19、負担金補助及び交付金は、地域間交流促進補助金5万8,000円の増額です。目12、庁舎管理費は、火災報知器修繕料として、89万円の増額です。目13、電算システム管理費、節9、旅費は、普通旅費5万5,000円の増額、節11、需用費は、消耗品費11万6,000円の増額、節13、委託料は、社会

保障・税番号システム改修委託料４０万円の減額、節１９、負担金補助及び交付金は、中間サーバー・フラットフォーム負担金として６６万３,０００円の増額です。目１４、情報化推進費は、告知端末等機器１０台分の購入費８４万９,０００円の増額です。

２６ページと２７ページは人件費部分です。

２８ページをお願いします。款３、民生費、項１、社会福祉費、目１、社会福祉費総務費、節２、給料から節４、共済費までは、職員の人件費部分、社会保険料等は、育休代替え臨時雇い分２０万７,０００円の増額です。節７、賃金は、育休代替え臨時雇い賃金６８万４,０００円の増額、目２、老人福祉費は、緊急通報システム端末機購入費８１万円の増額、目４、介護保険事業費、節２、給料から節４、共済費は、人件費部分、節１３、委託料は、介護保険事業計画策定委託料６０万円の増額です。

２９ページをお願いいたします。目５、後期高齢者医療費は、後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定分）８８万９,０００円の減額です。目６、障害福祉費、節１３、委託料は、地域生活支援事業委託料３０万円の増額、節２０、扶助費は、身体障害者補装具交付事業１００万円の増額、節２３、償還金利子及び割引料は、障害福祉事業国県負担金の返還金９２万円の増額です。

３０ページをお願いいたします。項２、児童福祉費、目１、児童福祉総務費、節１１、需用費は、児童遊園地遊具撤去費１５万円の増額、節１８、備品購入費は、釜の下児童遊園地遊具設置費１０万円の増額、節１９、負担金補助及び交付金は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金等７９４万６,０００円の増額です。

３１ページは人件費部分です。

３２ページをお願いいたします。款４、衛生費、項１、保健衛生費、目１、保健衛生総務費は、人件費部分です。目２、予防費は、老人の肺炎球菌、乳幼児の水痘の予防接種委託料５９４万９,０００円の増額です。目３、環境衛生費、節１４、使用料及び賃借料は、環境学習に伴うバス借上げ料７,０００円の増額、節２８、繰出金は、下水道特別会計、水道特別会計への繰出金、合わせて１,２００万円の減額です。目４、斎場費は、斎場の発電機、台車等の修繕料３２１万８,０００円の増額です。目５、健康増進事業費は、健康増進事業県負担金、がん検診推進事業補助金の返還金３６万６,０００円の増額です。

３３ページは人件費部分です。

３４ページをお願いいたします。款５、農林水産業費、項１、農業費、目２、農業総務費は、人件費部分です。目３、農業振興費は、農地・水環境保全管理支払事業から多面的機能支払推進交付金事業に名称が変更となり、事業費の不足額について、節４、共済費から次のページの節１９、負担金補助及び交付金までの合計で１７７万７,０００円の増額です。

３５ページをお願いいたします。目５、農地費は、農業集落排水特別会計繰出金５８万７,０００円の増額です。目７、堆肥センター管理費は、プリンター購入費で６万５,０００円の増額です。

３６ページをお願いいたします。項２、林業費、目２、林道費は、林道２ヶ所の修繕料５０万円の増額です。目３、治山事業費は、都呂々多田羅地区単県治山工事請負費１４万９,０００円の増額です。

３７ページをお願いいたします。項３、水産業費、目１、水産業振興費は、人件費部分です。目２、漁港管理費、節１１、需用費で、和田漁港浮き桟橋他修繕料２４３万円の増額、節１４、使用料及び賃借料は、重機等借上げ料７万円の増額です。目３、漁港建設費、節１３、委託料、港整備交付金事業で坂瀬川漁港消波工設計委託料、西川内漁港舗装工設計委託料で６５０万円の増額、節１５、工事請負費は、交付金の減額により、漁村再生交付金事業６,０００万円の減額、海岸保全施設整備７００万円の減額、臨港道路取り付け部分の追加工事３６５万円の増額、合計で６,３３５万円の減額です。

３８ページをお願いいたします。款６、商工費、項１、商工費、目１、商工総務費は、人件費部分です。目３、観光費、節１１、需用費は、ペーロン倉庫の修繕料４３万８,０００円の増額、節１４、使用料及び賃借料は、富岡海水浴場流木処理等重機借り上げ料等１９万６,０００円の増額です。目４、温泉センター管理費、節１１、需用費は、修繕料２４万９,０００円の増額、節１８、備品購入費は、屋外消火器用ボックス４基分６万５,０００円の増額です。

３９ページをお願いします。款７、土木費、項１、土木管理費、目１、土木総務費、節３、職員手当等は、災害等に伴う時間外勤務手当３０万円の増額、節１１、需用費は、消耗品費３万５,０００円の増額です。

４０ページをお願いいたします。項２、道路橋梁費、目１、道路橋梁総務費は、人件費部分です。目２、道路維持費、節１１、需用費は、舗装補修費等２７０万円の増額、節１２、役務費３万８,０００円の増額と節２７、公課費７,０００円の増額は、自動車の車検に伴うものです。節１６、原材料費は、アスファルト舗装補修剤購入費３０万円の増額です。目３、道路新設改良費、節１３、委託料は、町道鶴尾線測量設計委託料５０万円の増額、節１５、工事請負費は、町道鶴尾線他改良工事費９００万円の増額、節１７、公有財産購入費は、町道深田線改良工事に伴う道路用地購入費１５０万円の増額です。目５、国県道整備促進費は、国県道整備事業負担金１０５万円の減額です。

４１ページは、財源区分の変更です。

４２ページをお願いいたします。項４、港湾費、目１、港湾管理費は、富岡港改修事業負担金１５０万円の増額です。

４３ページをお願いいたします。款８、消防費、項１、消防費、目２、非常備消防費

は、財源区分の変更です。目3、消防施設費は、自動体外式除細動器更新3台分、77万8,000円の増額です。目4、災害対策費、節3、職員手当等は、大雨・台風時の職員時間外手当110万円の増額、節11、需用費は、自主防災組織配布用消耗品費42万3,000円の増額、節15、工事請負費100万円の減額、節18、備品購入費は、自主防災組織の防災旗5セット分28万5,000円の増額、節22、補償補填及び賠償金は、電柱移転補償費100万円の増額です。

44ページは人件費部分です。

45ページをお願いいたします。款9、教育費、項2、小学校費、目1、学校管理費、節1、報酬と節7、賃金は、学校主事産休に伴う組み替え、節9、旅費は、普通旅費1万2,000円の増額、節11、需用費は、志岐小学校受電設備復旧修繕料等144万9,000円の増額、節13、委託料は、一般廃棄物収集運搬業務委託料8万円の増額、節14、使用料及び賃借料は、テレビ受信料5万1,000円の増額です。

46ページをお願いいたします。項3、中学校費、目1、学校管理費、節11、需用費は、苓北町中学校太陽光パワコン移設修繕料等で258万9,000円の増額、節14、使用料及び賃借料は、テレビ受信料3万円の増額です。

47ページは人件費部分です。

48ページをお願いいたします。款10、災害復旧費、項1、農林水産業施設災害復旧費、目1、農業用施設災害復旧費は、中山農地他4件分の工事請負費1,029万9,000円の増額です。目2、林道施設災害復旧費、節13、委託料は、測量設計委託料100万9,000円の増額、節15、工事請負費は、苓北天草線2ヶ所分と萱の木線4ヶ所分の工事請負費2,849万9,000円の増額です。

49ページをお願いいたします。項2、公共土木施設災害復旧費、目1、河川等災害復旧費、節9、旅費、普通旅費2万円の増額、節11、需用費は、補助対象未満の河川・道路の修繕料等590万円の増額、節14、使用料及び賃借料は、重機等借上げ料200万円の増額、節15、工事請負費は、7月7日分13件、8月4日分8件の工事請負費2億8,480万円増額、節17、公有財産購入費は、赤仁田線災害復旧工事に伴う土地購入費250万円の増額です。

以上で、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第3号）（案）の内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 37ページの漁港管理、漁港の建設費の中で、11の需用費で243万円、修繕料、和田漁港の浮き桟橋ということだったんですけれども、どういう理由ですか、教えてください。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 和田漁港の修繕費の件ですが、ポンツーンの連結部分が破損いたしております、その分の修繕料ということで計上した分でございます。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） その理由を教えてくださいんですけども、前、1回このことについては話もありましたけれども、初歩的な欠如で干満の差のそういった潮の計算をしてなくて、外れるおそれもあるというような話も聞きましたけれども、こういった干満の差の設計に誤りが当初からあったんじゃないかと思うわけですけども、そういうことは関係ないわけですか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 漁協からは、この台風とか経年とか、その劣化による補修の必要が生じたということであります。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） それでは、干満の差がひどくて上で外れるおそれがあるというような話しも聞きましたけれども、そういう心配はないわけですね。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 通常の干満の差では心配はないと思いますが、台風とか大きな波浪、そういったときを想定した場合は、絶対とは申し上げられませんが、通常の波浪ぐらいでは大丈夫だと思います。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 37ページの漁港建設費の中で、先ほど、委託料で坂瀬川漁港、これもポンツーン以外での修理というか設計がなされるということでの説明だったように思いますけれども、もう1度、内容を詳しくよろしくお願いいたします。

それと、40ページの道路新設改良費の中の、用地購入費、道路用地購入費、これは深田線でこの前、土砂崩れが発生したその部分での購入費が必要になったということの説明ですけども、その後の改良の工事日程といいますか、予定、その内容をよろしくお願いいたします。

それと、49ページの河川等の災害復旧工事の中での工事請負費、これが7月7日分と8月4日分の工事費ということで説明がありましたけれども、場所等の内容も少し詳しく、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 漁港建設費の委託料でございますが、設計業務委託料で和田漁港の消波工を設置いたしますその分の委託料でございます。工事は平成27年度に予定しております。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、野崎議員からご質問のありました40ページの深田線の今後の工事の予定でございますが、ここは補正予算を通していただきましたらば、用地の所有者に、以前、7月に交渉をいたしまして、ある程度の内諾をいただいておりますので、正式に契約をいたしまして、用地を購入いたしまして、その後、道路の法面分を安定勾配に切り取りまして、それにつきましては、吹き付け等で対応したいと考えております。

それから、49ページの災害の内訳につきましてでございますが、7月7日の分につきまして、これは4ヶ所の河川を予定しております。この河川につきましては、護岸の決壊ということで復旧工法としましては、ブロック積みを予定しております。場所は先日お知らせいたしたところですが、河川の赤仁田川、小河内川、それから、舞子川を2ヶ所予定しております。

それから、7月7日の町道につきましてでございます。町道につきまして、ここに9件でございますが、これにつきましては、道路の路肩の崩壊、それから法面の崩壊ということで、主な工法としては、ブロック積み等、又、大型ブロック等で復旧を考えております。場所につきましては、町道の八ツ万2号線、それから、長迫線、これは内田ですが、タブの迫線、それから年柄の年柄1号線、又、同じく年柄の上路木線、それから、年柄の上唐津丸線、それと都呂々を3ヶ所、これは狸河内線と笹尾線、それから赤仁田線ということで予定しております。

それから、8月の4日分でございますが、これにつきましては河川が7件でございます。主な被害の内容につきましては、護岸が決壊したことによります災害でございます。復旧工法としましては、ブロック積み工法を考えております。河川につきましては、町河川の松原川、年柄川、蔭平川、舞子川、それから三会川2ヶ所、それから都呂々川の上流の松浦河内が2ヶ所ということで、計7件でございます。それと、道路1件につきましては、これも道路の法面が崩れておりまして、ブロック積みで復旧を予定しております。これは志岐の矢形平線を予定しております。工事につきましては、上のとおりであります。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 確認の意味でお尋ねいたしますけれども、先ほどの深田線ですけれども、これは約何mを予定されているのか、そこを再度お尋ね。

それともう1点、49ページ部分の工事内容等は説明いただきましたけれども、それに河川の部分が入っていたのか私もよくわからなかつたのですけれども、志岐川の方の約2ヶ所ほど、私が確認した部分では2ヶ所ほど護岸が決壊しておるわけですが、そこも入っているんでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 深田線の復旧工事につきましては、只今図面がありませんので、何mかにつきましては、後で報告をいたします。

志岐の河川につきましては、具体的に場所は、後で土木管理課の方で確認をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） その点、よろしくお願いいたします。他に、山下君。

○8番（山下時義君） 8番、山下です。24ページの結婚相談の件で計上されておりますが、この条例が制定されて、今日までにどのくらいの成功があったのか、そのときは長崎で多分やられたと思いますが、現在の状況はどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

次に、先ほどの野崎議員の関連でございますが、49ページの河川が今度の7月の大雨で水田の畦の部分が決壊して、来年の稲作に間に合うのだろうかというような、大変心配していらっしゃる農家がたくさんいらっしゃるかと思います。この予算によって、工期はいつごろまでに予定されているのか、来年の3月から4月に田植えが始まりますので、当然のこととして、それまでは終わろうかと思いますが、その点はどうなっておるのかお知らせ願います。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 只今の結婚相談事業の部分ですけれども、現在、サンクスというところで男女の登録を行っておりまして、男性の方で登録者が16人、女性で9名ということで登録をいただいております。それから、長崎市との交流ということで昨日も交流に行っております。昨日は参加者が15名で、男性が10人、女性が5名ということで、昨日、日帰りで行っております。それから、5月の連休のときには長崎の方からこちらの方で交流事業をやっております。今、これは何も載せてくれるなということですが、本人さんからはいいということでしたので、1組まとまっております。1組が今、進行中ということで取り組んでおります。今後は、男の方がどうしても場慣れをしないというようなことがありますので、11月の終わりぐらいから男塾ということで、話し方とか、そういったことの講習をして、実践を積んでいけたらということで、今、計画をしているところでございます。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、山下議員の方から工期のことについてお尋ねがございましたが、9月の24日から25日に国の査定が、7月7日分につきましてございます。又、その後につきましてありますけれども、来年の3月までに復旧を予定しております。ただ、都呂々の赤仁田川と町道赤仁田線につきましては、被害が非常に甚大でございまして、3月までには復旧はできないんじゃないかということで、具体的にいつまでということは、申しわけありませんけれども、はっきり今の時点ではわからないと

ころでございますが、他のところにつきましては、3月の末までに復旧の予定をしてございます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 只今、企画課長から結婚相談の成立、内容、いろいろお話いただきましたが、ご存じのようになかなか人口減少が止まりませんで、そこで、私たちの都呂々保育園でも今、1人しか子どもさんを生まない方にもう1人は生んでくださいという、そういう運動も展開しているんですよ。それで今後は結婚の問題と併せて、苓北町の人口を増やすために、そういう運動を展開して、現在は、死んでいかれる方が昨年の例で申し上げますと150人、生まれる方は54人というような状況でありますので、1人でも多く苓北町の人口が増えるように格段の努力をしてもらいたいと思いますが、企画課長、希望も申し上げておりますが、いかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 只今の件ですけれども、なかなか私たちの方でも結婚というで紹介をするんですけれども、なかなか強制ということもできませんので、余りしつこく言いますと、もう連絡せんちゃ良かということで口も聞いてもらえないということもありますので、その辺はうまくいろいろな方のご協力いただきながら取り組んでいきたいと思います。それから又、結婚されている方につきましては、今1人とおっしゃいましたけれども、大概1人じゃなくて、結構2、3人持っておられる方もおられますので、その辺は、結婚をされてない方をいかに結婚していただくかということが重要だと思っておりますので、今後も続けてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件について、少子社会がどんなに恐ろしいものかというのをよくわかっていらっしゃる方が多い。せんだって、ある、この人は何でも知っているかなと思うご婦人に聞いたら、年金のこと、私たちが掛けた年金をもらうとですもんて、そういう間違った認識を持っておられる。年金、そして医療保険等については、子どものころから教育課程の中で教え込んでいくべきじゃないかということを痛感しております。そのことが少子社会であれば、もらう人だけ多くなって、要するにその原資を納める人たちが少なくなるから、これは大変なことになる。また、あと消費も減っていく等々でございますので、ここは来年度から少し教育委員会の法律も変わってきますので、しっかりと子どもたちの時代から教えていけるような方策を、教育委員会と相談をしてみたいなと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 49ページの災害復旧費が2億9,500万円補正されおります。国県支出金が1億8,900万円ですが、この補助率は、箇所別でなくても事業の

種類があれば種類ごとで構いませんので、補助率を教えてください。

それから、40ページで3の道路新設改良費の国県支出金が668万3,000円補正増になっております。これは単独工事というふうな書き方をしてありますけれども、どのような事業に国県が付いたのか、教えてください。

それから、37ページで、工事請負費が補助6,700万円減額になっています。先ほどの説明では、交付金が減ったからということですが、これは初期の事業の目的はこれで達成できたのかどうかということをお尋ねします。

それから、32ページの予防費の中で、594万9,000円増額になっています。これは予防接種の委託料ですが、これは全て一般財源になっています。こういうものに国県の手当はないのかどうかをお尋ねをします。

それから、14ページで農林水産業費、県補助金が3,000万円、これがさっきのあれに関係してくるのですかね、14ページは取り消します。

それから5ページで地方債、これは償還関係の確認ですが、据え置き期間が何年で、償還期間は何年か、それを教えてください。以上です。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今の浜口議員からの49ページの公共事業の補助金ですが、これにつきましては、66.7%でございます。それから、40ページの道路新設改良費の内訳でございます。これは工事につきましては、今まで元気基金の、それから今回、がんばる交付金の財源によりまして、工事をさせていただきます。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 37ページの漁港建設費の工事請負費の減額6,700万円でございます。これは漁村再生交付金の分が6,000万円、そして、海岸保全施設整備、釜海岸の部分、これが700万円の減額でございます。それぞれ事業費が減っておりますが、漁村再生交付金の分については、現在発注しております志岐川河口の下部工、その分の事業費は十分足りておりまして、その他に護岸の整備を予定しておりましたが、その分は減額となって、現在のところ支障はありません。それと釜海岸の分についてですけれども、これも減額されましたが、今年度で竣工いたします。この金額で十分対応できると考えております。以上です。

○議長（倉田 明君） 健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 32ページの予防接種の委託料の国県支出金はないのかということでございますけれども、予防接種につきましては、全て一般財源ということになっておりまして、交付税の算定措置には含まれるということに聞いております。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 5ページの地方債ですが、それぞれの地方債の

事業ごとの償還年数が違いますので、今、ちょっと持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 志岐漁港の件ですが、下部工は間に合うのだと、ただ護岸部分が予定していた分ができないということのようですけれども、現在その工事に取り組んでおられますけれども、ここ4、5日、時化がないからいいものの、今の状況では非常に古い堤防を取り壊しただけというような感じですよ。あれは工事の進捗、堤防を取り壊すときには事前に、沖合いに消波を仮に置いて、工事の安全ももちろんですが、地域の皆さん方の安全を守るような対策は取るべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 工事の進捗、管理につきましては、議員がおっしゃられたとおり現場を確認いたしまして、慎重に、安全に進めてまいりたいと考えております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 災害復旧工事の補助率ですけれども、現在の一般の国庫補助事業に比べれば70%近くですので、高い補助率だろうとは思いますが、あそこの赤仁田も66.7%なんですか。もうちょっと事業費の太かとは、激甚災害の地域には指定されませんでしたけれども、事業費の大きいものについては、何とか補助率の高いような形で進めていけば町の出す分が減っていくと、それは当然ですけれども、そういう状況にはないのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、浜口議員がおっしゃられました激甚災害につきまして、今回は地区が限定されているということで、対象にならないということで確認させていただいております。率につきましても、66.7%ということでございます。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。3点お尋ねいたします。まず、32ページの環境衛生費の28、繰出金、下水道特別会計繰出金が100万円減額、それから、水道特別会計繰出金が1,100万円減額になっております。これは後で出てきます水道特別会計、下水道特別会計、それぞれ進んでいけば説明もあるからわかるんですが、ここでも、ここで2つの項目で減額された主な理由は何でしょうか。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 後で特別会計の方の補正の方の説明をさせていただきますけれども、大きな理由は繰越金の確定によりまして、当面必要な支出がないという

ことで、一般会計に返すような形になりますけれども、繰出金を減額させていただいております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それはわかりました。又、後で特別会計のところでわからんことがあったら又、お尋ねしたいと思います。

それから、43ページに消防施設費、備品購入費が計上してございます。77万8,000円、これは自動対外式除細動器購入費とあります。3台購入と言われましたかね、この設置場所を、どこどこに設置されるのか、その設置場所をお知らせいただきたいと思います。

それから、46ページに中学校費が計上してございます。この補正予算書の数字には直接関係はありませんけれども、来年の、平成27年度から町内の3中学校が統合されます。そこで、その各3つの中学校とも、それぞれの学校で閉校事業が計画されて、そこら辺のところは順調に進んでいると思いますが、教育委員会として、来年の新年度から3中学校を統合させることについて、スケジュールどおり予定どおり進んでいるのかどうか、これをまず1点と。

それから、都呂々中学校、坂瀬川中学校の関係者の方から、廃校される2つの中学校は、校舎、教室ともにわりかしきれいだと言われるわけですよ、校舎、室内がですね。ですが、今まで通っていた坂瀬中とか都呂々中と比べると苓北中学校はどうも見劣りがあるというふうな声を聞きます。そこで、教育委員会としては、統合までに何か、校舎の内装を、ちょっときれいにするとかそういった計画はなされていないのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 43ページの備品購入費の自動体外式除細動器の購入費の箇所数3ヶ所ですけれども、役場と温泉プールとコミュニティセンターの3ヶ所分です。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 46ページです。中学校の統合事業につきましてですけれども、スケジュールは予定どおり行っているのかということですが、それぞれ各専門部会、準備委員会の皆様、それから、各校区の保護者の皆様の協力をいただきながら、ほぼ予定どおり、スケジュールどおり進んでおります。

それから、苓中の校舎の改修計画はないのかということでございますけれども、現在、夏休み期間を中心として、外構の工事、それから内部の塗装でありますとか、コンクリート部分の亀裂がある部分等の補修工事、これを現在やっております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今の苓中の件ですけれども、教育委員会の方には特別にはそ

ういった保護者関係からの要望といえますか、そういったことは届いておりませんか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 保護者からの要望につきましては、7月の下旬から8月にかけて、各校区で行いました第2回目の保護者説明会の中でも、校舎整備の要望が上がっております。又、PTAにおかれては、8月23、24、それぞれ坂瀬川中学校校区、都呂々中学校校区、PTAの役員さん方を含めまして、苓中の校舎の視察をいただいております。その結果を受けまして、要望書をいただいておりますので、それに基づきまして、現在、苓中の整備、改修を行っているところでございます。

○議長（倉田 明君） 田嶋豊昭君。

○5番（田嶋豊昭君） 5番、田嶋です。32ページ、斎場費に今度修繕料として32万8,000円ですか、出ていますけれども、これは何に使われるのか。現在、200Vの冷暖房の機械が付いているそうですけれども、これは故障ばかりでどうしようもないということを聞いております。それで100Vの一般のあれで余り広くもないし、いいんじゃないかということも聞いておりますので、そこら辺をお知らせください。

それと43ページ、電柱の移動、これは町の負担ですかね、100万円出ていますけれども、これもお聞かせください。

それと48ページ、農業用施設の災害が出ていますけれども、これはどこの工事、修理でしょうか。お願いいたします。以上です。

○議長（倉田 明君） 税務住民課長。

○税務住民課長（荒木広之君） 斎場の修繕費の内訳について説明させていただきます。発電機とエアコン3ヶ所分、これが7月の落雷によりまして故障した分ですけれども、先ほどありましたけれども、エアコンの方はしばらく使えずにご迷惑をかけた点がございました。それと火葬炉の台車を1台交換するようにしております。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、田嶋議員さんの方から、電柱の補償費ですが、これは、通常、町道の移転であれば、九州電力の方が負担するわけですが、これにつきましては、町道外の電柱移転ということで予算を計上させていただいております。

○議長（倉田 明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 48ページの農業用施設災害復旧費の工事請負費の部分でございます。工事箇所は坂瀬川の下萱場、これは水田です。畦畔8m、それと富岡の中山の農地、畑でございます。これが延長6.2mの復旧をします。それと都呂々の内の迫の通し工でございます。ここが1ヶ所分でございます。それと志岐の鶴尾、中尾地区でございますが、農道の復旧工事、延長が19m、それと志岐地区の志岐山、十郎神楽、これは水田です。延長7mを予定しております。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。松野君。

○9番（松野重幸君） 14ページの消防費県補助金というのがあるのですが、この補助金は初めてかな。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 14ページの消防費県補助金ですが、これは一自主防災会について5万円という形で補助金が出されますが、これは県からの補助で県も自主防災を進めるということで昨年から出されております。今年4月の段階で5の防災会ができたということでそこに充てるものです。

○議長（倉田 明君） 松野君。

○9番（松野重幸君） 質疑に意見が入ってしまいましたが、自主防災、まだまだ完全に全区、組織ができ上がってはおりませんが、近年の災害を見ておりますと、想定以上の災害が起こっております。やはり備えあれば憂いなしということで、もうこれは待ったなしという感じがしますが、そういうときに、例えば避難所があっても逃げる場合、今の場合ばらばらで逃げたって、あつちは海の方に逃げたり、こっちは山の方に逃げて行ったりして、そういうようなあり方じゃ、恐らくせつかくの避難所も有効に使われんというようになるのじゃないかと思っておるのですけれども、町ももう一步踏み込んで、この自主防災というのを各部落で組織をしていただくということを強く、指導していただいて、かつ訓練、今年はちょうど天候が悪くて訓練が中止になりましたが、そういうときもありますので、自主防災組織で各部落ごとにそれぞれ自分たちのいい日に訓練をしてもらうということ、これはもう当然、すべきだというふうに私は思うのですね。超大型の台風あるいは竜巻、そして大雨、これはもうどこにどういうふうにかかるかわからんというような状況ですので、やはり町を挙げて避難場所、そして又、そういうところに逃げる訓練、これをもう少し、来年の予算の中にでも取り入れていただいて、今まで以上に頑張りたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 今、松野議員がおっしゃられるとおり自主防災会、非常に大切な防災会だと感じております。自分の身は自分で守るという観点から、その中で、地域の中で避難場所あたりも確認するとか、そういう意味では必要だと感じております。現在31の自主防災会ができておりまして、まだ、未組織の部分につきましては、先般も又、防災会の設立についてのお願いをしまして、設立に当たっては、こちらから出向いて説明をいたしますというような形で、絶えずお願いしているところでございます。それから、結成された部分につきましては、今度11月に防災講演会というのを開く予定でおりますので、その中で、自主防災会の必要性等を又、訴えていきたい、ご案内しながら進めていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） もう1点だけお尋ねをいたします。今、防災関係のお話も出ましたけれども、43ページに災害対策費等の中で、備品購入費とか需用費があるわけですが、今年、台風接近の折に避難勧告といたしますか、町の方から自主避難を呼びかけるアナウンスがあったわけですが、その際に、避難をされる場合は毛布、食料等を持参の上、避難をしてくださいという広報無線等の案内が入ったように記憶しておるんですが、実際に避難された方のお話を聞きますと、ある老人の方が家から毛布を持って避難をされております。その方、歩くのは歩かれるのですが、自転車、車等も持っておられません。その方が歩いて、毛布を持って避難所に行かれたそうなんですけれども、近所の方が見かねて、何で町はこういう避難を呼びかけるのに、食料とか毛布まで持っていかなければという疑問、当然、自主避難でしょうけれども、避難をする際になぜそこまで、例えば、今、避難所を造っているところに食料と毛布等を備蓄されているわけですが、そういうときに避難所になっているところに町の方から、それも事前にそういった場所への移動をして、自主避難された方に使っていただくような、そういった手だてができないものかなというふうに思ったわけですが、今後そういった避難等の際の対策として、その辺はお考えなのかをお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 基本的には自主避難でございます。ただ、1つ抜けてたのはその方が車も自転車も持っておられないというのをだれか町の関係が、お連れすると、車で、そのことをやれば自主避難の中ではそれでいい対応だったんじゃないかなと思っております。又、いろいろ度合いが変わりますとそれこそ何も持ち出さずに逃げたという場合もあると思いますので、そのときには当然、町が用意した緊急物資を出していくということで考えております。ですから、今後、自主避難したい方についての連絡方法等もこちらでもきちっと周知をしていきたいと思っております。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 今、役場の方に連絡いただければ、車等、自転車を持たない人に対しての対処をするというふうな答弁だったと思いますけれども、であるならば、事前に放送の中で、自主的な避難が難しい方は役場の方に連絡いただければ、その避難所までの送迎をいたしますという、そこまでの配慮は必要なんじゃないかなという気がするわけですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その人の容態に応じたと、又、そのためにも自主防災組織もあるわけですので、ご近所の方、あるいは自主防災の責任者、あるいは時間内で

あれば、だれもいないときは、町がある程度しなければいかんと、その他いろいろケースがあると思いますので、全く余裕があるのかないか、そのために自主防災組織も是非つくって、避難だけは常に練習をしていっていただきたいと思います。ですから、あと20地区余り自主防災組織を組織しておられないんですけれども、今度の自主避難という場合には、やはり自主防災組織が中心になって、お運びするとか、自分の家でどうですかとか、そういうことは考えられると思いますので、そのところをもう少し、指導も徹底をし、そして、自主防災組織のあり方についてもよく理解していただけるようなことを我々役場が努力をしていくと、さらに努力をしていくということを考えていきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 避難の方法に対してはわかりました。最後に確認の意味で先ほど申しました避難所に関しての、最低限の毛布と食料も1日、2日分の非常食等、その辺は置かれる意思があるのかだけをお尋ねして終わります。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 今、避難所として設置している部分で置いているところと置いてないところがございますので、もう1度確認しまして、私たちとしまして、この放送を流すときに自主避難という形でしたので、明るいときに避難していただく場合は、毛布等を持ってきていただく、それと食事という形でしておりますので、その点については、もう少し検討を加えたいと思います。それと、先ほどありましたように高齢者の場合、その後、反省会あたりでも出したんですが、福祉あたりとの共同体制の中で、今、要援護関係もありますので、そういうふうな形でやりたいと思います。確かにおっしゃられるように家で介護されている方とか、そういう車いすの方とか、ベッドの方をどうするかとか、そういう問題もありましたので、今後の教訓にさせていただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第312号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第312号、平成26年度苓北町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで11時45分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時31分

再開 午前11時45分

—————○—————

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

先ほど、一般会計の5ページの方で、起債の件の方の質疑が浜口議員からあっております。今、執行部から一覧表が出ておりますので、後でご確認のほどよろしく願いしておきます。

—————○—————

**日程第11 議案第313号 平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)**

○議長（倉田 明君） 日程第11、議案第313号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） それでは、議案第313号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ158万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ12億250万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、平成25年度決算に伴うものと、社会保険診療報酬支払基金関係の各種納付金・拠出金・交付金の額確定に伴うものでございます。

まず、歳入補正予算の中身についてご説明をいたしますので、6ページをお開きください。款4、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金の2,057万9,000円の減額ですが、説明欄の療養給付費等負担金については、療養給付費等から前期高齢者交付金を差し引いた額に定率32%を掛けて算出しておりますが、今回、前期高齢者交付金が概算交付決定により増額になりましたので、増額分に定率を掛けた額1,602万8,000円を減額しております。又、その下の2つの負担金につきましては、歳出における社会保険診療報酬支払基金関係の介護納付金と後期高齢者支援金等を減額補正しておりますので、定率の32%を掛けて算出した額をそれぞれ減額しております。

7ページをお願いします。項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金578万8,000円の減額ですが、療養給付費等負担金と同様に減額補正額の定率9%相当額でございます。

8ページをお願いします。款5、療養給付費交付金29万2,000円の増額につき

ましては、平成25年度交付金額確定に伴う過年度分の収入でございます。

9ページをお願いいたします。款6、前期高齢者交付金ですが、社会保険診療報酬支払基金の概算交付決定通知により5,004万8,000円の増額補正でございます。

10ページをお願いします。款7、県支出金、項2、県補助金、目2、財政調整交付金578万8,000円の減額は、国の財政調整交付金同様に介護納付金等減額補正額の9%相当額を減額するものでございます。

11ページをお願いします。款11、繰入金、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金6,030万7,000円の減額補正は、平成25年度決算に伴う繰越金や前期高齢者交付金等の増額に伴い、財源が発生いたしましたので、減額するものでございます。

12ページをお願いします。款12、繰越金、項1、繰越金、目1、その他の繰越金4,370万5,000円の増額は、前年度決算による剰余金から、条例に基づく積立金1,000万円を控除した額でございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたします。

13ページと14ページにつきましては、財源内訳変更のための補正でございます。

15ページをお願いします。款3、後期高齢者支援金等は、783万円の減額、及び次の16ページ、款4、前期高齢者納付金等は、4万円の減額、次の17ページ、款6、介護納付金は、639万1,000円の減額は、いずれも社会保険診療報酬支払基金からの決定通知に基づく補正でございます。

18ページをお願いします。款11、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目3、償還金1,584万4,000円の増額は、平成25年度実績に伴い、療養給付費等負担金の返還金でございます。

以上が、平成26年度9月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第313号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第313号、平成26年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに

決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 3 1 4 号 平成 2 6 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（倉田 明君） 日程第 1 2、議案第 3 1 4 号、平成 2 6 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 議案第 3 1 4 号、平成 2 6 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,185 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 9 億 9 2 8 万 8,000 円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、前年度決算に伴うものと、実績報告による国・県及び支払基金分の負担金交付金の額確定によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、6 ページをお開きください。歳入です。款 8、繰越金ですが、前年度決算により、9 7 7 万 2,000 円の増額補正でございます。

7 ページをお願いします。款 9、諸収入、項 3、雑入、目 4、過年度収入、節 1、介護給付費負担金過年度収入ですが、前年度精算による支払基金その他からの追加交付金で、2 0 8 万 5,000 円の増額補正でございます。

8 ページをお願いします。歳出です。款 1、総務費、項 1、総務管理費、目 1、一般管理費、節 9、旅費につきましては、予算に不足が見込まれますので、3 万円の増額補正でございます。

9 ページをお願いします。款 2、保険給付費、項 1、介護サービス等諸費、目 1、介護サービス等給付費、節 1 9、負担金補助及び交付金につきましては、これも予算に不足が見込まれますので、居宅介護サービス給付費として 3 0 0 万円、居宅介護福祉用具購入費として 3 0 万円、地域密着型介護サービス給付費として 4 0 0 万円、特定入所者介護サービス給付費として 5 0 万円、合わせて、7 8 0 万円の増額補正でございます。

1 0 ページをお願いします。項 2、介護予防サービス等諸費は、介護予防福祉用具購入費として 3 0 万円の増額補正でございます。

1 1 ページをお願いいたします。款 6、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金、目 2、償還金 3 7 2 万 7,000 円の増額は、前年度精算により国及び県に対して負担金・交付金を返還するものでございます。

以上が、平成 2 6 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 9ページです。780万円の増額補正のうちに730万円がサービスに係わるんですよね。これは、苓北町が高齢化にだんだんなっていくわけですけども、補正で700万円、今後、今年の見込みではこの補正で収まりそうにあるのか、それともさらに12月、1月、3月で補正していくような状況にあるのかどうか、そこら辺の見通しがわかっておれば教えてください。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 現段階で今の予算で年間の予算が足りるかどうかというのはまだはっきりしておりませんが、今回は、繰越金とかそういった財源がございますので、現段階でここの辺の保険給付費について、その財源を充てて予算をつくったというふうなことでございまして、これで足りるかあるいは余るのかというところまでは現段階ではまだわかっておりません。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 一般質問の中でもお尋ねしましたように、収支の調整は、整合性をとるのは当然のことですが、この介護保険だけでなく、後期高齢者も含めてですが、お年寄り、高齢者の向けての医療費の見込みは、年間のこれまでの状況、昨年の状況等々見ながら、年間計画は厳しいとは思いますが、そういうものは立てておくべきだろうというふうに思います。

○議長（倉田 明君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 介護保険につきましては、只今、第5期の最終年度に入っております。この後、決算の方の審査も、審議も行われると思いますけれども、第5期で計画した介護費用の見込み、それから、これには地域密着型の施設も整備いたしまして、それに見合う保険料何かの引き上げもお願いしたところでございますけれども、現段階では、計画どおりの推移をしているというふうに判断しています。

○議長（倉田 明君） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第314号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第314号、平成26年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定

しました。

—————○—————

日程第 13 議案第 315 号 平成 26 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長（倉田 明君） 日程第 13 議案第 315 号、平成 26 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） それでは、議案第 315 号、平成 26 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 1,324 万 7,000 円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、平成 25 年度決算に伴い、繰越金等の確定によるものでございます。

歳入補正予算の中身についてご説明をいたしますので、6 ページをお開きください。款 1、後期高齢者医療保険料、目 2、普通徴収保険料 6 万 6,000 円の増額は、25 年度で保険料の滞納が生じたための滞納繰越分でございます。

7 ページをお願いします。款 3、繰入金、目 1、一般会計繰入金 88 万 9,000 円の減額は、25 年度の決算に伴い、繰越金の財源が発生しましたので、同額分を減額するものでございます。

8 ページをお願いします。款 4、繰越金ですが、25 年度の決算による繰越金 88 万 9,000 円の増額でございます。

続きまして、歳出補正の説明をいたしますので、9 ページをお願いいたします。款 2、後期高齢者医療広域連合納付金ですが、滞納保険料徴収分を連合会に支払う額 6 万 6,000 円の増額でございます。

以上が、平成 26 年度 9 月補正の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第 315 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第315号、平成26年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（倉田 明君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

-----○-----

日程第14 議案第316号 平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第14、議案第316号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第316号、平成26年度苓北町水道特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ483万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,710万4,000円とするものでございます。内容につきましては、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものでございます。

4ページをお願いいたします。債務負担行為の追加で、志岐地区特定農業用管路等特別対策事業負担金として、平成27年度から平成28年度で1,140万円の負担をお願いするものです。これは町道鞍付線、志岐浄水場から志岐配水地までの区間で、石綿管が使われている農業用水管の撤去工事を、県が事業主体で実施するのに合わせ、同じ区間に入っている水道の石綿管の撤去も一緒に施工していただくため、負担金を支出するものですが、県の事業が補助金の関係で工事完了まで3ヶ年かかるということで、町の負担も3ヶ年にわたってお願いするものです。平成26年度予算して、630万円を計上しております。

歳入につきましては、7ページをお願いいたします。款4、繰入金、目1、一般会計繰入金で、1,100万円の減額です。次で説明します繰越金から歳出に必要な経費を差し引いた額1,100万円を減額するものです。

8ページをお願いいたします。款5、繰越金、目1、繰越金は、前年度決算の確定によります繰越金で1,583万7,000円の増額です。

歳出につきましては、9ページをお願いします。款1、水道費、目1、一般管理費、節2から節4は、人事異動に伴う人件費の変更です。節11、需用費は計器の故障等に

伴う修繕料で２８６万７、０００円の増額です。

１０ページをお願いいたします。款２、公債費、目１、利子は、財源区分の変更でございます。

１１ページの款３、積立金、目１、積立金は、水道基金への積立金５００万円を計上いたしました。

以上で、平成２６年度、苓北町水道特別会計補正予算（第２号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君） ９ページの修繕料が２８０万円で、計器の故障ということで説明があったと思いますが、全体的に施設を見て、かなり経年劣化の部分も多数あるのではないかと思います。そういう意味で根本的に配管の補修、そういう施設の補修、そういうものの計画は立ててあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 施設につきましては、大規模な改修が笹尾、それから志岐浄水場につきましては、一応終わっております。あと他の施設についても維持計画をしております。それから、計器類につきましては、突発的に大雨とか雷あたりもありますけれども、突発的に発生する部分がかなりありますので、そういうところを見越しまして、今回の修繕料の増額をさせていただいております。

○議長（倉田 明君） 他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第３１６号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３１６号、平成２６年度苓北町水道特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１５ 議案第３１７号 平成２６年度苓北町下水道特別会計補正予算（第１号）

○議長（倉田 明君） 日程第１５、議案第３１７号、平成２６年度苓北町下水道特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第317号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億4,246万8,000円とするものです。内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものでございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。款4、繰入金、目1、一般会計繰入金で、100万円の減額です。次で説明します繰越金から、歳出に必要な経費を差し引いた額100万円を減額するものです。

7ページをお願いします。款5、繰越金、目1、繰越金は、前年度繰越金の確定により122万1,000円の増額です。

歳出につきましては、8ページをお願いいたします。款1、公共下水道事業費、目1、一般管理費で、節2から節4は、人事異動に伴う変更です。節11、需用費は、新築に伴いまして公共マスの追加等の要望がありましたので、それに伴う修繕料として106万1,000円の増額しております。

以上で、平成26年度、苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第317号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第317号、平成26年度苓北町下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第318号 平成26年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算
（第1号）

○議長（倉田 明君） 日程第16、議案第318号、平成26年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第318号、平成26年度苓北町農業集落排水特

別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ473万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2,189万2,000円とするものです。内容は、農業集落排水事業補助金の採択に伴うものが主なものです。

歳入につきましては、6ページをお願いします。款3、繰入金、目1、一般会計繰入金は58万7,000円の増額です。これは後で説明しますが、需用費の修繕料の追加に伴いまして不足が生じますので、一般会計からの繰入金をお願いするものです。

7ページをお願いいたします。款4、繰越金、目1、繰越金は、前年度繰越金の確定により15万1,000円の増額です。

8ページをお願いいたします。款6、県支出金、目1、農業集落排水事業費補助金は、補助金の充当率100%の農山村漁村地域整備交付金で400万円の増額でございます。

歳出につきましては、9ページをお願いいたします。款1、農業集落排水事業費、目1、一般管理費で、節9、旅費は、補助事業採択に伴う県との打ち合わせ等の旅費で2万円増額です。節11、需用費は、坂瀬川木場地区におきまして、家屋の新築に伴う公共マスの設置が必要になったため、修繕料として66万円の増額をお願いでございます。又、節13、委託料につきましては、最適整備構想策定業務委託料として、405万8,000円の増額です。これは、平成25年度におきまして、鶴・木場地区の農業集落排水処理施設の機能診断調査を行いました。この結果を受けまして、対策時期とか工法とかを検討して、今後の施設の補修・改築などを計画的かつ効率的に取り組んでいくための整備構想策定を委託するものでございます。

以上で、平成26年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 9ページの最適整備構想策定業務委託料、これは国、県から補助金が出るということですが、先ほど、現状をとらえて今後の計画をしていくということですが、もうちょっと詳しく説明してもらえませんか。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） これにつきましては、平成25年度で機能診断調査ということで、例えば、どこのマンホールが劣化しているとか、配管等の傷みがあるとか、施設について経年劣化とかが発生しているとかということの結果が、今、出ているわけですが、そういったところにつきまして、事業費とか優先順位とか、そういったものを今後決めていって、今後の維持補修に、計画的な維持補修、それから改築に結び付けていくということで、今回実施するものです。先ほど言いましたように、これにつきましては、県の補助金で100%の補助ということで、その単費分を若干上

乗せさせていただいて、今回歳出をお願いしております。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） では、この策定が完了した後は、農集に係わる今後の維持費と
いいですか、そういうものは大まかを越えて、より詳しくといいですか、よりの確に近
いような形で、今後のこれに係わる経費が見込めるということになってくるんでしょう
か。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） そういうことになると思います。それで施設の改修等
が必要な場合につきましては、又、国、県の補助金とか、そういったものを通して
改修とかということに結び付けていくことになるかと思います。又、今回、その改修が
有利なのか下水道への接続等が有利なのかといったことも含めまして、全体的な見直し
も含んだところで今回お願いをしたいと考えております。

○議長（倉田 明君） 他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから
討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第318号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第318号、平成26
年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決す
ることに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第319号 平成26年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会
計補正予算（第2号）

○議長（倉田 明君） 日程第17、議案第319号、平成26年度苓北町特定地域生
活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 議案第319号、平成26年度苓北町特定地域生活排
水処理事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万5,000円を追加
し、歳入歳出それぞれ5,080万4,000円とするものです。主な内容は、前年度繰
越金の確定に伴うものです。

歳入につきましては、6 ページをお願いいたします。款 5、繰越金、目 1、繰越金 4 万 5,000 円の増額です。

歳出につきましては、7 ページをお願いいたします。款 1、特定地域生活排水処理事業費、目 1、一般管理費で、節 1 1、需用費は修繕料の減額です。節 1 4、使用料及び賃借料は、合併浄化槽工事の積算システムリース料の増額です。節 1 9、負担金補助及び交付金は、人事異動に伴う退職手当負担金の増額でございます。節 2 7、公課費は、平成 25 年度決算に伴う消費税の確定申告により、納付額が増額となる見込みのため 5 万円を増額しております。

以上で、平成 26 年度、苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第 319 号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 319 号、平成 26 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

**日程第 18 議案第 320 号 平成 26 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算
（第 1 号）**

○議長（倉田 明君） 日程第 18、議案第 320 号、平成 26 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第 320 号、平成 26 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 131 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 1,261 万 2,000 円とするものでございます。なお、今回の補正は、平成 25 年度決算に伴うことが主な理由でございます。

それでは、歳入補正予算の詳細についてご説明いたしますので、6 ページをお願いいたします。歳入です。款 3、項 1、目 1、繰越金 131 万 5,000 円の増額でござい

ます。平成２５年度の繰越金でございます。

次に、７ページをお願いいたします。歳出です。款３、予備費、項１、予備費、目１、予備費１３１万５,０００円を増額するものです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。浜口君。

○２番（浜口雅英君） この会計は、一般会計から特別会計に、何年前ですかね、数年前に独立させたわけですが、繰越金の額をそのまま予備費に計上してあります。まだ財ノ尾の造成宅地は未売り払いの箇所もかなりあるようです。ちょっとＰＲといいますか、そういうものに、いきなり繰越金をそのまま予備費に回すということじゃなくて、売らんだと、売って利益を上げるんだと、そういう思いがこの補正予算の中には全然出てきていません。財ノ尾の団地は、言うなれば重荷になってきている可能性もあるわけですので、少しでも早く身軽になるために、そういう予算の補正ができる場合は、そういうふうに積極的に回すべきではないかというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 予算を回すということについては、何とも言えませんが、積極的に売りに出るということは当然、仰せのとおりだと思っております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第３２０号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２０号、平成２６年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１９ 議案第３２１号 請負契約〔苓北町役場庁舎空調設備改修工事〕の締結について

○議長（倉田 明君） 日程第１９、議案第３２１号、請負契約〔苓北町役場庁舎空調設備改修工事〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 議案第３２１号、請負契約〔苓北町役場庁舎空調設備改修

工事]の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成26年9月5日提出、
荅北町長、田嶋章二。

記

- 1 工 事 名 荅北町役場庁舎空調設備改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 6,102万円
- 4 契約の相手方 熊本県天草市東浜町16番13号

株式会社 熊電施設天草支店

取締役支店長 光延孝博

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。庁舎の空調設備ですけれども、庁舎建設から只今18年を経過しております。今まで修繕をしながら使ってきておりましたけれども、このたび、元氣基金を活用させていただきまして、全面的に改修を行うものでございます。

改修につきましては、庁舎内の配管につきましては、まだ使用可能でございますので、室外機、室内機を主に取り替えるという工事でございます。ビル用のマルチエアコン室内機85台、それから、室外機15台、それから、この議場ですけれども、空冷ヒートポンプエアコン1台を今回改修を行うものです。

図面を5枚付けておりますので、図面によって説明をさせていただきたいと思っております。まず、1枚目ですけれども、これは室外機の配置、位置図を示しております。左の方が室外機置場Cということで、これは公用車駐車場の横になります。それから、その下が室外機置場Aですけれども、これは機動分団の消防車両の横の位置という形でとらえてください。それから、右の方に室外機置場Bということで、これは一般車両駐車場のところにある部分で、今ある室外機置場を又利用させていただくというような形になります。その次の2枚目ですけれども、これは地下1階の部分の室内機の配置図を示しております。それで斜線の部分ですけれども、斜線の部分については、今回は更新しないということでしております。これはなぜかと言いますと、今ここは室外機で回しているんですけれども、宿直室と男子、女子休憩室という形で、宿直室は毎日のように利用しますけれども、男子休憩室とか女子休憩室は利用しないということもございまして、個別で対応した方がより有利だということで、この部分は今回の工事には入っておりません。

その次のページですけれども、これは2階部分の室内機の配置図です。この地図につ

きまして、斜線の部分につきましては、更新をしないということと、それから、議長室と議員控え室は改修済みでございますので、その部分については今回の工事の中には入っていないということで、ここにつきましては、更新しないというのは、今、電算室がありますけれども、それについては個別で入れておりますので、あと放送室が24時間回っているわけですが、あとの相談室あたりはほとんど使ったり使わなかったり、印刷室もほとんど使わないということもございますので、これも個別で対応した方がより有利であるということで、そちらの方向でやりたいということで、今回、更新しないということです。

その次のページですけれども、これが今回、屋外機を改修する部分です。上の室外機置場Bにつきましては、教育委員会、それに教育長、町民ホール、それから第3委員会室、税務住民課、福祉保健課のところに配管している、あそこの一般車両駐車場のところから、この室外機の部分を今回、更新させていただくというところです。

その次の室外機置場Aですけれども、これは機動分団の消防倉庫の横に置いております室外機の部分です。町長、副町長室、それから水道環境課、又、商工、農水、土木、それから庁議室、総務企画課に配管している部分の室外機を改修するということです。

それから、その右ですけれども、室外機置場Cという形になりますが、公用車駐車場のところですが、大会議室、会計課、それから、議会事務局ということになります。その上の更新しないという書いてある部分については、議会と控え室と議長室の部分については更新しないと、それから議場が含まれております。

最後のページですけれども、ここには室外機から室内機への系統図を書いております。このような形で、斜線を引いている部分が更新をしないということになりますけれども、この部分についても個別で対応した方がより経済的にも安くなるし、有利なものと考えたものですから、このような方法でさせていただきたいと思います。

工期は、来年の3月27日までを予定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。山下君。

○8番（山下時義君） 8番、山下です。只今の総務課長のお話で大体わかったわけですが、ここに入札結果も出ております。この中に町内の業者の名前がないということは、例えば、建築業者であれば1級建築士、2級建築士等のそういう資格を持った社員がその会社に何名かいると、そういう条件があろうと思います。この場合はどういふことでこの入札業者の資格といいますかね、それは認めていかれるんですか、それが第1点ですね。

第2点目は、先ほどの説明で、主に器具を取りかえるというような関係で、これは私の考えではです、町内の業者であっても、それは可能ではなかろうかと、このような

気持ちもあるんですよ。それでそういうことはできなかったのかどうか、この２点についてお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 指名につきましては、県のランクの中で、管工事のＡを採用させていただいております。町内の事業所については、管工事の部分でＡのランクに入っているところはありませんでした。ただ、室内機、室外機が主ですけれども、そこには電気工事も発生しますし、今度の議場のヒートポンプエアコンにつきましては、配管も全て取り替えるということにもなってきますので、どうしても、ある程度技術を持っているところの事業所を指名させていただいたということでございます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○８番（山下時義君） 私がお尋ねしたいことは、結局、元請は光延という、会社がされるであろうけれども、部分的には町内の業者も参入できる部分があるのではなかろうかと、このように思っておりますが、それはできないのですかね、それをお聞きます。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 私たちとしましては、いろいろ検討をさせていただいたのですけれども、先ほど言いましたように更新しない部分については、町内の事業者さんでできるものというような考えでおります。今おっしゃられたのは下請けというような形になるのかどうかわかりませんが、そこはまだ、こちらとしては、こちらからそういうふうにというようなこともできませんので。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○１０番（錦戸久幸君） 役場庁舎が新築されてから１８年ですか、大分年数も経過して老朽化して、取りかえということですが、この役場庁舎の議場に限って言えば、この空調に限って言えば、最初のころからこの部屋の温度を一定に、全体を同じように冷やすとか、同じように暖めるというようなことが非常に難しいという感じを受けておりました。新築当時から。それでも途中でも、いろいろ議会の方からも注文を付けて、何回か調整もされたように記憶をしておりますが、なかなか現在でも冷えるところと冷えないところがあるような感じですよ。ですから、特に議場の中については、部屋の形がこういった形ですので、非常に部屋全体にまで冷気が行き渡るというようなことは難しいと思うんですよ。そこら辺は特に業者の方には、お願いをされましてね、今までよりもよく冷えるように、寒いときは今までよりも暖房効果が全体に平均になるように、是非このことはお願いも改めてしていただきたいなと要望をしておきます。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 今、承ったことにつきましては、今後、工事をされる業者の方にもお願いをしてまいりたいと思います。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） これは当然、入札されたわけですので、設計の中で仕様書とか何かも完全にできとるわけですか。その中で、塩害というのがかなりここは強いんじゃないかなと気がするわけですか。例えば、耐塩処理、室外機あたりは耐塩処理した加工であるかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 確かに今、錦戸議員がおっしゃられたように今の室外機につきましても、塩害の関係で取り付け部分が錆びておりますので、その部分は取りかえるというような形で、ある程度、今回の形としては、以前の部分よりも機械自体は変わってきているというような形で承っておりますので、仕様書の中には塩害という形ではなく、今の室外機より同等以上のものという形をお願いをしたということであります。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 耐塩処理してないのとしてあるのではかなり寿命が、基盤とか何かのもて方が全然違うのですよね、塩害を直接受けないように耐塩処理の場合はなっているからですね、そこら辺がせっかくのこれだけの高価な金額を投資してのことですので、そこら辺までした方が私はいいんじゃないかなという気がするのですけれども、そこら辺はもう入札されて、設計されてのことですので、されているとは思いますが、確認していただければ幸いかなと思います。できるだけというか、多額な金額ですので、再々取りかえることはできないわけですので、そこら辺は検討された方がいいんじゃないかと思います。

○議長（倉田 明君） 総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 仕様の中ではうたってはおりませんけれども、そのような形で今後、業者の方にも、ここは塩害が強いということもございますので、そういうふうな防止についても話を進めていきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第321号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって議案第321号、請負契約〔荅北町役場庁舎空調設備改修工事〕の締結については、原案のとおり可決することに

決定しました。

-----○-----

日程第 20 議案第 322 号 請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2 工区）〕の
締結について

○議長（倉田 明君） 日程第 20、議案第 322 号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2 工区）〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第 322 号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2 工区）〕の締結について。

本町は、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。平成 26 年 9 月 5 日提出、苓北町長、田嶋章二。

記

- 1、工 事 名 苓北町拠点避難地造成工事（2 工区）
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約の金額 9,188 万 6,400 円
- 4、契約の相手方 熊本県天草郡苓北町都呂々 916 番地
前川建設株式会社 代表取締役 前川 敏士

（提案理由）

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。今回の工事につきましては、苓北町拠点避難地の整備を行うものでございます。2 工区は、平面図の拠点避難地の半分より下段の部分でございます。右と左に 2 工区ということで矢印をしております。今回の工事では、拠点避難地の造成 8,777 m²を築造するものでございます。

工事概要としまして、造成地場内の擁壁工 L = 233.1 m、雨水排水のための側溝 L = 537.2 m、及び集水枡工 8ヶ所。フェンス L = 235.5 m、防護柵工としまして、図面右側の下の方に、温泉センターからの避難地へ降りるための通路がありますけれども、この通路の両側に 38 m 防護柵を設置するものです。排水につきましては、No. 5 と 6 の間に、図面下の方の西原川へ土木配水管を布設いたします。この土羽につきましては、張り芝で法面を植生いたします。

次のページをお願いいたします。この縦断面図は、左側が西原住宅側で、右側の方が温泉センター側でございます。

次のページをお願いいたします。この横断図は、No. 1 からNo. 4 の横断図です。図面の中央の左側が、これは7月に議決をいただきました1工区ございまして、今回は、右側が2工区でございます。センターの高さ30.3mから0.7%の勾配を設けまして、30mの高さで排水計画を行っております。No. 1 から3までが、右の方を見ていただきますように、1段の土羽でございまして、No. 4 から次のページのNo. 9 までが2段の土羽になっております。土羽盛土の勾配は1割8分でございます。土羽の下は、右の方が擁壁工で、背後に盛土としてACⅡを使用しております。2工区のACⅡは、約1万6,000m³でございます。図面の一番右側の水路、これは西原川でございます。

次のページをお開きください。No. 5 からNo. 8 の横断図でございます。ここも右側の方の補強土壁の背後をACⅡにより盛土されております。この横断図も盛土されたセンター30.3mから0.7%の勾配を設けまして、30mの高さで排水計画を行っております。No. 5 と6の横断図のところで右側の方に家を書いてありますが、これが今回移転をしていただく家屋2棟でございます。

次のページをお願いいたします。No. 9 から11の横断図です。

次のページをお願いいたします。これは2工区で使用いたします補強土擁壁の展開図でございます。

以上が、請負契約苓北町拠点避難地造成工事（2工区）の締結についての内容でございます。

なお、工期は、平成27年3月27日まででございます。又、今回の入札結果につきましては、別紙のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、隣接住民の不安払拭のためとして、これは1工区のことですが、1工区と2工区が一体になっていますので、今日お尋ねをさせてもらいたいと思います。8月19日の拠点避難地造成工事の説明会の折、工事箇所に隣接する住民から不安視する意見が出ておりましたが、了解は取れたのか、了解が取れたのかというか、納得していただくことができたのかということです。

それから、拠点避難地造成事業の目的と工事のあり方として、7月14日の27回臨時会の折も、津波発生時の仮設住宅用地としての拠点避難地の造成でありながら、仮設住宅建設について、あるいは水道、下水道のライフラインについての説明は一切ない。今日もそのことについては一切ありませんでした。この前の1工区については造成後に考えるという回答でしたけれども、これは手戻りになるんだと、だから、当初から考慮すべきということを、先の27回議会のときに提起しておりましたが、そのことについても何ら触れられておりません。ですので、2工区も1工区と同じようにでき上がってから、手戻り工事としてそういうものに取り組むのか。

それから、工事費の経済性を考慮すべきとして、これは断面図の中に、具体的に入っていきますが、横断面図のNo.5を例にとると、1工区も関係しますが、1工区の掘削土量は今回の図面には入ってはおられません。150.0m³、盛土はなし、2工区は掘削土量は55.7m³、盛土は208.8m³と示されております。1工区と2工区の掘削土と盛土について、それぞれの業者間は、あるいは業者間にどのように対応させるのか、又、1工区、2工区の工区別の掘削全体土量、盛土、全体土量は幾らになるのか。

それから、図面番号8号に3号補強土擁壁の展開図が示されております。補強土擁壁とは、これは1工区のとくにお尋ねしたんですが、よく理解できませんでした。改めてお聞きしますが、どのような意味があるのか。又、平面図の土羽ステップ高さ2.4mですか、おおよそ幅が3.0で設計してありますが、これはどういう目的なのかということです。

次に、この3号補強土擁壁の壁面展開図に高さ5mから8.3m、小さくてよくわかりませんでしたので、概ねスケールアップしました。図示されているのは1.8から9.幾らですか、で示されておりますけれども、No.4から5、6、7、概ね3つですので、6.0mですか、の間には、無理に立ち退きをお願いした箇所も含まれています。そういうことになれば、あえて6mも7mも5mもの擁壁をする必要はないのではないかと思います。これは、後で又触れますが、そこに擁壁がなくても土羽処理でそのもとの家があったところまで届くんではないかということです。

それから次に、造成断面図、図面の(1)及び(2)の横断面図から、No.3は土羽で下りていけば高さ4mから3mの土留め擁壁で対処できるのではないかと。

それから次、No.4は、現地盤の変化点と思うが、変化点にはそれなりの適切な対応が求められるべきと。

次に、No.5、No.6は土羽へ、現地盤へ取り付けることが可能である。擁壁の必要はないのではないかと。

次が、No.5とNo.6は、無理に立ち退きをお願いしたところであるにもかかわらず、高さ5mから6mの補強土擁壁が図示されています。

それから、No.7も土羽での施工と、5mも6mもせずとも低い補強土擁壁の組み合わせで施行すべき。

以上を検討すれば工事費は安くなるのではないかというふうに思います。

それから、次に、景観環境への配慮として、盛土を伴う工事の場合、山を掘削せずに景観に配慮して、ACⅡによる造成工事を進めるという町長の考えを示しておられましたが、本拠点避難地造成工事においては、1工区の2号補強土擁壁工、これはL=50.6m、高さは1mから6m。それから、今回提案された2工区の3号補強土擁壁工、L=233.1m、これは図面の中では1.8から9.1と高さが示されていますけれども、

この1.8の部分はわずかですね、この施工は景観を壊すものではないかということでお尋ねをします。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 隣接した家屋の不安が払拭されたのかということでございます。これにつきましては、8月19日の説明会もありまして、ここに来られた方の背後に、擁壁が立つということで非常に心配をされておられました。この擁壁自体の構造につきましては、構造計算上何ら問題はありません。これは円弧滑りという計算上問題がないわけでございます。しかしながら、再三にわたり、その方のお気持ち、お話を聞く中で、非常に不安を感じておられるということで、その点につきましては、やはり不安を少しでも払拭するというような方向で話をしていきたいと思っております、現在、話を進めまして、先日、今の擁壁を山側の方にずらすということで、その辺につきましては、気持ち的に不安が払拭されたということでご理解をいただいたところでございます。

それと、掘削の床掘り断面、数量につきましてでございますが、ちょっと今すぐは出てまいりませんけれども、それと2番目、水道と下水道のライフラインについて、手戻りが出るんじゃないかということでお話をいただきました。これにつきましても前回お話ししましたが、あくまで今回の工事は造成の工事ございまして、確かに、避難地の仮設住宅を建設ということは念頭にあります。ただ、どのような形で、やはり仮設住宅となれば2年とか3年とか長期にわたって住まれるということも懸念されます。今回、お示した配置図あたりは1基当たり9坪ということで配置をしてつくったわけでございますが、やはり2年、3年というふうなことになりますと、その辺の配置の形も若干変わってくるものと思います。そうしますと、その辺を念頭に入れたところでの配置、配管が必要になってくると思いますけれども、ただ今回、武道館の方から今のトイレの方が入りますので、その下水道あたりにつきましては、今回の道路を造る際に、水道環境課と下水道の本管の、取り付け管の口径とかを協議をいたし、それによりまして、可能であればどのくらいの配管を入れるとか、あくまでもそれは途中まででございますけれども。又、水道管につきましても、水道の口径とかいろんな問題もございますので、それにつきまして、整理が付けば、場内の入り口までということも考えられるんじゃないかと考えております。

それと質問が、擁壁、掘削の土量と床掘りにつきましては、はっきりした土量が出ませんので、又、後でお答えしたいと思います。

この補強土擁壁についてでございますけれども、どのような意味があるのかということでございますけれども、これ自体、背後は今回、ACⅡで自立しておりまして、擁壁自体もしたところでの、特段、どういう意味があるのかということにつきましては、ま

だ、はっきり今の時点ではお答えできません。

それから、今回、No.5か6の家を2軒移転していただくところの、この擁壁につきまして、土羽でいいのではないかというようなことでございました。今回は造成でございますけれども、これが将来、サッカー場の検討委員会等でございます、サッカー場にしたときに、現在は必要ではないわけですが、サッカー場を建設する場合に、調整池というのが必要になってまいります。これは将来的に雨量の水量の計算が通常であれば5年確率でございますが、この都市計画の関係でサッカー場建設につきましては、50年確率ということで非常に雨量が、たくさん降るといふ雨量の中で、この調整池が必要になってまいります。そのときに、今言いました今回立ち退いたところの2軒のところ、将来的には、そういうふうな調整のための池が必要になってまいりますので、そういう意味で、この面につきまして、擁壁を造っておりまして、後でそれを西原川の方に落としていくと、そういうことも必要になってまいりますので、そこは擁壁にしまして、土羽じゃなくて擁壁ということでさせてもらったところです。あとの展開図につきましては、ちょっと、もう1点ですが、ご質問を再度申しわけありませんが、お願いしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） 1問1答式ではありませんので、3回しか質問できないということがありましたので、1回に質問する件数は多くなっております。これで立ち上がって質問すれば2回目ですもんね。

○議長（倉田 明君） どうぞ、続けて言ってください。

○2番（浜口雅英君） まず、答えが出た分にさらにお尋ねしますが、隣接住民の不安を払拭するということで山側に構造物をずらしたという説明があつて、それで理解を求めているんだということですが、とすれば、山側にどの程度ずらしたのかをまず確認させてください。

それから、仮設住宅用地でライフラインについては、今後検討していくということですが、今後検討するということが自体が手戻りなんです。確かこの前の臨時議会の際にはちょっときつい言葉を言いましたよね、これはあなたのお金ですかという言い方をしたと思います。町民の税金を使うんだから、たまたま手戻りになりましたと言うなら、よっぽど許すことはできますが、初めからこれは手戻りになりますよと言ってしてもらっても、町民は納得できませんよ。目的も、サッカー場で、何か50年に1度のどうだこうだという話が出ましたし、一昨々日の一般質問の中でも、拠点避難地造成だということは一言出て、後はサッカー場建設という言葉が再三出てきました。ここはどうしても納得しにくいですね、サッカー場なのか拠点避難地造成なのか又、後で議論するとして、この手戻り工事は、堂々と手戻りしますと言うべきではないと思います。

それから、土羽を途中で接ぐんではないかということですね、これも私たちには広い図面を小さく、小さくしてあって、数値もよくわかりにくいということですね、ところが、それなりに、どなたに見せればよかですかね、町長ですかね、課長ですかね、議長ですかね、この赤の破線が同じ勾配で、高さを、1段ごとの土羽の高さを、これは実際は5mを超えていますけれども、仮に5mにした場合に、同じ土羽で持ってくれば、この擁壁は不必要になると考えます。そのことを先ほど、No.3、No.4、No.5、No.6までですか、話したわけです。特にNo.6、この右側に薄い線が、多分既設の立ち退きをお願いする住宅だろうと思います。これは立ち退きをお願いしたのは、この補強土擁壁を外側といいますか、平面図で見れば、南側にずらすために立ち退いてもらったんですか。何かそこら辺が、立ち退きをお願いしたのに、この家の方は思い出のある家だということでは本当は退きたくないのだという話を再三再四されておりました。

それと、ここに土羽ステップに、高さが2.4メートルの場所に幅3メートルでステップがありますね、これはどういう意味なんでしょうか。

それとあと1つ、景観関係についての回答がなかったですね。あと断面図は今この図面で説明したように、同じ土羽勾配を使っても補強土擁壁は必要ない。この展開図は2.23mありますよね、課長、これは大分要らなくなってくるんです。擁壁の面積がずっと減ってしまうんですよ。そうすると、この工事費はもっと安くできるんじゃないかということです。私は決して、今、落札された業者さんがどうだこうだとかということじゃなくて、まず、町が工事費を設計する段階で、少しでも経済性を考慮して、少しでも工事費を安くすると、これは交付税で返ってくるという話もされますが、これは起債事業なんでしょう。

整理しますと、まず、この土羽ステップの3mは何のためかということと、景観環境を配慮してないのではないかということと、土羽で取り付けることができるのではないかと、したがって、補強土擁壁はもっと少なくて済むのではないかということについて、答えてください。

○議長（倉田 明君） 質疑する方、又、答弁される方ですけれども、いろいろ質問される、又、答弁する内容もいろいろつながっているんでしょうけれども、なるべく、要点だけを簡潔にした方が、お互いにご理解が早いと思いますので、その辺も注意しながら、最低限の内容でしっかりとご答弁いただければ、あるいは質疑をいただければと思います。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先ほどありました隣接家屋のどのくらい離れているかということですが、およそ10mぐらいということで考えております。それから、ライフラインにつきましては、手戻りになるのではないかといい言われましたけれども、先ほど申しましたように、サッカー場の件もございます。それと、先ほど申しまし

たように、仮設住宅の配置関係です。これについて議員も、以前6月議会の中で、2年とか3年とか住むということも考えると3月に示した図面、配置図では非常に窮屈ではないかというようなことをおっしゃられ、確かに短期間で住むわけではありませんので、その辺のことをもう少し整理した上で、配管についてするということで考えておりますので、別段、今、配管をして、それが後でするのが手戻りになるということは、そういうことはないというふうに考えております。

それから、この3mの通路につきましては、通常、上と下の土羽の通路として使うというようなことで、管理の意味も兼ねておると思いますが、3mぐらいの余裕を見ているところです。

それから、これは補強土壁、土羽でいいんじゃないかということを言われますけれども、これにつきましては、これをそのまま土羽でもっていく、下に下ろすというよりも、ここで補強土壁をしまして、この分の排水をこの上に、自由勾配側溝もありますけれども、これを通りまして、下の方の西原川に持っていくということになりますと、今まで直接、下の方に流れてきておりました排水の部分につきましても、このことによりまして随分改善されると思います。これにつきましては、特に問題はないのではないかなというふうに思っております。

景観上につきましても、今、防災ゾーンの擁壁と同じような形で、擁壁自体に模様が入っておりまして、その辺につきましては、景観上は検討して、考慮しているところでございます。以上でございます。

○議長（倉田 明君） 浜口君。

○2番（浜口雅英君） まず、10m退くということですね。とすれば、これは直接2工区には関係ないと思いますが、当初申し上げましたように、この工事は1工区も2工区も一体だということからお尋ねをしております。これが10m下がるということになれば、この平面の形は変えなくてもいいんですか、そこまで検討しているんですか。この部分ですよね、10m押し込むとすれば、この角はなくなるということ。それじゃ土木課長はここら辺については、サッカー場になったときに50年に1度の雨でどうだこうだという話をされましたけれども、この角がなくなるということは、サッカー場としてのコートができなくなる可能性があります。となれば、これは又、温泉センターに寄せたりとか、そういうものがされるのかわかりませんが、そういうことで、まず、10m下げることによって、造成した後の目的、サッカー場なのか避難地なのかわかりませんが、その目的が達成できるのかということ。

それから、ライフラインの話ですが、既にある広場を仮設住宅として使うという場合は、よっと面積を調べてみると、何戸建つとかいと、水道はどがんするとかいということがあってもいいかもしれません。しかし、ここは新たに造成するわけでしょう。であれば、初

めから何戸建てるんだと、この前出とったじゃなかですか、296戸ですか、ああいう形で、まず戸数を決めながら、どこに家を建てる予定だから、1軒1軒の配管までは要りませんけれども、大もとまでの水道管、あるいは下水管、津波のときは地震が来るわけですので、水道管とか下水管ももしかしたら断裂するやもしれません。それはそれとして、そこまで、まず事前の考慮して造成すべきだと思います。

それから、土羽の問題ですが、安全です。排水の問題を出されました。私は排水とか何とかというよりも、これだけ大きな、長さ、3号の場合は233m、高さが、これに示されているのは1.8からですか、面積が出ていませんので、何㎡なのかわかりませんが、どこかにあったですね、1.9から9.幾ら。私はそういう水の問題も大事なんでしようけれども、工事費を比較した場合に大分安く設計できるんじゃないかと、工事がお願いできるんじゃないかと、請負入札に出されるんじゃないかという提案をしております。

それから、土羽ステップの3m、幅員3m、これは通路として使うということですが、何の通路なんですか。これはうがった見方をすると、通常は土羽の場合のステップの幅は幾らですかね、土木課長さん、大体50cm、多くて1mでしょう。そこで押し出すと、これもうがった、そう思わざるを得んとですが、通常は50cmから1mでいいのを無理して3m造った、それは通路なんだと、通路はどこかに行く目的はなかでしょう。行き止まりでしょう。人間が通れば通路かもしれません。しかし、そういう通路は3mも造る必要はないでしょう。明神山の1次避難所のときに、軽トラックまで登れるようにできないかという話をしたときに、そのときは猫車かりヤカーという話が出ましたかね。これに何で3mを造るのですか、ここで3m造るということは、平面図では何か通路らしい、通路ができていいという感じがしますが、断面図からすると、2m分全部外に押し出すわけですよ。ということはそこに埋める土量を増やすと、そういうことにもなってきます。ということで質問します。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 10mぐらいしたときに、サッカー場の、どうかというふうなことでございます。これは、面積的には150.60㎡、はっきりまだ出ませんが、このくらい減ると算定しております。サッカー場自体は、特段これを内側に入れたからということで問題はありません。若干、中に入れたことで仮設住宅の戸数が2戸程度減るものと考えられます。

それから、ライフラインの話になりますが、先ほども申し上げましたが、そういうことで、今いっぱい、いっぱいの戸数で建てたときに、後でまたそういうふうな現実的なものになる、それが手戻りに返ってなるんじゃないかと考えますので、ただ先ほど言われましたように、大もとまで、そこまでどうかということについては、今後、検討の必

要もあるかもしれません。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そのライフラインのことで確認しておきたいんですが、その目いっぱい張り巡らせということなのかな、質問の要旨は。違う、取り出し口だけということね、それはそうですね、はっきり言えば50軒で良かかもしれんし、100軒必要かもしれんしということですから、張り巡らせるのはどうかなと思ったものですから、確認だけ。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長、まだ、続きがあつたのじゃなかと。

○土木管理課長（益田大介君） 今、町長の方から確認をいただきまして、私の理解の中では、その中に張り巡らすということで考えておったものですから、そういうことは無いということで今、ご回答いただきましたので、それにつきましては、取り出し口といますか、それにつきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

それから、ステップにつきましては3mということで、先ほど申しましたが、管理上というような、これだけ3mあつたがよいということでステップは3m設けております。

○議長（倉田 明君） 最後にしてください。浜口君。

○2番（浜口雅英君） ライフラインについては、質問の中でもお話したかと思いますが、大まかな部分でそこまで持ってきておく必要があるのではないかとということで質問をしました。そのことについては今後検討するということですが、これは今後じゃなくて、再三再四申し上げますように、税金を使うんですから、手戻りがないような工事をすべきであるということを再度お伝えしておきます。

それから、幅員3mの道路が今度は管理道路になったですね、そんな取ってつけたような理由はやめてくださいよ。これで終わります。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 1工区に続いて2回目の説明ですけれども、1工区のときの説明と変わった部分というのは、要するに今の、近辺の住民の方との話し合いの結果で、先ほど言われた10m引くのかどうかというようなことが変わる可能性がありますよね、変わる可能性があるとするれば、それが1点。

それから、1工区のときにいろいろ注文も出ておりましたが、周辺の側溝、側溝の流末、流末までの経路ですたいね。水路は、排水の件は1工区の説明のときには、今、2工区になっておるこのグリーンの線がある、ここを下りてきて、下の小川に注ぐというようなことで説明がされておったと思いますが、今度示された図面でいきますと、テラス面をずっと外周を回ってきて、そして、右側と左側に、左右2ヶ所の水路が来て、下の小川まで流れるようなことになっていると思うのですが、要するに水路もそういったことで、2ヶ所に分岐をしたというようなことじゃないですか。

それと、この面積が広大になりますので、降った雨の量が大きな水量になると思うとですよ。ですから、これは将来、余り大きな声では言われんとでしようけれども、サッカー場になるにしても、避難、仮設住宅用地のなるにしても、こうした雨水を利用したそれなりの大きな水槽ですかね、タンク、そういったことも一応計画の中に入れてしておく必要がありはせんかなと思うとですよ。例えば、ここに当初の説明ですと、196戸の仮設住宅ができると、そうしますと、仮にそこが満杯になりますと、満杯の入居者があるとすると、かなりの方が常時、仮設の生活をされるわけです。そうしますと、仮設住宅で、そういったことがあつてはいけませんけれども、万が一火災とか何とかが発生をした場合に、いろんな水道管が破損をして、水を使えないようなときにもそういった水槽があることによって、防火水槽の役目を果たすというようなこともできるんじゃないかなと考えます。もちろんこれには別途、かなりの金がかかると思いますが、全体計画の中でいきますと、そういったことも配慮に入れておく必要がありはせんかなと思います。

それから、今の町の防災施設の造り方の根本的な考え方ですけれども、私は前回の一般質問のときも、地震と津波の関係でお尋ねをしましたけれども、熊本県下の標準的なあれで行きますと、県下を250m画の直線で区切って、そして、それぞれの地質を調べてから、その付近で起きるいろんな可能性の断層がありますので、その断層で発生するであろう地震を想定して県下をそれぞれの、震度幾らの地震が発生するんだというふうなことが示されております。そして又、それによって津波が発生するということも熊本県下統一した基準で示されております。私たちは、苓北町に示されたのは満潮時からいきますと、今、熊本県下の中で指摘をされおりますのは、指導されておりますのは、満潮時から、苓北町の場合は1mから1.5mの高さの津波だというふうなことが町の防災会議でも示された資料でそうっております。ところが、町の広報紙によりますと、津波の高さは満潮時から5mだというふうなことで広報紙にも載せてあります。ですから、いろんな考え方がありますけれども、住民をいろんな災害から守ることが町の1つの大きな責任であるということを思いますので、できれば、熊本県下で示された、そういった統一基準を示して、基準は基準として示して、そして、防災の対策に取り組む必要がありはせんかなと思うとですよ。

それから、今度、この多目的活性化広場で2工区も計画をされて、提案をされておるわけですが、私はこの現在の多目的活性化広場、ここも非常に有望な苓北町の防災施設だと私は考えます。今度、又、さらにいい防災施設を造るんだということで、総額で2億4、5千万円ですか、金を投じて造られるわけですがけれども、この仮設住宅用地を造ることによって、今ある多目的活性化広場の機能が差っ引かれるわけですね、この機能がなくなるわけですよ、それで、その分の減じる分について、私たちはそういったこと

も考えんばいかんとじゃなかかなと思います。こういったことについて、町長のお考えをいただきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は地震のことよりも津波を心配しておりまして、国から聞いた津波の高さは3.1mだと聞いております。基準点からじゃなくて、津波の高さが3.1m、だから、満潮のときはもっと陸上に高く行く、干潮のときは波が低く行くという、そういう感覚でとらえておりまして、そういう状況であるので、天草全体が国の防災の推進地域、防災整備の推進地域になっています。太平洋側は主に強化地域ということになっております。3.1mの津波が来たときに、もし満潮近くであれば、苓北町の沿岸部の家屋は900戸近く壊滅及び水没の可能性があるということでございますので、それに合わせた形でまずは拠点の避難地を今、造っているところでございますし、今後は、たびたび錦戸議員からご指摘のあるように、今あるやつでどこか使えるところがあるのかどうか、あるいは建物が建っているところでも避難できるところがあるのかどうか、例えば今、昔あった富岡温泉ホテルの跡地、今後売却をしたいと思っておりますので、ここに建てられるときは、売却のときに協定を結ぶとか、そういうこともしていきたいと思います。そういう考え方で、国の基準に合わせますとそういうことでございまして、5mとかいろいろ言ったのは、多分、東日本大震災が起こって、国も県もまだ基準を指し示しておられないときのことで、その辺のところの中で話が出てきているのではないかなと、私もそれぞれ暦年で考えていくとそういうこともあったと、最初1.2mに合わせたというのも、実際、東日本大震災の地域が1.2mになさったので答えが出てくるまでに1年以上かかるというお話だったので、そのような形で進めていったわけでございます。

又、もう1つは、多目的活性化広場、これはさらに充実すると思って、確信をしております。広くなります。そして、児童公園等も準備ができます。そこで、その中で散歩なさる方、あるいはサッカーをなされる方、いろんな運動に勤しまれる方等々いらっしゃるかと思います。今、坂瀬川グラウンドが私も予期せぬような形で利用が増えているというのが、やはり散歩ですね、要するに、皆さん道路上を歩くと足腰を壊して良くないというような状況もありまして、あの周辺の人たちは朝3時、4時から起きられる方もいらっしゃるということで、大分歩いておられて、実際に行ってみますと、歩かれる芝生の跡が白くなっている部分がございます。それに併せて、グラウンドゴルフ、そして、この前、夏の終わりには、シニアサッカー大会も6チーム、鹿児島、宮崎、熊本県から来られて、非常に盛んにやられたところでもございます。いろんなスポーツあるいは健康づくりができるものと思っておりますし、今、多目的活性化広場を使っておられる方たちも当然、今度、新たに整備をしますと、今までより以上の、もっと自由に、

もっと広く、あるいは又、新たにできたということの中で、もう少し志岐の広い範囲の方々が活用していただけるのではないかと期待もいたしているところでもございます。

○議長（倉田 明君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 先ほどの防火用の用水、それから、タンクとして調整池の問題がありましたが、これにつきましても、私、今すぐ答えることができませんけれども、今後、どういうのがいいのか検討していきたいと考えております。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は今でも疑問に思っているんですが、拠点避難地を造る場合には調整池は要らないのですよ、要らないと国が言うのですよ。ところが運動公園とか、サッカー場とかとなれば、それは調整池が要るそうです。それで調整池のスペースはある程度、川の側に取っておりますので、今度は多目的広場の代替を造る場合には当然、それが法律で規制されてきますので、調整池が必要になると思います。そこから取水をしていくということはい多いに考えられることでもございますので、まずは拠点避難地を造って、今後どういう形で総合運動公園にするのか、計画を立てましてから、その中で調整池の広さも言われてくると思いますので、そこを又、取水の場所に考えても良いのではないかなと考えております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 今の貯水池の、必要なか、必要ではないかのかというのは同じ面積があっても、用途によって違うわけですかね、基準が。

そして、その次には、これは1工区でも水路はこうしたことでなっとなって、1工区と同じようなことで理解していいんですかね、計画上は。

そうしますと、先ほどの津波の基準ですけれども、私も町の防災会議にも出させていただいて、そのときの資料をいただきました。そのときの資料と、町の方が先に広報で出してありましたね、それがその津波の高さが県が示した防災会議の資料では、1mから1.5m、満潮時からですよ、1mから1.5m、そして、基準点からいけば3.1mというふうな説明資料でした。それで、満潮時からいけば1mから1.5mかなと思っていましたら、町の広報紙で見ますと、満潮時から5mという表記でしたので、今年の3月号ですか、その広報紙に、満潮時から5mという表示があつとですよ、ですからね、これは同じ町が出すのに基準がこうも違えばおかしいなと思うわけですよ。ですから、そういったことで、災害は起こらない方がいいから、そして、高めの津波というのはわかりますけれども、しかし、同じ熊本県下の中で基準をしてあるようですので、それはそれで合わせた方がいいんじゃないかと思っておりますので、そういったことでお願いをしたいと思っております。

それからもう1つは、町長には申しわけないけれども、ここに、多目的活性化広場に

仮設の住宅用地を造るということになると、住民の方も又、あそこにＡＣⅡを石炭灰を積むのかというような声もやっぱりあるわけですよ。それで、そういったことが住民から言われることも余り好ましいことでもありませんし、だから、現在、現存している町有施設も活用すれば、もっといい面もあるんじゃないかという見方もできます。それに又、今度ここを造ってからも又、仮設用住宅地が足りないから、又、場所を探して整備をするんだというふうなことも広報紙にも書いてあります。それでやはり、そのことだけであるのもいがかかなと思うわけですね、仮設住宅用地を造れば全てが解決をするのかと言えば、そういう面だけでもないと思うのですよ。仮設住宅用地が幾らあっても、それだけの災害が来るとしたら、そこには住宅用地はできても、ある程度の期間がかかります。そこに何ヶ月間の期間がかかります。ですから、その間はどうしても、仮設に代わる住まいが要るわけですね。ですから、私はその間、どうしても町民の皆さんに、災害があるならばその日の夜からでも入っていただけるような仮住まいをできるようなことを町も考えていただかなければ、それは、そのときになってから相当混乱すると思うとですよ。仮設住宅用地はあるけれども、入られんと、ですから、そういったことで仮設住宅用地を造っても、そこに入って何事もないようなことになると思われがちですけれども、仮設住宅に入れば入っただけで又、いろんな問題も出てきますし、そういった、今、手前のところで考えられることは、少しずつ、１つずつでも除去していかなといかんと思います。私も災害があったら災害にどう対応するかということは私もそれは必要性を感じますよ。ですから、それは同じですけれども、今の町有施設の活用のあり方、これについて私はそう思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 少し、これは私と錦戸議員、心配するところは一緒かもしれませんが、ちょっと違うところが、当然、町の公共用地は避難場所として一時的に避難する場所としては指定もしてございますし、今後それをしっかり住民の皆様方にお知らせもしていかなければならない。しかし、そこはおっしゃるとおり仮設住宅ができるまで、あるいは２、３ヶ月かかるかもしれません。そのところはそれに耐え得るというか、辛抱してもらいながら、避難場所あるいは体育館なり学校の教室なり、今度使わなくなるところもありますので、そういうところを使わなければならないかと思っておりますが、その後、避難地に仮設住宅用地ができますと、そこに移っていただくと、それでもいろいろあるとは聞いておりますが、しかし、一次避難所で、体育館あるいは教室で同居しながらやっていくというのは、今の広島でも大変な思いをしておられるようでございます。だから、そういうことで、すぐにはおっしゃるとおりのことでいいと思います。時間をかけながら、仮設住宅用地、あるいは仮設住宅用地から自分の家に帰ろうとか、新たに建てようかという人たち、その応援のことも考えていかなければならな

と思いますし、そういうことで、何かあったときに仮設住宅用地、あるいは、もしかしたら、そこを気に入ってもらって、そこに建ててもらふことだってあり得るかもしれません。実際、私が福島県の方を見に行ったときに、とりあえず住宅に入ってもらふと、住宅はちゃんとした住宅ですよ。そして、入ってもらって、気に入ったら買うこともできるというようなことで準備をしておられました。そのもともとは国から100%金をもたらしているということでしたので、できることかもしれませんが、そういった意味で、今度建てる場所が海岸じゃ怖いからおっしゃる方には、当然ある程度余裕をもった土地があれば、そこに建ててもらふということも考えられます。しかし、それは先の先の話で、まずは、災害が起きたら逃げると、命が助かる。そしたら、その晩から泊まる場所が必要である。そして、泊まる場所にしばらく辛抱してもらって仮設住宅を造るというような順序ではないかと私は思っております。

○議長（倉田 明君） 錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それで、町長ね、今、苓北町で防災施設もできました。できましたけれども、要するにその機能として、少し不備なところも、これは議会からも指摘をされましたので、改めては申しませんが、防災施設を造る、そこにはとりあえずの簡単な1回の食事、2回の食事が取れるような備蓄ですたいね、備蓄も備えとかなないと、確かにありますよ、5年間で分けてするんだというようなことで、今2年目ですかね、そうしたことで分けて整備をされておりますけれども、しかし、施設を造ってもそこには置けないところも現実的にありますよね。せっかく防災施設を造るのに、そうした非常食、非常備の簡単な先ほども話がありましたけれども、毛布とかそういったことも考えておかないと、本当に災害があったときに、町は大きな災害には備えて仮設用住宅地をいっぱい造るけれども、肝心のそこまで行かない被害のときに避難するにしても、そこまでの対応がちょっと余りにもなさ過ぎるとじゃなかかというふうな声もありますよね。そういったことで先ほど、仮設に入るまでのとりあえずの住まいをどうするかということで、昔みたいに大広間で大勢の方が暮らせるような、そういったことじゃなくて、日ごろからその施設に合った、例えば、ここは、この区画は何人世帯のところですよ、ここは单身の方ですよ、そういったことを、日ごろからここにはこれだけの人が入るんだというふうな、私は材料費をかけて、災害があったらすぐ、今まで見たいにダンボールで仕切りをする、そういったことじゃなくて、そういった備えを日ごろからしておくことも大事なことじゃなかろうかなと思うとですよ。そうしますと、今の仮設住宅、建てていきよられますけれども、あのくらいの間仕切壁はそれ以上の性能の壁は十分できるのですよ。ですから、プライバシーも仮設住宅にも負けないくらいのプライバシーも保たれるのではなかろうかなと思うとですよ。ですから、そういったことでその辺も町として、その面の検討もしていただきたいなと、それは思います。

それから、先ほども言いましたが、今度、又、これができるから仮設用住宅地が足りないからと造られるのでしょうか、整備を進めていかれるのでしょうか。広報紙にも載っておりましてけれども、ですからね、今、町民の方も、先ほどもちょっと言いましたが、そういったことをすることについて、余りにも石炭灰を使うことが目的にはなっておらんかというふうに危惧をされる人もありますので、そこら辺の町の町有施設をいろいろ活用するようなことで考えていただきたいなと思います。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 石炭灰をわざわざ使うわけではございません。せんだってのご質問の中でも必要な場所に必要に応じて使っていくということで、非常に素晴らしい盛土材でございますので、それは使わせていただきたいと、ただし、今後、もうどこかを考えているようなことは全くございません。もう大体、相当無理してやらないと後は適当な高台というのはできないと思いますので、今後は、今、錦戸議員が従来から言っておられるように、どこかで協力していただけるような高台とか、そういうことは考えていきたいと思いますし、今、正しくおっしゃったような形で、今日の晩から泊まらなければいかんというときに、とりあえず、体育館なり学校の教室なりで活用できるものというのは今後、大いに検討していかなければならないと、今の意見だけは多いに賛成でございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 1つお尋ねをいたします。現在、上津深江の第2避難所は、町の部分というのは完成をされておるわけですがけれども、この前、お聞きしたときに、上物はこういったものをお考えですかということでお尋ねをしたときに、有効な利用の仕方があれば検討していくというお返事で、明確なお答えがそのときにはなかったわけですがけれども、今回は、避難地ということで、その上物としてサッカー場を造るという構想の下で話が進んでいるわけですがけれども、ここが海拔30mで今度されるわけですがけれども、30mの高台にあるサッカー場となると、これはサッカーというのは年間を通して、試合でも競技、練習でも行われるわけですがけれども、当然30mの高台にあるサッカー場となると風が相当吹くと思うんですよね。そういった場合の試合等にどれくらい影響あるか私もよくわかりませんが、周りを、例えば植林なりされるのか、最終的な構想がどうなっておるのか。又、ここの周りに防護ネット等の構想があるのか、そして又、天然芝を植えられるのか、人口芝を植えられるのか、その辺の最終的にといいますか、その辺の構想というのは、どれくらい進んだ中での話になっているのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、拠点避難地を造ることが第一でございますので、これが

でき上がりながら、今後どうするのか、今まだこれをお諮りしているところでございますから、全く、念頭にはございませんが、運動公園として使いたいと、そして、主にサッカー、ラグビー等ができるような場所に造りたいとは思っておりますが、事細かな具体的な計画等々は今ございません。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 私たちも聞かれたときに、町民の方にはここは上物はサッカー場ができるんですよという、もちろん当然、町の構想のもとでお話をするわけですが、造ってるのはいいけれども、上物は全くわかりませんというお話を私たちもできないわけですね、だから、ある程度町の方、方針の下で、例えばこういった感じのサッカー場ができるんですよというのは、お話程度できる範囲内の構想は町の方としても持っていたきたいなという気がするわけです。先ほど言いましたように、中には30mというか、高台に更地を造ったっちゃ、サッカーにそれは向かんもんと言う町民の方もいらっしゃる。だから、その辺で、ある程度いやどういった構想の中でやっているんですよというお話できる程度のことは町側としてはお答をするべきじゃないかなという気がするのですけれども。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 何度も申し上げますが、まず、拠点避難地を造ることですね、サッカーとかラグビーとかいろんな場所でやっております。例えば、スコットランドに行くと暴風みたいに風が吹いているところもあります。どういうふうになるかは今後、やりまして、1つにサッカーとかという限定をするのじゃなくて、今、坂瀬川グラウンドで気づいたわけですが、町民の健康づくりの拠点にも使っていたきたいと、そういう思いの中で、いろんなことができると思います。グラウンドゴルフ、そして、健康づくりのウォーキング等々、できると思いますので、その辺のところは今後でき上がりましたならば、その構想の中でやっていきたいと思いますが、町民の方に聞かれたら、サッカーもラグビーも、そして、健康づくりもできる運動公園だとおっしゃっていただいたら間違いないんじゃないかと思います。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 確認の意味で、聞かれたときには、総合運動公園ができるんですよというお答えにするようにしましょうかね。（「防災」と呼ぶ者あり）防災と運動公園、なかなか難しい答えの仕方だと思うのですが、当然、防災を兼ねた中で、その中の運動公園というのを、当然わかった中ではお話ししますが、だから、さっきから何回を言うように、上物が、ほとんど構想がなしに（「構想はある」と呼ぶ者あり）最初サッカー場というのを前提に出された中の話だったからですよ、町民の皆さんもサッカー場ができるものだと思っておられるわけですね、だから、それを今度は総合運動公

園に返事をする方向に持っていったいいでしょうか。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 総合運動公園というのはサッカーもできますし、ラグビーもできます。どうしてラグビーを言うかという、2019年のワールドカップラグビーというのが日本で初めて開かれます。そういった意味で、九州電力は今、石炭をオーストラリアから持ってきております。オーストラリアから持ってきておりますし、九州電力の社技はラグビーでございます。ラグビーもトップリーグで一番弱い方かな、しかし、オーストラリア旧代表選手とか数名、要するにスカウトして連れてきています。そういうことがあります。今、九州電力は非常に厳しい経営状況にあられるわけでございますが、是非、希望を持って、復活の証として、ここにオーストラリアチームは優勝候補ですから、必ず出場してくると思いますので、是非キャンプなり練習試合を九州電力とやってもらいたい、という、まず、第1のきっかけ、最初は、そういうことも念頭に起きながら、運動公園を造っていければありがたいなと思っているところでございます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 確認の意味で町長にお尋ねいたします。この問題については、平成22年3月11日に東日本で大震災が発生をしまして、私たち議会も宮古市のあの悲惨の状態を視察に行き、苓北町にもやはり避難地が必要だというような、いろいろな議論の中で、せっかく造るのに、志岐の中心地に、しかも一番景観も良い場所に造るのが一番いいんじゃないかと、造るにあたっては一般財源にしてもなるだけ出費が嵩まないように有利な補助金を見つけて造るべきだと、このような話をしてまいったわけでございます。この問題については数回となく議論をし、ようやく4月の臨時会で第1工区の予算が計上されました。そして又、本日、第2工区の只今提案をされております。これによって、一応の避難所と、今、町長がおっしゃったような町民の健康を兼ねた運動公園ができるということで非常に期待している町民も多いわけです。そこで私たちは現在の社会は、なかなか町でも結婚問題も条例を作って頑張っておりますが、人口の増加は望めないと、そこで一番考えられるのは交流人口を増やし、商店街に、そういう来られたお客さんの弁当、あるいはホテル等に宿泊していただき、又、苓北の歴史的な富岡城を初め、見ていただいて、そして、帰ってもらって、又、有名なプロのサッカーでも、キャンプでもしていただいて、あるいは試合でもしていただいて、この苓北がそういう意味で非常に明るい苓北のまちづくりができると私は確信しておりますが、町長の所見をお伺いしたい。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まさにそのときの活性化構想の会議の中で、サッカー場を造る場所をいろいろ議会の方を中心に模索をなさっておったけれども、サッカー場を造るだ

けでグラウンド、それだけ広いところはないわけですから、このコミュニティセンターに隣接した土地に目を付けていただいて、ここがサッカー場になって、そして、運動公園になって、活性化のもとになれば良いなと思っておった中で、災害があつて、避難地として一緒に使えれば。だから、逆転しましたけれども、まずは避難地を造ること、そして、その避難地を造って、日ごろは町民の健康の場、あるいは交流人口の一番の拠点として、運動公園として多いに活用すれば非常に素晴らしいことだと思っております。それは、私だけの考え方ではなくて、もとをつくっていただいた活性化構想の中で出てきたことを少しアレンジをさせていただきましたが、そういうふうになっているわけですので、今でもその考え方は変わってはおりません。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） さっき議論の中で調整池の話が出てきていましたけれども、これは実際避難地とすれば要らない、サッカー場とすれば必要だということですかね。そうした場合に、目的は避難地ですので、要らないわけでしょうけれども、ずっと使っていってサッカー場として、いろんな運動公園として利用した場合に、調整池を造りなさいという指導というのは来ないわけですかね。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） サッカー場に限らず、公園等々を造る場合はある一定以上の広さは調整池が必要だそうでございます。何かわからんとですけれどもね、同じ広場を、拠点避難地なら要らない、公園なら要するというのはちょっと理解しがたいのですけれども、それが今の国の制度だそうでございますので、それに従っていくべきではないかなということで、後々、運動公園を造るということになれば当然、調整池を用意していかなければならないと、この調整池も大体の広さは相談してあるようでございますので、今後、それは確保してある中で、もしそういう作業に移ったならば、認めていただけるようなことには持っていけるのではないかなと考えております。

○議長（倉田 明君） 錦戸俊春君。

○7番（錦戸俊春君） 最初から工事をしていく中で、それを造っていった方がうんと経費的に安く上がるんじゃないかという気がするんですけれども、そこら辺はどんなでしょうか。この2期工事を進めるなかで。

○議長（倉田 明君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 防災拠点として、起債を借りていますので、運動公園としてまで、そのときは、最初一括してとなるとなかなか難しいと、分けてやれば可能性が多いにあるということでした。何だかわからないんですけども、そういうことです。

○議長（倉田 明君） 他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論があります。まず、原案の反対者の発言を許します。浜口君。

○2番（浜口雅英君） 反対意見、本議案について、隣接住民の不安払拭、拠点避難地造成事業の目的と工事のあり方、工事費の経済性、景観環境への配慮について質問した。造成事業の目的とあり方については、本来の目的である仮設住宅については何らの説明もない。仮設住宅の生活必需品である水道等の配慮はなされていない。工事については、既設地盤をよく精査し、補強土擁壁を削減し、経済性に優れた工法を検討し、工事の経済性を再検討すべき。又、景観環境への配慮についても、高さ5 mから9 mの補強土擁壁が長さ200 m近く施工されようとしているのに、これをどのようにカバーするのかその手段も示されていない。よって、議案第322号には反対する。以上です。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。山下君。

○8番（山下時義君） 私は、原案に賛成の立場で討論を行います。先ほどの質疑で申し上げましたように、東日本の大震災を踏まえて、私たち議会は宮古市を視察し、そこで町長は避難地及びサッカー場の建設等についての諮問委員会を立ち上げられ、その結論として、場所は志岐の中心地が良いであろうと、そして又、予算についてはなるべく一般財源が少なく済むように努力をなささいというようなことを提起しております。そして又、この問題については、私たちの結論から約3年が経過しようとしております。そこで、皆さん方もご承知のように、今度の広島のある大災害を見ると、死者72名、行方不明者2名というような大変悲惨な事態が起きております。最初はこの地震に対する恐怖から、やはり避難所の建設が必要であるというようなことでありましたが、最近では、天災、つまりゲリラ豪雨とか、あるいは竜巻とか、そういう自然災害がこの私たち町でも、いつでも発生してもおかしくないような天候状態が続いております。そこで私たちは政治の責任として、そういう場合に、町民がお困りにならないように避難地を造成することは、大変重要な政治課題であると、このように思っております。そして又、平時においては、先ほどから議論がございますように、総合グラウンドとしてサッカーあるいはラグビー、あるいは町民の、老人を中心としたグラウンドゴルフ、夏場であれば野外コンサート、あるいは小学生のレクリエーションの場としても多に利用できます。そういうことで、交流人口を図ることによって、苓北町の姿が、明るい展望が私は開けると思います。この実現に私は大賛成でありますので、賛成の討論をいたします。以上です。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。私はこの議案に対しては反対の立場で反対討論を行います。先ほども申し上げましたが、まず、町広報紙によりますと、今回提案されている拠点避難地の他に、まだ300戸余りが不足するので、用地を探して整備するとしております。その一方で町は、災害発生に備え、現存する施設だけでも5,000人は収容可能としております。この他に来年4月から3中学校が統合されるのに伴い、坂瀬川中学校の校舎やグラウンド、それに都呂々中学校の校舎も活用できます。町民を各種災害から守るためには、こんなに恵まれた自治体も少ないのではないかなと思います。そういったことで、今回、この町民に親しまれてきた多目的活性化広場を仮設用住宅地とするということですが、やはりこの機能も、現在の機能も私は苓北町の防災の機能があると思っております。今回、大きな金もかけて工事をするということですが、有利な起債ということではあります、やはり将来的に苓北町の財政にも負担になっていく面があると私は思います。今年、決算審査の監査委員から出された意見書の中にも、公債費においては、平成32年度をピークに起債の償還額が増える見込みであると、又、予定されているゴミ処理施設整備の広域連合負担金等が増える予定で、しばらくは経常収支比率の改善は難しい状況にあると思われるという記載もございます。確かに、防災施設を造ることも大事ではありますが、今現存する苓北町の町有施設、あるいは県有施設もあります。ですから、そういったものも大いに活用して、そして、町民みんなが災害があったときには、まず第1には安全なところに避難をする。そして、最低限人命を守って、それから後は、災害があったその夜のうちから、今ある苓北町の町有施設、そういったところで、ゆっくりとくつろいでいただける。そして、最悪の場合、停電もありましょう。そして、水の断水もありましょう。そういったときに備えてそういった仮設の住まいのところに、非常電源とか貯水槽、そういったものも日ごろから備えておく、これも1つの大きな防災の考え方だと思いますので、私はこういった大きな防災施設を造ることだけが防災じゃないと思いますので、この議案には残念ながら賛成することはできません。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言者なし〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 私も反対の立場で討論をさせていただきます。私は現在の多目的広場のまま、又、坂瀬川グラウンド、現在ある町有地の高台を利用すれば、これ以上の2次的避難地は必要ないと考えますので、原案に反対をいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言者なし〕

○議長（倉田 明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[発言者なし]

○議長（倉田 明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） これで討論を終わります。議案第322号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議がありますので、起立によって採決します。原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、議案第322号、請負契約〔苓北町拠点避難地造成工事（2工区）〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで15時30分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午後3時16分

再開 午後3時30分

—————○—————

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続きまして本会議を開きます。

—————○—————

日程第21 議案第323号 財産の取得について

○議長（倉田 明君） 日程第21、議案第323号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 議案第323号、財産の取得について。

次のとおり動産を取得するものとする。平成26年9月5日提出、苓北町長、田嶋章二。

記

- 1 取得の目的 中学校統合に伴う通学用スクールバス購入
- 2 取得財産名及び台数 通学用スクールバス（33人乗り）2台
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 取得金額 1,429万9,200円
- 5 契約の相手方住所 熊本県天草郡苓北町志岐43番地1
名称 有限会社 斉藤商会
代表者 取締役 斉藤 直

提案理由です。

地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回取得するスクールバス2台につきましては、来年4月1日に新設開校いたします芥北中学校に通学するに当たって、統合により遠距離通学となります坂瀬川小学校区及び都呂々小学校区の生徒で、自転車通学を希望しない生徒を対象として、2路線で運行を計画しているものです。

購入するスクールバスの主要諸元につきましては、次のページにありますように、車両形式は三菱ローザで、エンジン形式は軽油エンジン、総排気量は2,998CC、乗車定数は33人です。

今回の中学校統合に伴うスクールバスは、交通安全を最優先に考え、主要幹線道路を利用して運行する計画にしております。運行経路は、坂瀬川地区の便が、鶴公民館前を始発として対象の生徒を乗せ、坂瀬川出張所下、猪口病院前を通り、小路漁港前付近で残りの生徒を乗せ、国道324号線を経由して芥北中学校まで。都呂々地区の便が、木場集会所前を始発として対象の生徒を乗せ、都呂々中学校前で残りの生徒を乗せ、国道389号線を経由して芥北中学校までとしております。

運行日は、学校休業日を除く生徒の登校日とし、平日の運行回数は、原則として登校時2回、下校時2回を計画しており、うち1回ずつは、部活動対応便としております。土・日、祝日や、長期休業中に部活動などの活動がある場合は、登校時1回、下校時1回の運行を予定しております。

なお、運行時刻は、学校の日課表に合わせて設定をいたし、夏季、冬季時間などを考慮して、毎月の運行計画の提出等により学校側と協議の上、決定していく他、調整が必要な場合は、その都度学校との協議を行い、運行していく計画です。

又、運行形態につきましては、バスを町で購入して、運行業務をタクシー事業者や貸出業事業者など、地元で旅客運送の事業許可を受けている民間事業者に委託する方針で計画をしております。

今回の財産取得に当たりましては、町内の取り扱い業者10社を選定し、指名競争入札を行いました。うち、1社については、入札辞退届が提出され、残り9社で8月26日に入札を行いました。入札の結果、第1回入札で落札者がなく、引き続き行った第2回入札では、9社のうち7社から辞退届が提出され、残り2社で再入札を行いました。落札者がありませんでした。

この結果を受けまして、地方自治法施行令第167条の2、随意契約に係る条文の第1項第8号、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない

とき」の規定に基づき、随意契約により購入を行うことといたしました。苓北町財務規則第73条第1項で、「随意契約によろうとするときは、2人以上から見積書を徴さなければならない」とする規定がございますので、2回目の入札に応じていただいた2社を選定して、8月27日に見積書を徴した結果、取得金額1,429万9,200円で、有限会社斉藤商会在落札いたしました。

なお、契約に当たりましては、取得価格に自動車税、自動車重量税、自動車取得税、自賠責保険料、リサイクル法関連費用、預かり法定費用を加算した価格をもって契約額といたします。

又、納入期限は、平成26年12月20日までを予定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。野田君。

○1番（野田謙二君） 只今の説明で都呂々方面のバスというのは、木場集会所を出発してということだったんですけれども、木場地区というのは、すでに都呂々小学校のスクールバスというのが回ってきていますけれども、それとの連携というのは考えているのでしょうか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 今回、中学校のスクールバスを運行するに当たりまして、まず最初は、現在の木場から都呂々小学校までの小学校のスクールバスとの連携ができないかということで協議をいたしました。ただ、小学校と中学校では始業時間とか終業時間が違います。又、部活動の時間等にもずれがまいりまして、どうしても調整をした場合には、幾らか小学生に待ってもらうとか、そういう処置が必要でしたので、最終的には総務部会、それから準備委員会の中で、小学校、中学校別便で出した方がいいだろうということで、今回は小学校とは別便の対応になっております。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 確認の意味でお尋ねをいたします。この前、統廃合の件で、スクールバスのことで説明があった折に、このスクールバスに乗れるのは1ヶ月前に申請した生徒でないと乗車はできないというお答えだったと思うんですけれども、その後、できればもうちょっと生徒に関しては、自由に乗れるようなそういった措置ができないか検討をお願いした経緯があるんですけれども、その後、検討されたのでしょうか、それをお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） この件につきましても、総務部会、準備委員会の中でもお話も出ました。大雨とか台風接近時の場合は別途対応することといたしますが、原則として、乗車確認等の管理上、定めた一定期間、この一定期間というのが1ヶ月になるの

か1週間になるのかというのは学校側と協議をしてバスの運行の細則あたりを作ってまいりますけれども、その定めた一定期間については、届出した方法による通学とするということで準備委員会の方でも決定をしていただいているところでございます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 課長に1点だけお尋ねいたします。非常に統合しました本渡中学校何かは自転車通学で学校に登校していらっしゃる方が非常に多いんですね、先ほど課長の話で、自転車通学の、他の方はバスを利用するんだというお話がありましたが、都呂々中とか坂瀬川中で自転車で芥中まで通学しようというような生徒さんがどのくらいいらっしゃるのかおわかりになっておりますか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） この点につきましては、昨年度、統合時の中学校3年生から下の学年、昨年度の中学1年生から小学1年生まで、この保護者と当該生徒の話し合いをもとに事前に調査をしました通学対策に係わる保護者アンケートというのを取りました。その中では、坂瀬川地区においては、48名中14名の29.2%、うち27年度の中学在校生では13名が自転車を通学手段とすると回答をされております。都呂々地区におきましても、同じようにこの調査の中で、56名中11名の19.6%、うち27年度の中学在校生では、6名が自転車を通学手段とすると回答されているところでございます。

○議長（倉田 明君） 山下君。

○8番（山下時義君） 私が何でもこういう質問をするかと申し上げますと、やっぱり一番大切な中学時代に足腰を鍛えておくということは、非常に高校、大学で勉強されるに当たっても、大きな本人のプラスになるということです。そういうことを含めて、私は私の子どもならば、お前は自転車通学をせろと言いますよ。はい、わかりました。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 予定価格と入札比較額というようなことで1,430万円と1,324万740円、1回目で落ちずに随意契約になって、町の示した1,324万円に合わせたような入札額になっておりますけれども、町が予定価格を、この自動車メーカーから設計でこうした額が、回答があったのかどうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 当初の購入費、こちらの予算額を積算する段階では、該当する車両を製造するメーカーのディーラーより参考見積書を徴しております。これにより購入費を積算いたしまして、今回の入札を行ったということでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。浜口君。

○2番（浜口雅英君） これは1回目、2回目、3回目になるわけですね、3回目のと

きは2社から取ってありますが、3回目のときは最低入札者との協議により決定するじゃないですかね、どがんですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） まず、今回の入札につきましては、補助事業ではございませんので、指名競争入札につきましては2回行っております。その後は、先ほど申しましたように、随意契約の要項の中にございますので、随意契約で行うということにしたところでございます。財務規則の中で、随意契約によろうとしたときは2人以上から見積もりを徴さなければならないということがございましたので、幸い指名競争入札の2回目の入札に2社応札をしていただいておりますので、その2社を選定して随意契約による見積もり入札を行ったということでございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） 10番、錦戸です。課長に確認の意味でお尋ねします。先ほどの送迎の件ですけれども、大雨のときとか台風のときは1週間前にですか。これとは別に1週間前にすれば良かと、連絡すれば乗れるということですかね。

それと、例えば、朝学校に行くときは天気が良かったから自転車で芥中まで通学をしましたと、1日授業を受けとるうちに天気が急変をして、とてもじゃないけどカッパも用意しとらん、自転車で来たから帰りはスクールバスでということは、そういったときは無条件に乗れると理解してよろしいんでしょう。どうですかね。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 先ほど、原則として定めた一定期間ということで申しましたけれども、野崎議員の方から1ヶ月ぐらいということでお話があったものですから、その期間については定めておりません。バスの運行の細則で決めることとなりますけれども、例えば、1週間置きの届出方法にするのか2週間置きの届出方法にするのかわかりませんが、その場合は、原則定めた一定期間については、まず、届出した方法による通学をしてもらうということでございます。どうしても大雨とか台風接近時の場合は別途対応するということですので、この場合は自転車等では帰られませんので、スクールバスの中で対応していくということでございます。

○議長（倉田 明君） いいですか。神崎君。

○11番（神崎公顕君） 台風か大雨かというようなことですが、今、錦戸議員から質問のとおり、雨が降った場合は、もう冬は風邪を引くですよ、それですから、直ちにバスに乗れるような、そういった配慮が必要だと思います。台風だ、大雨だと言って、そういうこと言っても生徒は困ったもんでございます。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 確かに総務部会、準備委員会の中でもそういった話もござ

いました。ただし、先ほども言いましたように、このバス停から何人が毎日乗ってくると、ここから何人乗ってくるという、そういう生徒の乗車の確認とかの管理上必要であるということで、定めた一定期間については、その通学方法によっていただきたいということです。どうしても先ほどから申しますように、大雨とか台風の接近とかで帰れないという場合は、スクールバス2台ございますので、その中で対応していくということでございます。

○議長（倉田 明君） 神崎君。

○11番（神崎公顕君） 私はそのバスに乗る生徒の中で班長でも決めとれば、常時乗る人が何名、今日は何名増えましたと、それで良かとじゃなかですか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 当然、当日の乗車確認につきましては、運転手さんにもしてもらいますし、中学生ですので、その中に班長さんを設けて確認はしていただくようなことで計画をしております。

○議長（倉田 明君） いいですか、神崎君は。錦戸久幸君。

○10番（錦戸久幸君） それでね、そのところは余り厳格な運用じゃなくて、今言われたように各停留所から乗るでしょう。生徒が乗る。そうすれば到着先は芥中ですから、一遍乗ったら芥中まで運ぶわけでしょう。途中下車して、今日は学校に行くのをやめたという子がおれば、把握も困るでしょうけど、それは毎日、同じ期間は、例えば今度の決められた期日は何日までは20人申し込みがあったから20人よりも増えてもだめ、そういったことで何かメリットがありますかね。要するに日によって昨日は19人やったけれども、今日は22人乗ったと、そういったことが毎日の記録の中でわかればそれはそれで済むじゃなかですか。そうせんと、これは運用を間違えば、非常に遠く離れたところの地域の保護者から不平が出ますよ。ですから、そのところの運用はもうちょっと弾力的に、子どもたちが乗車をした、今日何人乗車をしました。確かに芥中では何人下車をしましたと、そういった通い帳じゃないけれども、そういった記録を毎日の記録をすればそれでよかつちなかですかね、私はその方が担当部署もそれで楽じゃないかなと思いますけれども。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） その点も、準備委員会の中でもその点が一番論議のものになりました。初めてのことでありますので、原則としてはこういう形でして、その後は臨機応変に対応していくべきだろうということも話をしましたので、まず、やってみてどうなのかということで検討していきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 山本君。

○3番（山本政人君） 今、意見がそれぞれ出ましたように、私もその方がいいんじゃないかな

ないかというふうに思います。臨機応変に対応すべきだと。心配されておるのは保安上の問題といいますかね、子どもたちに万一のことがあったときに困る、そういうことから問題だと思うんですが、いろいろ今、意見がありましたように検討されたらいい案が必ず出るはずですよ。ですから、柔軟性を持たせたスクールバスでなからんと私は本当に問題が出てくるんじゃないかと、そのように思いますので、その点はもう1回十分検討されてみてください。いい方法が必ずあるというふうに思います。以上です。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） はい、わかりました。議員の皆様のご意見をお伺いしましたので、そういったことを含めて準備委員会の中でも、再度検討していきたいと思います。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） この前お話したときも、西川内地区の子どもさんに関しては、小路地区のバスに乗るところ、バス停といいますか、そこまでは自転車通学になるというのを聞いているんですけども、あそこまでのスクールバスの運行というのは、この前、時間の都合上できないというご返答だったと思うんですけども、その辺も検討材料と再度していただいて、西川内までの運行ができないのか、その辺もう一度検討をお願いしたいと思います。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） 停留箇所の件につきましても、準備委員会の中でもご意見が出ました。保護者の説明会の中でもご意見が出ました。ただ停留箇所につきましても、箇所数を増やしますと通学、下校の時間が長くなりますので、その分、家に帰宅する時間も遅くなるというようなこともございます。その他、坂瀬川地区の場合は、西川内地区、遠い地区がございますけれども、他の都呂々地区あるいは今の苓北中校区の中にも遠いところから通ってくる生徒がおりますので、そういったことを考えれば、最低限の停留所にした方がいいだろうということで、それぞれ2ヶ所ずつに決定をしたところでございます。

○議長（倉田 明君） 野崎君。

○6番（野崎幸洋君） 確かに苓北校区の方も遠い方もいらっしゃると思うんですけども、今度、新たに駐輪場とかの計画もあるようです。そういった面からも経済的負担といいますか、経費が掛かるわけですね。それと子どもさん方の、バスに乗っている人の時間は若干延びるかもしれませんが、さらに、それから自転車で自宅まで帰る、その間というのは、その生徒さんに関しては時間が掛かるわけですから、その辺の配慮も、バスであれば西川内地区まで、この前も言ったように小路地区からは片道5分程度でバスは十分着くと思いますので、その辺も、もうちょっと柔軟性を持ったスクールバ

スの運行はできないものかと思うんですけれども、再度検討できませんか。

○議長（倉田 明君） 教育課長。

○教育課長（山崎秀典君） この点につきましては、先ほどから申しますように、停留箇所については、最低限でいくということで準備委員会の中でもお話をし、総務部会の中でもお話をし、各委員の方々にも了承をしてもらっております。そういう中で決定をされた事項でございますので、それぞれ２ヶ所で行きたいということで計画をしているところでございます。

○議長（倉田 明君） なかなか最初、スタート、いろいろ問題があると思いますが、児童生徒さんの安全を第一に、あと親御さんの心配がないように、いろんな角度から改革ができる部分は改革等を願いたいと思います。他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。議案第３２３号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３２３号、財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

○議長（倉田 明君） ここで、認定第３３号からの決算の認定に入ります前に、登本代表監査委員に出席を求めていますので、ご着席をお願いいたします。山本監査委員もお願いいたします。

—————○—————

日程第２２ 認定第３３号 平成２５年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第２３ 認定第３４号 平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２４ 認定第３５号 平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２５ 認定第３６号 平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２６ 認定第３７号 平成２５年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 27 認定第 38 号 平成 25 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 28 認定第 39 号 平成 25 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 29 認定第 40 号 平成 25 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 30 認定第 41 号 平成 25 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 31 認定第 42 号 平成 25 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 32 認定第 43 号 平成 25 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（倉田 明君） 日程第 22、認定第 33 号、平成 25 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 32、認定第 43 号、平成 25 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 11 件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 33 号から認定第 43 号までを一括議題とします。

まず、一般会計から順次提案理由の説明を求めます。認定第 33 号、平成 25 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 認定第 33 号、平成 25 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

平成 25 年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第 233 条第 1 項及び第 2 項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第 3 項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から平成 26 年 7 月 10 日付で提出を受けました一般会計、特別会計に係る決算書につきまして、平成 26 年 7 月 15 日付で監査委員に審査をお願いいたしました。

監査委員におかれましては、平成 26 年 7 月 28 日から 8 月 8 日までの間、各費目ごとに担当課の事情聴取をしていたたきながら慎重に審査をしていただき、その結果につきまして、平成 26 年 9 月 1 日付で適正であるとの審査意見書をいただきました。

膨大な資料と長時間にわたり審査をしていただきました監査委員のご苦勞に対しまして、深く敬意を表するものでございます。

一般会計における決算の状況でございますが、歳入総額 72 億 1,492 万 1,285 円、歳出総額 70 億 1,436 万 5,002 円で、翌年度へ繰り越すべき財源 8,839 万 3,500 円を差し引きますと、実質収支額は、1 億 1,216 万 2,783 円の黒字となりました。

なお、平成 25 年度における主要施策の成果につきましては、別紙でお手元に配付しております。決算の詳細につきましては、企画政策課長及び担当課長から説明をいたさせます。又、認定第 34 号、平成 25 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 43 号、平成 25 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくご認定のほどお願いを申し上げます。

○議長（倉田 明君） 企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） それでは、平成 25 年度苓北町一般会計歳入歳出決算書の内容について説明をいたします。

決算書の 7 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。決算額は、歳入総額が 72 億 1,492 万 1,285 円、歳出総額が 70 億 1,436 万 5,002 円で、歳入歳出差引額が 2 億 55 万 6,283 円です。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額 8,839 万 3,500 円を差し引いた実質収支額は、1 億 1,216 万 2,783 円となりました。この残金の処理につきましては、地方自治法第 233 条の 2 及び地方財政法第 7 条の規定により、6,000 万円を財政調整基金に積み立て、5,216 万 2,783 円を平成 26 年度への繰越金といたしました。

又、平成 25 年度の主要施策成果説明書を別冊で配付しております。どうぞよろしくご審議の上、承認のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉田 明君） 認定第 34 号、平成 25 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 認定第 34 号、平成 25 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の 190 ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額 1,568 万 4,861 円、歳出総額 3 万 6,570 円、歳入歳出差引額 1,564 万 8,291 円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は 1,564 万 8,291 円です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第 35 号、平成 25 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（岡田晴喜君） 認定第 35 号、平成 25 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の198ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額4,103万1,787円、歳出総額58万280円、歳入歳出差引額4,045万1,507円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額は4,045万1,507円です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第36号、平成25年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 認定第36号、平成25年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の208ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億9,601万7,243円、歳出総額11億4,231万584円、歳入歳出差引額5,370万6,659円、翌年度に繰り越すべき財源はありません。実質収支額5,370万6,659円、実質収支額のうち苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額は1,000万円といたしました。

以上が、平成25年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第37号、平成25年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（田尻伸治君） 認定第37号、平成25年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の235ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額8億5,508万3,601円、歳出総額8億3,530万9,955円、歳入歳出差引額1,977万3,646円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,977万3,646円、このうち苓北町介護給付費準備基金条例第2条の規定によります基金繰入額は1,000万円としました。

以上が、平成25年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第38号、平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（山崎敬一君） 認定第38号、平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の255ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億867万9,018円、歳出総額1億778万8,020円、歳入歳出差引額89万998円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額89万998円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はあり

ません。

以上が、平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第39号、平成25年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第39号、平成25年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の268ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額6億3,587万7,044円、歳出総額6億1,763万9,608円、歳入歳出差引額1,823万7,436円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額1,823万7,436円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成25年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第40号、平成25年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第40号、平成25年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の282ページをお開きください。実質収支に関する調書です。歳入総額3億1,694万6,121円、歳出総額3億1,522万3,374円、歳入歳出差引額172万2,747円、翌年度へ繰り越すべき財源50万円、実質収支額122万2,747円です。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成25年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第41号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第41号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の294ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額2,080万3,187円、歳出総額2,060万6,267円、歳入歳出差引額19万6,920円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額19万6,920円です。このうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第４２号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 認定第４２号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をいたします。

決算書の３０３ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額４,１２１万９,３０９円、歳出総額４,０７４万４,０６７円、歳入歳出差引額４７万５,２４２円、翌年度へ繰り越すべき一般財源はありません。実質収支額４７万５,２４２円です。実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） 次に、認定第４３号、平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 認定第４３号、平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

決算書の３１３ページをお開き願います。実質収支に関する調書です。歳入総額４１１万５,３３４円、歳出総額２７９万８,３４０円、歳入歳出差引額１３１万６,９９４円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収支額１３１万６,９９４円、実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（倉田 明君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これから質疑を許します。ただし、明日、火曜日から決算審査特別委員会において審議をお願いする予定でございますので、総括的な質疑とさせていただきます。

なお、質疑は各会計ごとに行います。質疑については、決算書のページを言ってから質疑されますようお願いいたします。

それでは、認定第３３号、平成２５年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成２５年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第３４号、平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第３５号、平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第３６号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第３７号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成２５年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第３８号、平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第３９号、平成２５年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。野田君。

○１番（野田謙二君） 水道の実質収支に関する調書のところで、歳入総額と歳出総額で２段になって値段が出ているんですよね、これの説明がないので、これの意味合いを

教えてください。

○議長（倉田 明君） 水道環境課長。

○水道環境課長（小林和文君） 2段書きになっているうちの上段につきましては、24年度から25年度へ繰り越しをしておりますので、その繰越明許に係る分の決算額でございます。（「上が繰越額」と呼ぶ者あり）そうです。上が繰越額で下が全体の繰越を含んだ額でございます。

○議長（倉田 明君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 他に質疑なしと認めます。平成25年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第40号、平成25年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成25年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第41号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成25年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第42号、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第43号、平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。

本案について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。認定第33号から認定第43号については、議長と議選の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第33号、平成25年度苓北町一般会計歳入歳出決算から、認定第43号、平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算までの11件については、議長と議選の監査委員を除く議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月9日、火曜日、10日、水曜日、11日、木曜日のいずれも午前9時30分から第1・第2委員会室で行います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

日程第33 報告第47号 平成25年度決算における健全化判断比率等について

○議長（倉田 明君） 日程第33、報告第47号、平成25年度決算における健全化判断比率等についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（福田忠輝君） 報告第47号、平成25年度決算における健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成25年度決算における健全化判断比率等の財政指標を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。平成26年9月5日、苓北町長、田嶋章二。

それでは指標について説明いたしますので、2ページをお願いいたします。健全化判断比率の状況ということで、①から④まで番号を付けております。

まず、①の実質赤字比率で、一般会計の赤字比率ですが、赤字はございませんので、数値は上がってきません。

次に、②は連結実質赤字比率で、一般会計と特別会計を合算した赤字比率ですが、これも同じく赤字はありませんので、数値は上がってきません。

次に、③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計、広域連合まで含めた公債費比率で、14.4パーセントになり、早期健全化基準値の25パーセント以内となっております。

次に、④の将来負担比率ですが、一般会計、特別会計、広域連合を含めた将来負担比率で、124.2パーセントでございます。早期健全化基準値の350パーセント以内となっております。

3 ページから 5 ページまでが、計算式等を用いた数値を示しております。

又、決算審査意見書の 53 ページに、今申し上げました数値を監査委員さんに審査していただいた意見書が出ております。(3) の是正改善を要する事項で、特に指摘する事項はないとの意見をいただいております。

以上で、平成 25 年度決算における健全化判断比率等についての報告を終わります。

○議長（倉田 明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで報告第 47 号を終わります。

監査委員の方におかれましては、大変ご苦勞様でございました。本日は、これでご退席いただいて結構でございますが、9 月 9 日、火曜日からの決算審査特別委員会へのご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

—————○—————

日程第 34 報告第 48 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 報告について

○議長（倉田 明君） 日程第 34、報告第 48 号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。朗読は省略します。質疑等はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これで、報告第 48 号を終わります。

お諮りします。9 月 9 日から 11 日にかけて決算審査特別委員会による審査及び各常任委員会開催のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、9 月 9 日から 9 月 11 日までの 3 日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、12 日、金曜日、午前 9 時 30 分から開催します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。どなた様も大変お疲れ様でした。

散会 午後 4 時 27 分

平成 2 6 年 9 月 1 2 日（金）

（第 3 日 目）

平成26年第29回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

平成26年第29回苓北町議会定例会は、平成26年9月12日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	野田 謙二	2 番	浜口 雅英
3 番	山本 政人	4 番	大仁田藤男
5 番	田嶋 豊昭	6 番	野崎 幸洋
7 番	錦戸 俊春	8 番	山下 時義
9 番	松野 重幸	10 番	錦戸 久幸
11 番	神崎 公顕（副議長）	12 番	倉田 明（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	山口 仁人	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教 育 課 長	山崎 秀典	商工観光課長	立山 清剛

8. 議事日程

- 日程第 1 認定第 3 3 号 平成 2 5 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 3 4 号 平成 2 5 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 5 号 平成 2 5 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3 6 号 平成 2 5 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 3 7 号 平成 2 5 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 3 8 号 平成 2 5 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 3 9 号 平成 2 5 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 4 0 号 平成 2 5 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4 1 号 平成 2 5 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 認定第 4 2 号 平成 2 5 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 認定第 4 3 号 平成 2 5 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 発議第 1 3 号 熊本天草幹線道路地域高規格道路の早期完成を求める意見書の提出について
- 日程第 1 3 請願第 5 号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願
- 日程第 1 4 請願第 6 号 農協改革に関する意見書の提出を求める請願書
- 追加日程第 1 発議第 1 4 号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 1 5 号 農協改革に関する意見書の提出について
- 日程第 1 5 陳情等文書表について
- 日程第 1 6 陳情第 4 5 号 「消費税増税の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第 1 7 閉会中の継続審査調査の件

日程第 18 議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（倉田 明君） おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 認定第33号 平成25年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第34号 平成25年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第35号 平成25年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第36号 平成25年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第37号 平成25年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第38号 平成25年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第39号 平成25年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第40号 平成25年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第41号 平成25年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第42号 平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第43号 平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（倉田 明君） 日程第1、認定第33号、平成25年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、認定第43号、平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第33号から認定第4

３号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

会議規則第４１条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。
松野重幸委員長。

○決算審査特別委員長（松野重幸君） それでは、苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告をいたします。

平成２６年第２９回苓北町議会定例会において、本委員会に付託されました平成２５年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

審査日は、平成２６年９月９日、１０日、１１日の３日間であります。場所は、第１・第２委員会室。委員の出席は、委員全員でございます。委員の欠席はありません。委員外の出席は、倉田明議長、監査委員の出席は、登本代表監査委員、山本監査委員。執行部の出席は、町長、副町長を初め、各課長並びに健康増進室長であります。委員会の書記、山口議会事務局長、宮崎総務課長補佐、錦戸企画政策課長補佐。審査の過程、本委員会は平成２５年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書に基づき、監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求めた各資料を含めて慎重に審査いたしました。審査の結果、認定第３３号、平成２５年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第３４号、平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３５号、平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３６号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３７号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３８号、平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第３９号、平成２５年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４０号、平成２５年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４１号、平成２５年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４２号、平成２５年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第４３号、平成２５年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上１１件、全て認定すべきものと決定いたしました。少数意見の留保なし。

次のページをお願いいたします。併せて、次の事項について、執行部に対し要望することを決定いたしました。１、一般会計歳入について、町税等の滞納処理については、引き続き努力されたい。歳出についてでございますが、特記事項はありません。その他の要望事項として、財政状況が厳しくなっている。財政健全化に向けて、更なる取り組みをされたい。職員の資質向上のため、積極的に研修会等へ参加させられたい。熊本天

草高規格道路の早期完成に向けて、国、県等に対し、強く要望されたい。２、坂瀬川財産区特別会計、特記事項なし。３、都呂々財産区特別会計、特記事項なし。４、国民健康保険特別会計、国保税の滞納処理については、引き続き努力されたい。５、介護保険特別会計、保険料の滞納処理については、引き続き努力されたい。６、後期高齢者医療特別会計、保険料の滞納処理については、引き続き努力されたい。７、水道特別会計、施設の長寿命化に向けて、適切な維持管理に努められたい。８、下水道特別会計、施設の長寿命化に向けて、適切な維持管理に努められたい。９、農業集落排水特別会計、施設の長寿命化に向けて、適切な維持管理に努められたい。１０、特定地域生活排水処理事業特別会計、施設の長寿命化に向けて、適切な維持管理に努められたい。１１、宅地造成事業特別会計、宅地販売については、完売に向けさらに努力されたい。以上でございます。

只今申し上げましたことについて、若干補足説明をさせていただきたいと思います。

歳入についてでございますが、毎年度同じような指摘をしておりますが、町税の滞納処理については、町民税、固定資産税、軽自動車税、滞納額がなかなか努力をされておりますが、減っていかない状況であります。納税者との不公平感をなくすためにも引き続き努力されるようお願いするものであります。

次に、その他の要望事項の中で、財政力指数の低下、経常収支比率の改善について努力をされるということでございますが、国、県におかれても大変厳しい中、本町においても財政健全化に向けて一層の工夫や努力をされるようお願いするものであります。

次に、職員の資質向上のために、積極的に研修会等へ参加をさせたいということですが、近年、高額な工事費などの事業、あるいは業務内容などが複雑かつ高度化する中で、さまざまな分野の業務に対応できる人材を育成するために、研修会あるいはその他いろいろの機会を得まして、積極的に参加をされるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、熊本天草高規格道路の早期完成に向けて、国、県などに対して強く要望をしていただきたいと思いますということは、今後、議会として意見書を提出するつもりであります。

次に、特別会計で、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、それから後期高齢者医療特別会計につきましては、只今申し上げましたように、納税者との不公平を失くすためにもさらなる滞納の処理については、努力をしていただきたいと思います。

次に、水道特別会計、下水道特別会計、農業集落排水特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計までの施設の長寿命化に向けて、適切な維持管理を努められたいということでございますが、各施設の長寿命化計画の策定や、ストックマネジメント事業などが取り組まれていることは承知しておりますが、人的努力によって維持管理を適正に実

施すれば、その施設の長寿命化につながるものと考えます。そのようなことから、今回、適切な維持管理ということで要望をいたしました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（倉田 明君） 委員長の報告は終わりました。

決算審査結果報告書についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。採決は、認定第３３号から第４３号までを、それぞれ起立によって行います。

認定第３３号、平成２５年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第３３号、平成２５年度苓北町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第３４号、平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第３４号、平成２５年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第３５号、平成２５年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第３５号、平成２５年度苓北

町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第３６号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第３６号、平成２５年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第３７号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第３７号、平成２５年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第３８号、平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第３８号、平成２５年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第３９号、平成２５年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第３９号、平成２５年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第４０号、平成２５年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定につい

てを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第40号、平成25年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第41号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第41号、平成25年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第42号、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第42号、平成25年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第43号、平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきです。

お諮りいたします。本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、認定第43号、平成25年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

—————○—————

日程第12 発議第13号 熊本天草幹線道路地域高規格道路の早期完成を求める意

見書の提出について

○議長（倉田 明君） 日程第１２、発議第１３号、熊本天草幹線道路地域高規格道路の早期完成を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ここで提案者の説明を求めます。決算審査特別委員会委員長、松野重幸君。

○決算審査特別委員会委員長（松野重幸君） それでは、発議第１３号、熊本天草幹線道路地域高規格道路の早期完成を求める意見書の提出についてご説明いたします。

別紙のとおり意見書を提出するものとする。平成２６年９月１２日提出、提出者、苓北町議会決算審査特別委員会委員長、松野重幸でございます。

次にページをお開きください。文章が長いですから、ゆっくり読みます。

熊本天草幹線道路地域高規格道路の早期完成を求める意見書（案）。

天草島内の２市１町では、約１２万人が生活しています。これまで育んできた独特な伝統文化を有し、歴史と豊かな自然に恵まれ温暖な気候等を生かした農業や水産業と、キリシタン文化等と連携した観光産業が盛んに営まれてきました。

これまで、さまざまな施策が取り組まれてきましたが、若者の働く場所が少ないことなどから少子高齢化の進行が早く、農林水産業などの産業のほとんどにおいて、景気回復は感じられず低迷の状況が続いています。

熊本市中心部から天草市（旧本渡市）の中心部まで約９０km、車で通常２時間２０分。さらに、本町までは４０分もかかる状況です。これまで「地域高規格道路」については、平成１９年９月にその一部である１３．３kmが開通し、１０分を超える時間短縮が図られ、少なからず交通の利便性が向上し地域間の交流促進や島民生活の向上、産業の振興等々に貢献しているものと思われます。しかしながら、整備済区間は全体計画の２０％にも満たない状況であり、天草は熊本県が推進してきた「９０分構想」が達成されていない県内唯一の地域となっています。

又、平成２３年３月の九州新幹線全線開通を機に、天草地域においても観光客の増加等、その波及効果が大いに期待されていましたが、移動時間が長くなる等の理由から交流人口は増えていないのが現状です。ユネスコの世界文化遺産候補に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産（天草市河浦町崎津集落）」が推薦されることが決定したことや日本ジオパークに「天草ジオパーク」が認定されたことなど、明るいニュースもあることから、今後の観光産業を初めとする天草地域の活性化に結びつけていく必要があります。

このようなことから、天草地域における交通基盤は、まさに天草の生命線と呼べるものです。特に、その経済的波及効果が特段に大きいと期待されている「地域高規格道路」の早期完成は、当地域の急務な課題となっています。

よって、国・県におかれては当該事業への重点的な予算配分を行うとともに、熊本天草幹線道路「地域高規格道路」の早期完成に向けてさらに努力されるよう、地方自治法第

９９条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 只今、松野決算審査特別委員会委員長の方から説明がありました。その中で、私が聞き取りにくかった部分に、熊本県が推進するといいますか、９０分構想が２０分というような感じに取られたわけですが、９０分ということでございます。私の勘違いかもしれませんが、そういうことで改めて示させていただきます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。発議第１３号、熊本天草幹線道路地域高規格道路の早期完成を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第１３号、熊本天草幹線道路地域高規格道路の早期完成を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。只今議決されました熊本天草幹線道路地域高規格道路の早期完成を求める意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 請願第５号 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願

○議長（倉田 明君） 日程第１３、請願第５号、手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願を議題といたします。

お諮りします。請願第５号については、会議規則第９２条第２項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

ここで、紹介議員の説明を求めます。野田謙二君。

○１番（野田謙二君） 手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願。紹介

議員、野田謙二です。

趣旨、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することができる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を国に対し提出されるよう請願する。

理由、手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話をつくり培ってきた。

しかしながら、ろう学校では、手話を禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障される。」と定められた。

又、同法22条では、国・地方公共団体に対して、情報保障施設を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

そこで、貴議会において、国に対し、「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を提出されるよう請願する。

平成26年8月25日、請願者、住所、熊本市中央区水前寺6丁目9番4号、団体名、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会、代表者理事長、福島哲美。

意見書の方は別紙にございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（倉田 明君） 只今、紹介議員の説明は終わりました。意見書の案は別紙の方にありますので、ご連絡しておきます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。これから、請願第5号、手話言語法制定

について国への意見書提出を求める請願を採決します。

この採決は起立によって行います。請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、請願第5号は採択することに決定しました。

お諮りします。只今採択されました請願第5号の意見書は、本日の日程に追加し、提出者、賛成者を定め、追加提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第5号の意見書の提出については、追加提案することに決定しました。

—————○—————

日程第14 請願第6号 農協改革に関する意見書の提出を求める請願書

○議長（倉田 明君） 日程第14、請願第6号、農協改革に関する意見書の提出を求める請願書を議題とします。

お諮りいたします。請願第6号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

ここで紹介議員の説明を求めます。田嶋豊昭君。

○5番（田嶋豊昭君） それでは、農協改革に関する意見書の提出を求める請願書。紹介議員、田嶋豊昭。請願者、住所、〒863-2503、熊本県天草郡苓北町志岐1010番地、氏名、苓北町農業協同組合、代表理事組合長、溝上 直。

請願事項

1、「農協改革」に関する取り組みに当たっては、政府・与党からの一方的な強制によるものではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とし、当該改革の内容については政府・与党も十分尊重するよう、働きかけを行うこと。

2、「農協改革」に関する取り組みに当たっては、急進的な改革によって、農協だけでなく地域農業・農村が崩壊することのないよう、各農協を取り巻く地域農業・農村・事業活動の実態を踏まえた取り組みが重視されるよう、政府・与党に対して働きかけを行うこと。

以上の項目について、意見書の提出を求め、請願する。

請願の趣旨

平成26年6月24日に政府が改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」におい

て、これまでと同様「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す」という目標を掲げるとともに、新たに「農協改革」の推進等が盛り込まれた。

これまで、JAれいほくは、県・市町村等の行政関係機関と密接に連携しながら、「農協改革」の目的である地域農業・農村の発展に取り組んできており、今後も当該取り組みを継続していくところである。

しかしながら、今回の「農協改革」に関する今後の政府の取りまとめ如何では、JAれいほくがこれまで果たしてきた機能が低下し、行政関係機関と連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になるなど、地域農業・農村に対して多大な影響が出ることが懸念される。

よって、今後予定されている農協法の改正など、次期通常国会で審議される「農協改革」については、地域からの声を発信するため、上記、請願事項の実現を強く求める。

よろしくお願いいたします。意見書の方は次ページに載っておりますので、ご覧ください。

○議長（倉田 明君） 以上で紹介議員の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。これから請願第6号、農協改革に関する意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。請願第6号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（倉田 明君） 起立多数です。したがって、請願第6号は、採択することに決定しました。

お諮りします。只今採択されました請願第6号の意見書は、本日の日程に追加し、提出者、賛成者を定め、追加提案したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、請願第6号の意見書の提出については、追加提案することに決定しました。

ここで追加日程のため、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前9時40分

再開 午前9時45分

—————○—————

○議長（倉田 明君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

—————○—————

追加日程第1 発議第14号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長（倉田 明君） これから、追加日程についてを議題とします。追加日程第1、発議第14号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。野田謙二君。

○1番（野田謙二君） 「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情で伝える独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う人たちにとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たな手話も培ってきた。

しかしながら、ろう学校では、手話を使うことが制限されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて国は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められた。

また、同法22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけており、国として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向けた法整備を実現することが必要である。

よって、国におかれては、「手話言語法」を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、文部科学大臣、下村博文様、厚生労働大臣、塩崎恭久様。

以上です。

○議長（倉田 明君） 提出者の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。発議第14号を採決します。

お諮りします。本案については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号、手話言語法制定を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今議決されました手話言語法制定を求める意見書については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第2 発議第15号 農協改革に関する意見書の提出について

○議長（倉田 明君） 追加日程第2、発議第15号、農協改革に関する意見書の提出についてを議題とします。提出者の説明を求めます。田嶋豊昭君。

○5番（田嶋豊昭君） それでは、農協改革に関する意見書の提出について、別紙のとおり意見書を提出するものです。平成26年9月12日提出、提出者、苓北町議会議員、田嶋豊昭、賛成者、苓北町議会議員、大仁田藤男さん、賛成者、苓北町議会議員、野田謙二さんです。

それでは、農協改革に関する意見書。

平成26年6月24日に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が改訂され、政府は「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指す」という目標のもと、新たに「農協・農業生産法人・農業委員会の改革推進」を盛り込んだ。

特に、「農協の改革推進」においては、JAの事業や組織運営のあり方、JA・連合会等の組織形態の見直し、中央会の新たな制度への移行等、幅広い提言がなされており、これらの内容を具現化するための法律改正等が来年の通常国会で行われる予定となっている。

苓北町の農業振興や農村社会の維持・発展については、これまでJAと一体となって取り組んできており、今後もこの関係を継続していく必要があると認識している。

しかしながら、「農協改革」に関する今後の政府の取りまとめ如何では、JA組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、次期通常国会で審議される予定となっている「農協改革」については、下記の事項を十分踏まえて慎重に対応するよう強く求める。

記

1、農業者の協同組織であり民間組織であるＪＡに対して、強制的な組織変更をさせるのではなく、あくまでも農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を基本とするよう、十分配慮すること。

2、ＪＡの行う事業は、地域社会のインフラを支える役割を担っており、この役割は今後も大きくなっていくことから、ＪＡの事業について地域実態を無視したような過度な干渉は行わず、自主性を尊重すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、山崎正昭様、内閣総理大臣、安倍晋三様、農林水産大臣、西川公也様、内閣府特命大臣、有村治子様、内閣官房長官 菅 義偉様。

よろしくお願いします。

○議長（倉田 明君） 提出者の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 討論なしと認めます。発議第１５号を採決します。

お諮りします。本案については、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、発議第１５号、農協改革に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。只今、可決されました農協改革に関する意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

—————○—————

日程第１５ 陳情等文書表について

○議長（倉田 明君） 日程第１５、陳情等文書表についてを議題とします。

本日まで受理した陳情は先にお配りしました４件です。

陳情第４１号、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配付・販売について自治体独自での実態調査及び是正を求める陳情。

陳情第４２号、地方自治体における政党機関紙「しんぶん赤旗」の勧誘・配付・販売について実態調査を要請する意見書の採択を求める陳情。

陳情第４３号、２０１４年国民平和大行進などの諸行動へのご協力と支持・賛同と募金をお願い。

陳情第４４号、軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情。

以上の４件については、議会運営委員会にお諮りし、議会運営に関する申し合わせにより、議員配付とすることに決定しましたので、お手元に配付しております。

—————○—————

日程第１６ 陳情第４５号 「消費税増税の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情

○議長（倉田 明君） 日程第１６、陳情第４５号、「消費税増税の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第４５号については、会議規則第９２条第２項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

これから、陳情第４５号、「消費税増税の撤回を求める意見書」の提出を求める陳情を採決します。この採決は、起立によって行います。陳情第４５号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（倉田 明君） 起立少数です。したがって、陳情第４５号は、不採択とすることに決定しました。

—————○—————

日程第１７ 閉会中の継続審査調査の件

○議長（倉田 明君） 日程第１７、閉会中の継続審査調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会広報委員長から会議規則第７５条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第 18 議員派遣の件

○議長（倉田 明君） 日程第 18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田 明君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 26 年第 29 回苓北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れ様でございました。

—————○—————

閉会 午前 10 時 27 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員